

修正案

※下線部：今回の修正箇所

今治市地域防災計画

(風水害等対策編)

今治市水防計画



(令和 6 年度修正)

今治市防災会議

【本計画における用語の定義】

用 語		定 義
避難場所等	指定緊急避難場所 (避難場所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。(災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係)
	指定避難所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。(災害対策基本法第 49 条の 7 関係)
	指定一般避難所	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。(災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係)
	指定福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。(災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係)
	一時集合場所	各地域において、避難場所及び指定避難所への避難を行う際に一時的に集合する場所をいう。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知する。
避難路		避難場所へ通ずる道路又は緑道であつて、避難圏内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
避難経路		避難場所や一時集合場所へ避難する際に利用するのに適した道路等をいう。各地区において、自主防災組織等があらかじめ指定し、地域住民に周知する。
地区防災計画		地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(災害対策基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係)
要配慮者		高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病疾患、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号関係)

用 語	定 義
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（災害対策基本法第 49 条の 10 関係）
罹 災 証 明 書	災害により被災した住家について、住家の被害認定調査等を行い、その被害の程度を証明したもの。（災害対策基本法第 90 条の 2 関係）
罹 災 届 出 証 明 書	住家以外のものが罹災した場合において、証明の発行が必要な場合に、被災者からの罹災の届出があったことを証明するものをいう。
被 災 者 台 帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（災害対策基本法第 90 条の 3 関係）
L ア ラ ー ト (災害情報共有システム)	災害時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。
J ア ラ ー ト (全国瞬時警報システム)	緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。
D M A T (災害派遣医療チーム)	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。
D P A T (災害派遣精神医療チーム)	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。
D H E A T (災害時健康危機管理 支援チーム)	大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。
ト リ ア ー ジ	災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。
福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト	現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定避難福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。

今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画

目 次

第 1 部	総 則	
第 1 章	計画の主旨	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	2
第 3 節	計画の位置付け、構成	3
第 4 節	計画の修正	4
第 5 節	他の計画との関係	5
第 6 節	計画の習熟	5
第 7 節	防災基本方針（防災ビジョン）	5
第 2 章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第 3 章	市民及び事業所の基本的責務	19
第 1 節	市民の基本的責務	19
第 2 節	事業所の基本的責務	19
第 4 章	市域の災害環境	21
第 1 節	自然的条件	21
第 2 節	社会的条件	24
第 3 節	災害履歴	25
第 2 部	災害予防計画	
第 1 章	防災思想・知識の普及	27
第 1 節	市職員に対する教育	27
第 2 節	教職員及び児童生徒に対する教育	28
第 3 節	市民に対する防災知識の普及	28
第 4 節	関係機関の活動	31
第 5 節	企業防災の推進	31
第 2 章	自主防災組織活動	32
第 1 節	市民の果たすべき役割	32
第 2 節	自主防災組織の育成強化	33
第 3 節	地域における自主防災組織の果たすべき役割	35
第 4 節	自主防災組織と消防団等との連携	38
第 5 節	事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）	38
第 6 節	地区防災計画の策定	41
第 3 章	ボランティア活動の環境整備	43
第 1 節	ボランティアの養成等	43
第 2 節	ボランティアの果たすべき役割	44

第4章 防災訓練の実施	46
第1節 総合防災訓練	46
第2節 市職員における防災訓練	47
第3節 地域及び各種施設等における防災訓練	48
第4節 消防機関における防災訓練	49
第5節 他の防災訓練への参加協力	50
第6節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	50
第5章 業務継続計画の策定・見直し	51
第1節 業務継続計画の概要	51
第2節 市の業務継続計画	51
第6章 火災予防対策	52
第1節 出火防止、初期消火	52
第2節 火災予防査察	54
第3節 防火対象物の防火対策	54
第4節 危険物施設等の防火対策	54
第5節 船舶の防火対策	55
第6節 消防力（消火）の拡充強化	55
第7節 消防水利の整備	56
第7章 林野火災予防対策	57
第1節 林野火災消防計画の確立	57
第2節 林野火災予防思想の普及、啓発	57
第3節 防止対策の推進	58
第8章 水害予防対策	59
第1節 重要水防箇所等の把握	59
第2節 浸水想定区域内の避難体制の整備等	60
第3節 水防対策	61
第4節 道路・橋りょう施設の維持管理及び道路災害の事故防止	66
第9章 高潮災害予防対策	67
第10章 土砂災害予防対策	68
第1節 土砂災害危険箇所の把握	68
第2節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等	70
第3節 土砂災害対策	71
第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等	72
第11章 孤立地区対策	73
第12章 避難応急体制の整備	75
第1節 避難応急体制の整備	75
第2節 避難場所及び指定避難所の指定	76
第3節 避難路の指定	79

第4節 安全な避難の確保対策	79
第5節 広域一時滞在	83
第13章 市民生活の確保対策	84
第1節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備	84
第2節 食料及び生活必需品等の確保	87
第3節 飲料水等の確保	88
第4節 物資供給体制の整備	89
第5節 医療救護体制の確保	91
第6節 救急救助体制の確保	95
第7節 防疫・衛生活動の確保	96
第8節 保健衛生活動体制の整備	96
第9節 し尿処理体制の整備	97
第10節 ごみ処理体制の整備	99
第14章 要配慮者の支援対策	101
第1節 要配慮者の安全確保体制の確立	101
第2節 社会福祉施設等における対策	108
第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策	108
第15章 広域応援及び受援体制の整備	109
第16章 情報通信システムの整備	113
第17章 緊急輸送体制の整備	117
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	117
第2節 陸上輸送の環境整備	117
第3節 航空輸送の環境整備	118
第4節 海上輸送の環境整備	118
第5節 運送事業者等との協力体制の整備	119
第18章 防災都市づくりの推進	120
第1節 安全・安心な都市づくりの推進	120
第2節 市街地の整備	121
第3節 公園等オープンスペースの確保	121
第4節 道路施設の整備	122
第5節 建築物の不燃化	122
第6節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止	123
第7節 地下空間の浸水防止	124
第8節 コンピュータの安全対策	124
第19章 ライフラインの災害予防対策	126
第1節 水道施設	126
第2節 下水道施設	127
第3節 工業用水道施設	127

第4節 電力施設	127
第5節 ガス施設	128
第6節 電信電話施設	129
第7節 廃棄物処理施設	130
第20章 公共土木施設等の災害予防対策	132
第1節 道路施設	132
第2節 河川管理施設	133
第3節 海岸保全施設	134
第4節 港湾施設	134
第5節 漁港施設	135
第6節 農業用施設	136
第21章 危険物施設等の災害予防対策	138
第1節 危険物施設	138
第2節 高圧ガス施設	139
第22章 資機材等の点検整備	140
第23章 海上災害予防対策	142
第1節 関係機関の活動	142
第2節 排出油等の防除に関する協議会の活動	143
第24章 原子力災害予防対策	144
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	144
第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	145
第3節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	145
第4節 防災訓練等の実施	146
第5節 原子力災害時等における避難者受入支援体制の整備	146
第25章 災害復旧・復興への備え	147
第1節 平常時からの備え	147
第2節 複合災害への備え	148
第3節 災害廃棄物の発生への対応	148
第4節 各種データの整備保全	149
第5節 公費解体に関する体制の整備	149
第6節 保険・共済の活用	149
第7節 罹災証明書交付体制の整備	149
第8節 復興事前準備の実施	150

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急措置の概要	151
第2章 応急活動体制	153
第1節 活動体制の区分・配備	153
第2節 災害警戒本部（水防本部）	156

第3節 災害対策本部	158
第4節 活動体制区分別職員配備（風水害等）	161
第3章 情報活動	162
第1節 情報連絡体制	163
第2節 特別警報・警報・注意報・気象情報の種類	166
第3節 被害状況の収集、伝達	173
第4章 広報活動	181
第1節 実施機関とその分担	182
第2節 広報の実施手順	183
第3節 報道機関への発表、協力要請	185
第4節 広聴活動	186
第5節 市民が必要な情報を入手する方法	187
第6節 被災者の安否に関する情報の提供	187
第5章 広域応援活動	189
第1節 県に対する応援要請	190
第2節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請	191
第3節 広域応援の受入れ	193
第4節 自衛隊の災害派遣要請	194
第5節 海上保安庁に対する支援要請	198
第6章 避難活動	200
第1節 高齢者等避難、避難指示等	200
第2節 避難誘導及び避難の方法	210
第3節 各施設における避難対策	211
第7章 指定一般避難所運営	215
第1節 指定一般避難所の開設	215
第2節 指定一般避難所の管理運営	218
第3節 指定一般避難所の閉鎖	220
第8章 緊急輸送活動	222
第1節 緊急輸送の配慮事項	222
第2節 緊急輸送の対象	223
第3節 緊急輸送の段階別対応	223
第4節 緊急輸送体制の確立	224
第5節 輸送活動	225
第9章 交通確保対策	226
第1節 陸上交通の確保対策	226
第2節 海上交通の確保対策	230
第10章 災害拡大防止活動	232
第1節 消防活動	233

第2節	水防活動	236
第3節	地下空間浸水災害対策	247
第4節	土砂災害応急対策	248
第5節	人命救助活動	251
第6節	医療救護活動	252
第11章	生活救援活動	258
第1節	食料の供給	259
第2節	生活必需品等の供給	261
第3節	飲料水の供給	264
第4節	応急仮設住宅の確保等	266
第12章	環境、保健衛生対策	272
第1節	し尿の処理	273
第2節	ごみの処理	275
第3節	障害物の除去	276
第4節	災害廃棄物の処理	278
第5節	防疫・保健活動	281
第6節	行方不明者の捜索及び死体の措置	283
第7節	災害時における動物の管理	286
第13章	要配慮者に対する援助活動	288
第14章	孤立地区に対する支援対策	291
第15章	ボランティア活動対策	293
第16章	ライフラインの確保対策	296
第1節	水道施設	296
第2節	下水道施設	299
第3節	工業用水道施設	299
第4節	電力施設	300
第5節	ガス施設	301
第6節	L P ガス施設	302
第7節	電信電話施設	303
第8節	災害廃棄物処理施設	305
第17章	公共土木施設等の確保対策	307
第1節	道路施設	307
第2節	河川管理施設	308
第3節	その他の公共土木施設等	309
第18章	応急教育活動	311
第1節	応急教育の実施	311
第2節	学用品の調達及び支給	314
第3節	文化財の応急措置	314

第19章 社会秩序維持活動	315
第20章 各種災害の応急対策	317
第1節 危険物等災害応急対策	317
第2節 海上災害応急対策	319
第3節 原子力災害応急対策	326
第4節 突発重大事故等応急対策	329
第5節 大規模火災活動応急対策	330
第6節 林野火災活動応急対策	331
第21章 災害救助法の適用	333
第4部 災害復旧・復興計画	
第1章 公共施設の災害復旧	337
第2章 民生安定計画	340
第1節 住宅の確保	340
第2節 雇用機会の確保	341
第3節 義援物資、義援金の受付及び配分	341
第4節 日本郵政グループの救援対策	343
第5節 罹災証明書等の発行	343
第6節 被災者台帳の作成	344
第7節 要配慮者の支援	345
第3章 経済秩序安定計画	346
第1節 税、公共料金等の措置	346
第2節 災害弔慰金、生活資金等の支援	347
第3節 被災者生活再建支援金	348
第4節 中小企業・自営業への支援	349
第5節 流通機能回復	350
第6節 生活相談の実施	350
第4章 復興対策	352
第1節 災害復興本部の設置	352
第2節 復興計画の策定	352
第3節 災害復興事業の実施	355

第 1 部 総 則

第1章 計画の主旨

《章の体系》

第1章 計画の主旨	
第1節	計画の目的
第2節	計画の性格
第3節	計画の位置付け、構成
第4節	計画の修正
第5節	他の計画との関係
第6節	計画の習熟
第7節	防災基本方針（防災ビジョン）

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、今治市防災会議が作成する計画であって、今治市に係る災害に関し、市、県、関係機関及び公共的団体が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第33条により洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮などによる水害を警戒防止し、これによる被害を軽減するため大綱を定め、もって水防の万全を期することを目的とする。

さらに、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震・津波防災対策の推進を図る。

特に、地震・津波災害による人的被害等を軽減するための減災目標を設定し、その実現のために市民運動を展開する。

なお、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定された。

市は、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「今治市国土強靱化地域計画」（令和2年8月）を定めており、本地域防災計画や各種分野別計画における本市の国土強靱化に関する部分についての指針として位置付けられる。

この「今治市国土強靱化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

なお、段階的にリスクが高まる災害特性や、近年の大規模水害や複合災害の発生状況を考

《総則》 1 計画の主旨

慮した風水害等の対策を実施するため、「今治市地域防災計画」と「今治市水防計画」を統合した計画とする。

第2節 計画の性格

この計画は、市域に係わる防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、関係機関、公共的団体及び市民が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

また、市、県、関係機関、公共的団体及び市民の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。

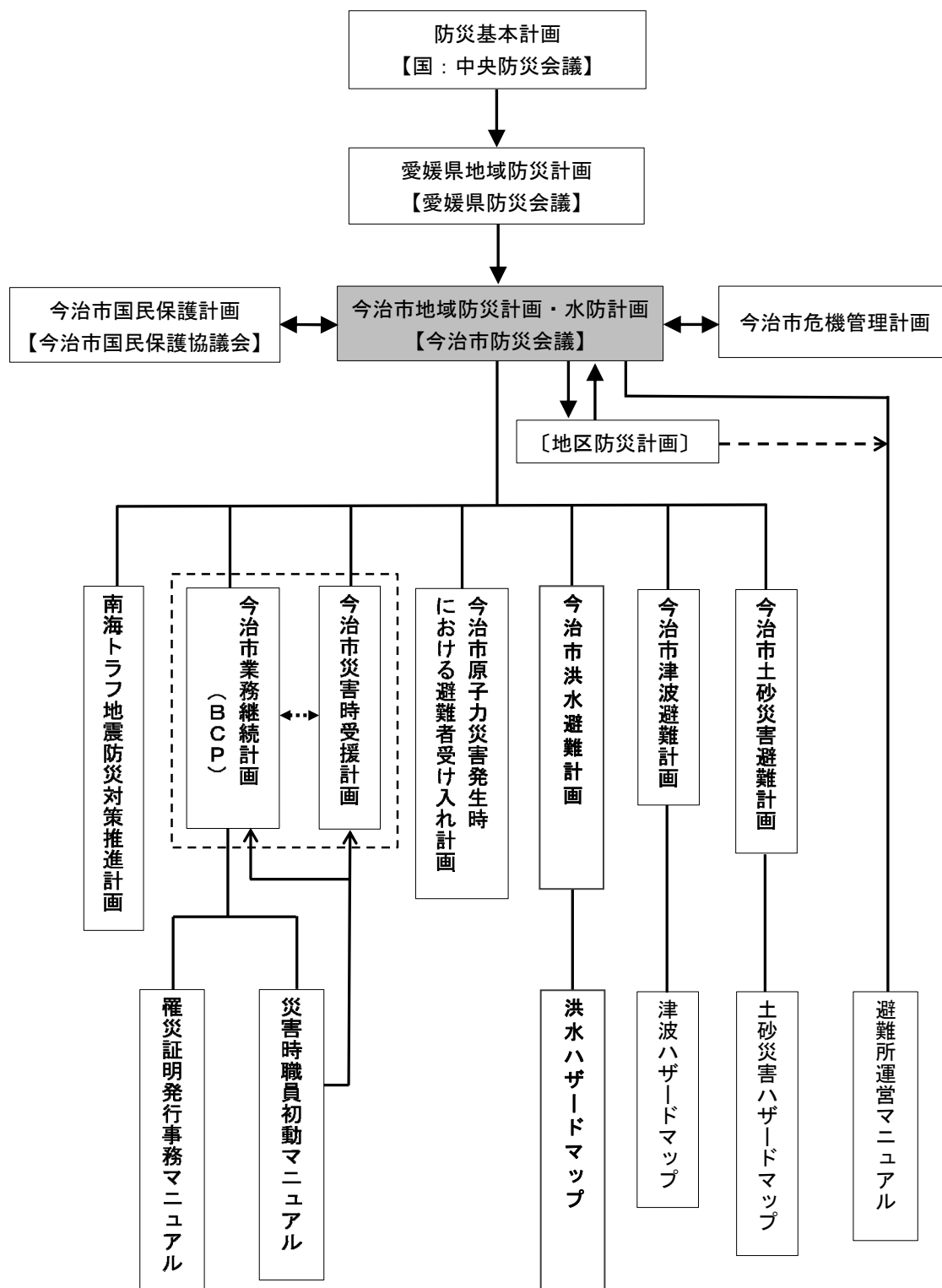
第3節 計画の位置付け、構成

1 計画の位置付け

この計画の位置付けは下記体系図に示されるとおりとなる。

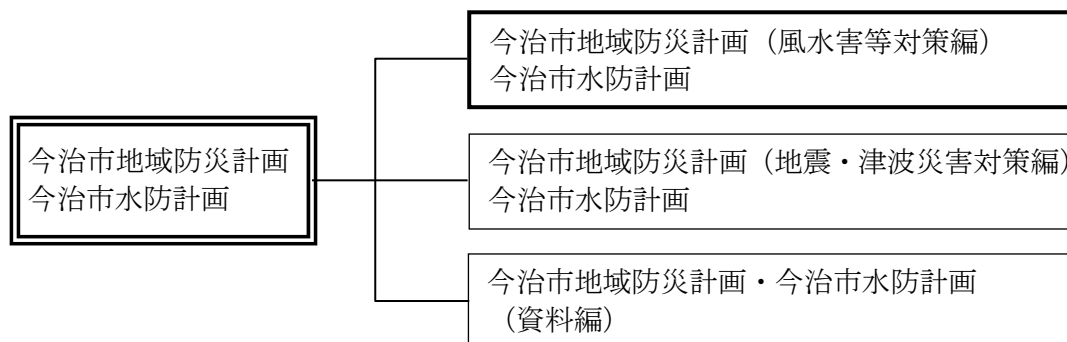
今治市防災計画の体系図

(防災危機管理課所管計画)



2 計画の構成

今治市地域防災計画・今治市水防計画は、今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画、今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編）・今治市水防計画、今治市地域防災計画・今治市水防計画（資料編）の3編で構成する。



本編は、そのうちの今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画であり、別冊で作成する。

3 本編の構成

本編は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は次の4部による。

(1) 第1部 総則

防災関係機関の業務、市民及び事業所の基本的責務、市域の災害環境及び防災基本方針（防災ビジョン）を示す。

(2) 第2部 災害予防計画

平常時の災害応急対策への備え、地域防災力の向上、災害に強い防災基盤の整備、海上災害・原子力災害等の予防対策の推進、災害復旧・復興への備えを示す。

(3) 第3部 災害応急対策計画

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4部 災害復旧・復興計画

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正する。したがって、防災関係機関は自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出する。

※今治市防災会議

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき設置される機関で、次に掲げる事務を行う。

- (1) 今治市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前 2 項に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第 5 節 他の計画との関係

この計画は、愛媛県地域防災計画や指定行政機関の長が作成する防災業務計画に抵触するものであってはならない。

第 6 節 計画の習熟

市、県、関係機関、公共的団体及び市民は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第 7 節 防災基本方針（防災ビジョン）

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全かつ安心な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、地方行政の原点である。

地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災基本方針（防災ビジョン）が必要である。

本市では、近年の人口減少に伴う市街地の空洞化、危険物の増加、石油類、L P ガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の急激な変化が、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因となりつつある。また、南海トラフや中央構造線における大地震や津波、激甚化・頻発化する集中豪雨や台風による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊などの災害は、一度発生すれば被害が甚大であるため、その対策が急務になっている。

災害は、突然襲ってくることから、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び市民の防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

なお、各種計画策定や予防対策、応急対策、復旧復興対策など災害対策のあらゆる場面・

組織において、女性の参画や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画等を促進し、様々なニーズに対応できるきめの細かい防災・減災対策を進めるものとする。

1 基本目標

市民の生命と財産を災害から守り、安全かつ安心な市民生活を確保するために、防災基本方針（防災ビジョン）の基本目標を『被害の軽減（減災）を図る』ことに定める。

(1) 災害の脅威を知る

災害の発生や被害をゼロにすることは困難であるため、高い危機意識を持ち、地震、津波、風水害、事故といった災害の脅威を知ることが必要である。被害がどのように展開していくのか先読みする力、どのように行動すべきか考える力を養うことにより減災を図る。

(2) 地域の防災力の向上を図る

災害に対しては、「自助・共助・公助」の考え方から、行政だけでなく、自主防災組織や、事業所はもとより市民一人一人が、自分でできることは何かを考え、それぞれの地域社会で役割を果たすことが必要であるため、市としては、地域・職場の防災のリーダーとなる防災士を養成し、人的な育成を行っている。本市においては、山間部や島嶼部などを抱え地域が孤立することも念頭におき、相互に連携を図りながら地域の防災力を向上させることにより減災を図る。

2 行政の責務と市民の心構え

(1) 市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、防災関係機関等の協力を得て、本計画を実施する責務を有する。

この責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに市内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。

(2) 消防機関、水防団その他の機関は、市と相互に協力するものとする。

(3) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、法令又は本計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たすものとする。

(4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市や防災関係機関等が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

(5) 市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

また、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得

られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努める。

3 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

(1) 災害に強いまちづくり

ア 地震災害対策の推進

最近、建物の堅牢化をはじめとし、都市そのものの耐震性は向上しているが、都市機能の集中や危険物等の増加等により、これまでにない地震被害が予測される。したがって、市及び関係機関は、防災の視点で検討を加えたうえで事業を展開し、都市の耐震化・不燃化を推進する。また、避難場所やヘリコプター離着陸場等の整備、上水道をはじめとしたライフラインの災害対策事業を推進するなど、災害に強い社会基盤の整備を図る。

市民・事業所員は、耐震診断などを通じて家屋の脆弱性を把握するとともに、それに見合った耐震性の強化、屋内の家具・事務機器等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自動販売機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

イ 津波災害対策の推進

津波災害対策の推進にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

① L1津波（比較的発生頻度の高い津波）

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）

② L2津波（最大クラスの津波）

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防ぎよ」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

ウ 風水害対策の推進

近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しているとともに、内水氾濫による浸水被害が発生している。市街地のドーナツ化現象の進行に伴い、今後さらに水害危険域が拡大するおそれがある。今後も、河川やため池の改修、排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備、浸水想定区域内等の

避難体制の整備や地下空間、要配慮者利用施設等の管理者による水防活動の推進を図る。

エ 土砂災害対策の推進

土砂災害は、発生する頻度も高く、砂防施設等のハード的な土砂災害対策を推進するとともに情報の伝達、避難体制の整備等のソフト的な対策の確立を図る。

オ その他の災害対策の推進

本市におけるその他の主な災害としては、近年の危険物等災害、海上災害、突発重大事故や林野火災等があげられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

カ 孤立対策の推進

山間部や島嶼部は、土砂災害等により孤立することが懸念される。これらの備えとして、地域における備蓄や自主防災活動の強化、ヘリコプター離着陸場等の整備など、地域防災力の向上を図る。

(2) 災害に強い人づくり

ア 自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性が高い。現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくすることから、市民の災害時の役割は極めて重要である。そのため市は、地域や職場等を通じて市民の危機意識の高揚を図り、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、市域又は市域外の災害時の防災活動力の向上を図る。

イ 共助能力の向上

近年、核家族化、混住化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、コミュニティの弱体化が進んでいる。また、要配慮者が増加する中で、減災には自助・共助は不可欠であることから、市は市民に対し防災意識の向上を図るとともに、地域単位での自主防災組織等の育成、支援を図る。

また、自発的な防災活動の推進のため、一定地区内の住民等による地区防災計画の策定への支援を行う。

(3) 災害への適切な対応

ア 役割の明確化

市、関係機関、市民・事業所の組織のそれぞれが、「災害時初動マニュアル」の作成等を行い、災害時に、「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

イ 地域防災計画と応援体制の充実

市は、各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

ウ 防災・救助体制の整備

(ア) 防災施設（防災活動拠点施設等）、避難施設、医療施設などの耐震化、食料・水・

生活必需品・救助資機材・医療品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

(イ) 大規模な事故や災害が発生した場合の速やかな情報収集及び伝達は、効果的な応急対策を実施するうえで不可欠であり、一連の情報収集・伝達システムの整備を推進する。

(ウ) 要配慮者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。

(エ) 災害の危険が切迫した緊急時の避難対策の充実、要配慮者の安全確保や支援の強化、指定避難所運営マニュアルによる指定避難所運営の強化・充実を図る。

エ 被災者の生活再建や復興対策の充実

各種生活再建支援制度に係る罹災証明書の交付の迅速化や大規模災害からの復興に関する法律の活用による復興対策の整備を図る。

今治市地域防災計画・今治市水防計画

防災基本方針 (防災ビジョン)

基本目標

被害の軽減（減災）を図る

- ・ 災害の脅威を知る
- ・ 地域の防災力の向上を図る

行政の責務と市民の心構え

市・防災関係機関・事業者・市民が協力

- ・ 市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本計画を実施する責務を有する
- ・ 消防機関、水防団その他の機関は、市と相互に協力する
- ・ 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、その責務を果たす
- ・ 事業者は、事業の継続に努め、市や防災関係機関に協力する
- ・ 市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、備蓄や防災訓練等自発的な防災活動への参加等の防災対策を自ら講ずる

防災施策の大綱

災害に強いまちづくり

- ・ 地震災害対策の推進
- ・ 津波災害対策の推進
- ・ 風水害対策の推進
- ・ 土砂災害対策の推進
- ・ その他の災害対策の推進

災害に強い人づくり

- ・ 自助能力の向上
- ・ 共助能力の向上

災害への適切な対応

- ・ 役割の明確化
- ・ 地域防災計画と応援体制の充実
- ・ 防災・救助体制の整備
- ・ 被災者の生活再建や復興対策の充実

※資料

- 資料 1－1 今治市防災会議条例
- 資料 1－2 今治市防災会議運営要綱
- 資料 1－3 今治市防災会議委員名簿
- 資料 2－1 今治市災害対策本部条例

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 今治市

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
今 治 市	1 今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画の作成に関すること。 2 風水害等防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災思想・知識の普及に関すること。 4 自主防災組織の育成指導その他市民の風水害等対策の促進に関すること。 5 防災訓練の実施に関すること。 6 防災のための施設等の整備に関すること。 7 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。 8 被災者の救出、救護等の措置に関すること。 9 避難行動要支援者の避難支援対策の促進に関すること。 10 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 11 指定避難所の開設に関すること。 12 消防、水防その他の応急措置に関すること。 13 被災児童生徒の応急教育の実施に関すること。 14 清掃、防疫その他の保健衛生の実施に関すること。 15 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施に関すること。 16 災害時における市有施設及び設備の点検・整備に関すること。 17 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること。 18 緊急輸送の確保に関すること。 19 災害復旧の実施に関すること。 20 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力に関すること。 21 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

2 愛媛県

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
愛 媛 県	1 地域防災計画（風水害等対策編）の作成に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災思想・知識の普及に関すること。 4 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進に関すること。 5 防災訓練の実施に関すること。 6 防災のための装備・施設等の整備に関すること。 7 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。 8 被災者の救出、救護等の措置に関すること。 9 避難行動要支援者の避難支援対策の促進に関すること。 10 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項のこと。 11 水防その他の応急措置に関すること。 12 被災児童生徒の応急教育の実施に関すること。 13 清掃、防疫その他の保健衛生の実施に関すること。 14 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施に関すること。 15 災害時における県有施設及び設備の点検・整備に関すること。 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること。 17 緊急輸送の確保に関すること。 18 災害復旧の実施に関すること。 19 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整に関すること。 20 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四国総合通信局	1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。
四国財務局（松山財務事務所）	1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
愛媛労働局	1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。
中国四国農政局（愛媛県拠点）	1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 4 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 5 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 6 災害時の食料の供給に関すること。 7 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
四国森林管理局 愛媛森林管理署	1 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
四国経済産業局	1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 2 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。
中国四国産業保安監督部	1 電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 （ただし、今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域）、越智郡上島町に限る。）
中国四国産業保安監督部（四国支部）	1 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 2 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。 3 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所)	管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。 1 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 2 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められ場合の緊急対応の実施 (オ) 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の被災地方公共団体への派遣 3 所掌に係る災害復旧事業に関すること。 4 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。 5 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。 6 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。 7 <u>空港の整備の計画的実施に関すること。</u>
四国運輸局（愛媛運輸支局）	1 陸上輸送に関すること。 (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。 2 海上輸送に関すること。 (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。 (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること。
<u>国土地理院</u> 四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力に関すること。 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること。 4 国家座標に基づく位置情報の情報基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施に関すること。 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること。 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言に関すること。
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第六管区海上保安本部（今治海上保安部）	1 防災訓練に関すること。 2 防災思想の普及及び高揚に関すること。 3 調査研究に関すること。 4 警報等の伝達に関すること。 5 情報の収集に関すること。 6 海難救助等に関すること。 7 緊急輸送に関すること。 8 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 9 流出油等の防除に関すること。 10 海上交通安全の確保に関すること。 11 警戒区域の設定に関すること。 12 治安の維持に関すること。 13 危険物の保安措置に関すること。 14 広報に関すること。 15 海洋環境の汚染防止に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地）	1 被害状況の把握に関すること。 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。 4 応急医療、救護及び防疫に関すること。 5 人員物資の緊急輸送に関すること。 6 <u>給食及び給水、入浴</u> 支援等に関すること。 7 危険物の保安及び除去に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社（四国支社）	1 郵政業務の運営の確保に関すること。 2 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 4 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 5 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
太陽石油株式会社（四国事業所）	1 災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関すること。
四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社	1 電力施設等の保全に関すること。 2 電力供給の確保に関すること。 3 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 4 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。
四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）	1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 3 災害時における旅客の安全確保に関すること。 4 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
日本通運株式会社（四国支店）、福山通運株式会社（四国福山通運今治支店）、佐川急便株式会社（今治営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）、西濃運輸株式会社（四国西濃運輸株式会社今治支店）	1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
日本放送協会（松山放送局）	1 防災知識の普及に関すること。 2 気象情報及びその他災害に関する情報の正確迅速な提供による災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 4 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
日本赤十字社（愛媛県支部）	1 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること。 3 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 4 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。
西日本高速道路株式会社（四国支社）	1 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ今治管理センター）	1 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	1 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。
イオン株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート	1 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。 2 災害対策用物資の供給に関すること。
一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会	1 各関係機関及び会員相互の連絡調整に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会	1 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検案時の協力に関すること。 2 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、今治シーエーティービー株式会社、株式会社愛媛新聞社	1 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。 3 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 4 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。 5 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
四国ガス株式会社（今治支店）	1 ガス施設等の保全に関すること。 2 ガス供給の確保に関すること。 3 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。
一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、	1 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）	

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
今治市医師会	1 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
今治市歯科医師会	1 検案時の協力に関すること。 2 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
今治市社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 2 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
公共交通機関（JR除く。）	1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 2 災害時における旅客の安全確保に関すること。
商工会議所等	1 被災商工業者の援護に関すること。 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県建設業協会 今治支部	1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。
今治造園建設業協会	1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。 2 災害時における公共土木施設の復旧活動の協力に関すること。
今治市管工事業協同組合等	1 災害時における上下水道の復旧活動の協力に関すること。
土地改良区	1 土地改良施設の整備及び保全に関すること。
今治コミュニティ放送株式会社	1 災害時における災害緊急放送の実施に関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 共同利用施設等の保全に関すること。 2 被災組合員の援護に関すること。 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
病院等管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時の病人等の収容、保護の実施に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 施設利用者の安全確保に関すること。 3 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
危険物施設管理者 プロパンガス取扱者	1 危険物施設等の保全に関すること。 2 プロパンガス等の供給の確保に関すること。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施する。しかし、その対応能力には限界があるため、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業所は、積極的に災害防止に努めなければならない。

《章の体系》

第3章 市民及び事業所の基本的責務	
第1節	市民の基本的責務
第2節	事業所の基本的責務

第1節 市民の基本的責務

1 市民

- (1) 「自らの安全は自らで守る」という防災の基本に立って、食料等の備蓄や消火、救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の事前予防、被害の拡大防止に努める。
- (2) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力する。
- (3) 市及び県が行う防災に関する事業並びに非常時における救援・救助対策に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。

2 自主防災組織の役割

- (1) 地域における災害対策は、自治会を中心とした自主防災組織等のもとで、地域住民が協力し、組織的に行動する。
- (2) 地域の実情に即して自主防災組織の結成を推進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持って主体的に参画する防災体制の確立を推進する。

第2節 事業所の基本的責務

- (1) 消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、地震、津波や水害などの各種災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図り、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全を確保するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動への積極的な協力を努める。
- (2) 事業活動にあたって、その事業所としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのための最大の努力を払う。

《総則》 3 市民及び事業所の基本的責務

- (3) 災害時において、事業を継続することができる体制の整備を図るとともに、災害応急対策の実施を行う。
- (4) 市及び県が行う防災に関する事業並びに非常時における救援、救助対策に協力し、最大の努力を払う。

第4章 市域の災害環境

《章の体系》

第4章 市域の災害環境	
第1節	自然的条件
第2節	社会的条件
第3節	災害履歴

第1節 自然的条件

1 位置、面積等

(1) 位置

本市は、愛媛県北部を占める高縄半島の北東部に位置し、その陸地部と芸予諸島南半分の島嶼部からなる。陸地部は南西を松山市、南を東温市、南東を西条市と接し、島嶼部では北及び西を広島県、東を上島町と接している。島嶼部のうち、大島・伯方島・大三島は、来島海峡大橋、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋で広島県尾道市と結ばれており、また、岡村島から7つの橋で広島県呉市と結ばれている。

(2) 面積

東西35km、南北44kmで、面積は419.21km²である。

2 地形、地質の概要

(1) 地形

土地分類基本調査（「今治東部・今治西部」「三津・土生」「松山北部」国土庁）及び土地分類調査（「西条」経済企画庁）の地形分類図によれば、本市の地形は以下のように示されている。

本市陸地部の西部及び南部には高縄山地が分布し、その周辺には今治丘陵・今治台地が広がり、海岸部には今治平野が広がっている。

山地斜面は全般に急峻であるが、丘陵地の斜面は山地に比べてなだらかなり、丘陵地を中心として宅地造成による地形改変が進み、各地に人工地形がみられる。また、臨海部では、干拓や埋め立てにより新しい土地が形成されている。

島嶼部の地形特性は、標高約100m以上にあつて特に風化・浸食に強い変成古生層（ホルンフェルス）や細粒質花崗岩のため、ベレー帽のように取り残されている急傾斜地（山地）と、その台部にあつて相対的に粗粒質な花崗岩類のためいち早く浸食作用により削られた緩傾斜地（丘陵地）、そして海拔10m以下にあつて複雑な海岸線を埋める湾内堆積地（低地）、の3地形が明瞭に区別されている。

(2) 地質

本市のうち、陸地部には沖積平野によって分断されるいくつかの山塊があり、それら

のほとんど全てが各種の中生代深成岩類からなる。高縄半島と大島は、そのほとんどがすべて深成岩特に花崗岩類によって占められている。特に花崗岩のなかでは新期に属する黒雲母花崗岩が多い。燧灘の四阪群島や比岐島、平市島などは、深成岩類の中でも比較的古い片状花崗岩あるいはさらに古い斑れい岩、片麻岩及びホルンフェルスなどの、陸地部にあまり分布しない古期岩層からなって、黒雲母花崗岩は全く認められない。

島嶼部は、中央構造線の北側にそって東西に細長く延びる「領家帯」に属す。領家帯の北側は主に広島型花崗岩と領家変成岩より成り、その南帯は主に領家型花崗閃緑岩と領家変成岩より成る。大三島・伯方島などに広く分布する粗～中粒の花崗岩は大部分が広島型に属す。岡村島・大下島・小大下島・大三島の山岳の中腹以上には、広島型花崗岩の上に屋根状に（ルーフペンダントと称する。）領家変成岩のメンバーであるホルンフェルス・結晶質石灰岩がかなり広く分布する。ホルンフェルス・結晶質石灰岩は堆積岩が花崗岩マグマの熱によって熱変成作用を受けたものである。未固結の堆積層としては、第四紀の礫・砂・泥の堆積物が、島嶼の海岸や小河川に沿う平坦部、山麓の緩斜面に小規模に分布している。段丘堆積物は、大三島・伯方島などに狭い範囲に分布している。

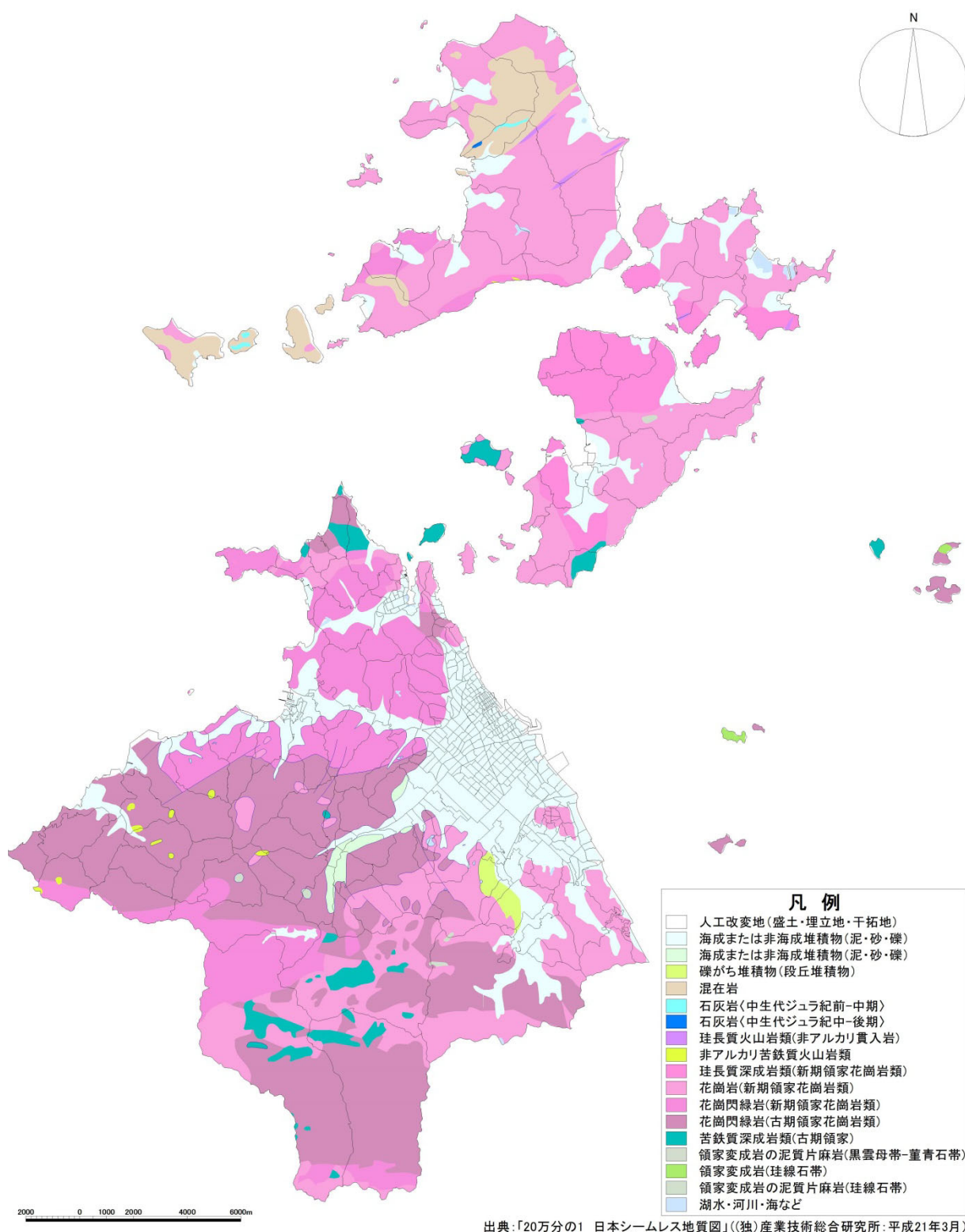


図 表層地質図

3 気象

(1) 気温・降水量

本市付近は、瀬戸内海気候区に属し、温暖小雨の気候である。

平成3年～令和2年の30年間の平年値は16.0℃（今治地域気象観測所）であり、最高気温は平成6年大三島地域気象観測所の38.0℃、最低気温は昭和56年今治地域気象観測所の-6.5℃となっている。

降水量は年間降水量が約1,325.5mm（今治地域気象観測所）であるが、位置によりばらつきが見られる。日最大降水量は昭和51年玉川地域気象観測所の254mmとなっている。

平年値（1991年～2020年）及び観測史上1位の値

令和6年8月1日現在

観測所	気温			降水量			風速		平均年間 降水日数 (≥1.0mm) (日)	統計開始 年月
	平均 (℃)	観測史上1位		年間 (mm)	観測史上1位		平均 (m/s)	観測史上 1位		
		日最高 (℃)	日最低 (℃)		日 (mm)	日最大 1時間 (mm)		日最大 (m/s)		
今治	16.0	37.7	-6.5	1325.5	240.0	49.5	1.7	14.5	99.7	1976/2～
大三島	15.4	38.0	-6.2	1218.6	207.0	59.0	2.1	19.0	94.4	1976/1～
玉川				1540.2	254	66			103.8	1976/3～

※大三島地域気象観測所の気温に係る統計開始は1978/1～

【資料：気象庁 HP】

第2節 社会的条件

1 人口、世帯数

本市の人口は、令和6年3月31日時点において、人口148,925人、76,494世帯である。

人口（国勢調査）の推移については、昭和55年までは一貫して増加傾向を示していたが、昭和60年以降は5年間約3%の減少、平成17年～平成22年の5年間は約4.3%の減少、平成22年～平成27年の5年間は約5.1%、平成27年～令和2年の5年間は約4.1%の減少となっている。

2 土地利用の変遷

旧今治村は平野を中心に市街地が形成されていたが、内陸の国道196号（今治バイパス）付近にまで開発が進み、臨海部でも埋立地などに市街地が拡大し、市街地が連担していった。一方、丘陵部では住宅地開発等が進み、桜ヶ丘団地、五十嵐団地、唐子台団地などの市街地が形成され、現在の様子となった。

都市化に伴い、農地は次第に減少していったが、内陸にはまだ広大な農地が広がっており、山地・丘陵地の山林とともに緑地空間を形成している。

また、今治新都市開発事業が実施され、約172haの市街地が中心市街地の西部の丘陵に

形成されている。

陸地部では他に、波止浜周辺の大規模な埋立て後の宅地化が見られ、軟弱な地盤での災害危険性が高まっている。波方、大西、菊間では、埋立後に、コンビナートなどの危険物施設、造船所などが立地している。

島嶼部は、山地・丘陵地を除く平地はほぼ住宅地又は農地となっており、山地・丘陵地に隣接する住宅地では、土砂災害の危険性が高まっている。

特に、伯方島では塩田から養殖場や池沼に、さらに一部が宅地化された箇所も見られ危険性が高い箇所となっている。吉海の市街地では、田であった低湿地の箇所が宅地に転用され、埋立地の拡大も見られるなど、軟弱な地盤での宅地化による危険性が高い箇所も見られる。さらに、近年では、瀬戸内しまなみ海道の開通に伴い、周辺の造成地や、インター周辺における市街地の形成が進んでいる。

3 交通

(1) 道路

道路網は、松山市から本市を経て西条へ至る一般国道 196 号及び松山市を起点に今治市を経て、広島県尾道市に至る一般国道 317 号があるが、高速道路網としては、松山自動車道から今治小松自動車道を経由して今治湯ノ浦 I C まで、及び瀬戸内しまなみ海道により、今治 I C から広島県尾道市の西瀬戸尾道 I C までが結ばれている。

さらに、安芸灘とびしま海道により、岡村島から岡村大橋、中ノ瀬戸大橋、平羅島、豊浜大橋、豊島大橋、蒲刈大橋、有料道路の安芸灘大橋で呉市川尻町の一般国道 185 号まで結ばれている。

(2) 鉄道

J R 予讃線が海岸沿いを走っており、松山方面及び高松・岡山方面と結ばれている。

(3) 港湾

今治港からは周辺島嶼部を結ぶフェリー・高速船が就航している。また、今治港富田地区には船舶の大型化や貨物のコンテナ化に対応した多目的国際ターミナルが整備されており、釜山との間に定期コンテナ航路が開設されている。

4 建物状況

住宅・土地統計調査（平成 30 年）によれば、本市における居住世帯のある住宅 65,550 戸のうち、約 70.4%が木造戸建住宅であり、そのうちの約 43.6%が昭和 55 年以前に建築された住宅となっている。

第3節 災害履歴

本市の災害をみれば、明治時代以降で、暴風雨による被害をはじめ、高潮、雪害、干ばつ

《総則》4 市域の災害環境

や火災など様々な被害が発生している。

なかでも、昭和 47 年に発生した集中豪雨による被害は、旧今治市、旧玉川町、旧朝倉村で合計約 59 億円の被害を出した。旧玉川町では鉄砲水で 4 人が死亡した。旧今治市内でも、重軽傷 6 名、住宅の全半壊 15 戸、破損 71 戸、床上浸水 972 戸、床下浸水 5,454 戸、被害は商工関係を中心に約 21 億円に及ぶなど、広範囲に被害が発生するとともに未曾有の被災規模であった。

また、近年においては、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害により、死亡 2 名、重症 3 名の人的被害、全壊 16 棟、半壊 35 棟(大規模半壊 13 棟)、一部破損 15 棟、床上浸水 12 棟、床下浸水 33 棟などの住家被害が発生し、被害額は約 50 億円に及んだ。

※資料

資料 5－7 災害履歴（風水害）

第 2 部 災害予防計画

第1章 防災思想・知識の普及

《基本的な考え方》

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、市民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。市、県及び関係機関は、各所属職員のほか、市民等に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

《計画の体系》

第1章 防災思想・知識の普及	
第1節	市職員に対する教育
第2節	教職員及び児童生徒に対する教育
第3節	市民に対する防災知識の普及
第4節	関係機関の活動
第5節	企業防災の推進

第1節 市職員に対する教育

市職員は、日常の行政事務を通じ積極的に防災対策を推進し、かつ、地域における防災活動を率先して実施できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、職員研修、講演会、防災のマニュアル等の手段をもって、防災知識の周知を図る。

- (1) 気象災害に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 市地域防災計画と防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 家庭の災害対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (8) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2節 教職員及び児童生徒に対する教育

市教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が風水害等に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を修得させるとともに、風水害等発生時の対策（避難場所、避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的スキル習得の指導を行う。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

第3節 市民に対する防災知識の普及

災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 風水害等に関する基礎知識
- イ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 防災関係機関等が講ずる防災対策等に関する知識
- エ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- オ 高潮浸水想定区域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- カ 避難場所・指定避難所・一時集合場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- キ 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- ク 応急手当等看護に関する知識
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- サ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- シ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ス 防災士の活動等に関する知識
- セ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ソ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いへの配慮

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、資料映像等の利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 防災訓練の実施
- カ インターネット（ホームページ）の活用
- キ 各種ハザードマップの利用

2 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座、学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

3 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を推進する。

4 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第4節 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者等は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

第5節 企業防災の推進

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時に事業を継続することができる体制を整備し事業継続計画を策定するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

また、市は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

第2章 自主防災組織活動

《基本的な考え方》

市民は、「自らの安全は自らで守る（自助）」という考えを持ち、自らが災害及び防災に関する知識をもち、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。

また、このことは、市民が相互に協力し（共助）、地域や職場において自発的に防災組織をつくることによって、より効果的となる。

このため、市は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、活動指針を示す。

《計画の体系》

第2章 自主防災組織活動	
第1節	市民の果たすべき役割
第2節	自主防災組織の育成強化
第3節	地域における自主防災組織の果たすべき役割
第4節	自主防災組織と消防団等との連携
第5節	事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）
第6節	地区防災計画の策定

第1節 市民の果たすべき役割

市民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の修得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険個所の把握に努める。
- (6) 家屋の補強を行う。
- (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下転倒危険物の対策を講ずる。
- (8) 「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ

トペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。

- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (10) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- (15) 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

2 災害時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼びかけを行う。
- (3) 避難のため家を空ける際、ブレーカー・ガスの元栓等の安全チェック、施錠を行う。
- (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (8) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 指定避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、指定避難所が円滑に運営するよう努める。

第2節 自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の結成を積極的に推進し、様々な支援策を提供することにより、防災意識の高揚を図り、災害時における防災活動の実践組織としての育成強化を進める。

特に、大きな被害が想定される地域においては、自主防災組織の結成と育成強化を積極的に推進し、市民による自主的な防災活動を促進する。

なお、市は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、女性の参画促進にも配慮した防災リーダーの育成に努める。また、女性の参画促進に努め、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

1 自主防災組織の育成強化の推進

災害から市民の生命・身体及び財産を保護するためには、行政機関はもとより、防災関係機関が総力をあげ対策を講ずる必要があるが、同時に市民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感と共助の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することがより有効な防災対策となる。その体制の構築、維持、発展のため、地区自治会ごとに防災会事務局を設置する。

2 防災会事務局の役割

防災会事務局は事務局長（地区自治会長）及び役員（地区自治会役員）でこれを構成し、地区内での自主防災組織立上げのための活動、あるいは協力を行う。また、合同訓練、合同研修会の企画、実施など、各自主防災組織の維持、発展のための事務局としての役割を担う。

3 自主防災組織の編成

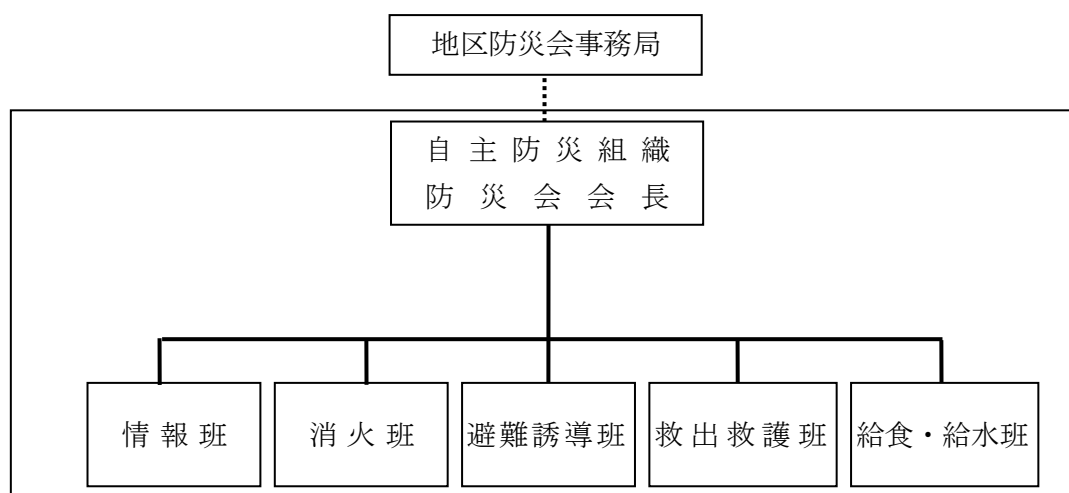
(1) 組織の構成単位

住民が連帯意識を強くもって、かつ迅速に防災活動を行うことができる自治会等の単位を原則とする。ただし、特別な地域事情がある場合には、住民が日常的な生活圏域として一体性を持っている地区単位での構成もこれを認める。

(2) 組織の編成

自主防災組織の編成は、おおむね次のとおりとする。

自主防災組織編成表



(3) 組織の任務分担

自主防災組織の任務分担は、次のとおりとする。

なお、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮したうえで、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

自主防災組織任務分担表

区分	任 務		
会 長 副会長	[平常時] ○年間防災計画、規約の作成、組織の役割の明確化 ○市との連絡、資機材の総括 [災害時] ○役割分担の確認 ○各班の活動の統制		
構成員	班	[平常時]	[災害時]
	情報班	○災害知識の普及 ○研修会の開催 ○情報収集、伝達訓練の実施	○災害情報の住民への広報 ○被害状況及び必要な情報の把握 ○市、消防機関との緊急連絡
	消火班	○出火防止の啓発 ○火気器具の保管・管理、ガスボンベの転倒防止の呼びかけ ○初期消火訓練の実施	○出火防止及び初期消火活動 ○消防機関への協力
	救出救護班	○地域の要配慮者の確認 ○救出・救護訓練（応急手当）の実施	○負傷者の把握 ○救出活動、救急処置 ○要配慮者の安全確保
	避難誘導班	○避難経路の確認、危険箇所の把握 ○避難誘導訓練の実施	○避難誘導、避難場所における秩序の維持 ○市との連絡、避難情報の伝達
	給食・給水班	○家庭内備蓄の呼びかけ ○炊出し、給水訓練の実施	○炊出し ○食料、物資の調達、配分

4 自主防災組織の育成計画

自主防災組織の育成計画については、別途定める。

第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人一人の日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- 主な啓発事項：
- ① 平常時における防災対策
 - ② 災害時の心得
 - ③ 自主防災組織が活動すべき内容

④ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校等と有機的な連携を図る。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては、通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

ア 情報の収集、伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出、救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 炊出訓練

カ 指定避難所運営訓練

災害時に円滑な指定避難所運営が行えるよう、市や施設管理者等と連携し、指定避難所運営訓練を実施する。

なお、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、段ボールベッドを使用することは、健康の維持にも役立つものであることについて啓発するとともに、段ボールベッドの設置や、実際に地域住民に段ボールベッドを使用してもらう等の訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、市民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、「防災点検の日」を設けて、定期的に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備、点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講ずることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して、非常時に直ちに使用できるようにする。

(5) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(6) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する防災マップ等を基に、身近に内在する危険や指定避難

所等災害時に必要となる施設等を示す地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人一人の防災意識の高揚と災害時の避難行動等の迅速・的確化を図る。

(7) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）

ウ 人材台帳

(8) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(9) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 防災関係機関の連絡先

イ 防災関係機関との連絡手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(10) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

2 災害時の活動

(1) 情報の収集、伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、指定避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

(3) 救出、救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材等

を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長、警察官等から避難指示が出された場合には、組織メンバーに対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所又は指定避難所に誘導する。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ

(ウ) 河川、海岸地域……………決壊、浸水、高潮

避難誘導にあたっては、危険防止のため、避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

イ 避難するときは、必要なもののみ携帯するよう注意する。

ウ 避難行動要支援者に対しては、組織メンバーの協力のもとに避難させる。

エ 自主的な指定一般避難所運営を行う。

(5) 給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第4節 自主防災組織と消防団等との連携

自主防災組織は地元消防団へ訓練等の協力を求め、資機材の取扱いの指導を受ける。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主

防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

1 平常時の実施事項

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民や自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (2) 地域住民や自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努

めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

(4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

(5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県・市等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

3 浸水想定区域内の活動

河川氾濫、高潮による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第 15 条の規定により本計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

(1) 本計画に名称及び所在地を定められた地下空間等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

(2) 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難の確保のための訓練を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

(3) 本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水の防止のための訓練の実施に努める。

4 事業者の啓発、情報提供等

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、市は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

(3) 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

市は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第6節 地区防災計画の策定

1 地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、本計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

また、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることを目的とする。

2 地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができるものとする。

（計画内容の例）

- ① 計画の名称
- ② 計画の対象範囲（位置・区域）
- ③ 基本方針（目的）
- ④ 防災訓練
- ⑤ 物資及び資材の備蓄
- ⑥ 地区居住者等の相互の支援
- ⑦ 活動目標（指標等）
- ⑧ 長期的な活動予定
- ⑨ その他地区の特性に応じて必要な事項等

3 計画提案の手続き

（1）市地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法は、以下のとおりとする。

- ア 市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として本計画に規定する。
- イ 地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市防災会議が、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

（2）計画提案の流れ

- ア 計画提案を行うためには、当該地区において防災活動を行う地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、市防災会議に提案する。計画提案にあたっては、以下の点に留意することが必要である。
 - （ア）地区防災計画では、実際に活動体制が機能し、活動の実効性があがるよう努めることが必要。
 - （イ）計画提案にあたっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民

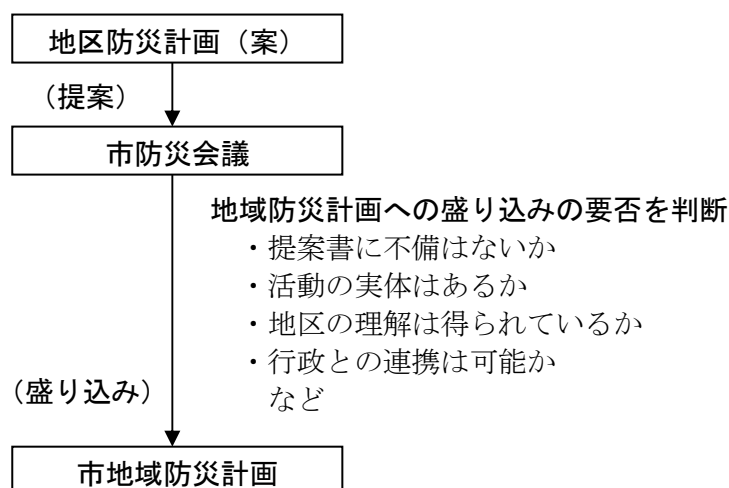
票、法人の登記事項証明書等が必要（災害対策基本法施行規則第1条）。

（ウ） 自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことが可能とする。

イ 計画提案が行われた場合には、市防災会議が、当該計画を本計画に規定する必要があるか否かを判断する。必要がないと判断した場合は、その理由を提案者に通知しなければならない。

ウ 市防災会議において、本計画に規定することが必要と判断された場合には、速やかに本計画に当該地区防災計画を盛り込むものとする。

エ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。



4 地区防災計画策定にあたっての留意点

地区居住者等は、地区防災計画策定にあたっては、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）を参考にし、地区防災計画の策定についての全体像の把握、活動を行う人や活動を行う団体の活動内容やレベル、地区の特性等に応じて、地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、地域コミュニティの地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動の実践や見直しを行っていくものとする。

また、計画作成にあたっては、早期に行政関係者、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを求めるよう努めるものとする。

※資料

資料3-1 今治市自主防災組織推進要綱

資料3-2 自主防災会規約

第3章 ボランティア活動の環境整備

《基本的な考え方》

大規模災害時には、個人のほか、専門技能グループを含む大量のボランティア組織が被災者個人の生活の維持、再建を支援するなど、復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネータ等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

《計画の体系》

第3章 ボランティア活動の環境整備	
第1節	ボランティアの養成等
第2節	ボランティアの果たすべき役割

第1節 ボランティアの養成等

1 災害救援ボランティアの養成・登録

市は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター等事業を通じ、次のことを行う。

- (1) ボランティア相互の親睦を図るとともに相互協力を行うことにより、ボランティアの養成と豊かな人間関係のネットワークづくりに努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や地域における災害支援等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(6) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害に備えて指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても配慮する。

3 県警察の活動

県警察は、市と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、訓練の実施やその他の支援を行う。

4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救助活動や救援物資の搬出入・配分及び炊出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟・各国赤十字社・赤新月社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素から防災ボランティアを養成・登録する。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第 15 条第 2 項に基づき、県、市、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

第2節 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティアのコーディネート
- (3) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (5) 消火・救助・救護支援
- (6) 保健医療支援
- (7) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (8) 泥だし、清掃、片づけ
- (9) 炊出し等食事の支援
- (10) 救援物資の仕分け及び配布
- (11) 遺留品の洗浄
- (12) 指定避難所での支援・サポート
- (13) 入浴の提供、支援

- (14) 洗濯
- (15) 病院までの搬送
- (16) 買い物支援
- (17) ペットの世話
- (18) 通訳、翻訳、点訳、手話
- (19) 話し相手
- (20) 学習支援
- (21) 子どもの遊び相手、託児
- (22) 申請の手続き支援
- (23) 市民相談窓口における応対（心のケア等）

第4章 防災訓練の実施

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

《計画の体系》

第4章 防災訓練の実施	
第1節	総合防災訓練
第2節	市職員における防災訓練
第3節	地域及び各種施設等における防災訓練
第4節	消防機関における防災訓練
第5節	他の防災訓練への参加協力
第6節	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

第1節 総合防災訓練

防災関係機関、民間協力団体及び市民が一体となった総合的な防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の普及高揚、自主防災組織の育成を図り、安全・安心なまちづくりを進める。

(1) 実施頻度及び場所

原則として、年1回以上とし、訓練会場については、その都度選定する。

(2) 実施方法

訓練内容によりその都度作成する総合防災訓練実施要領等に基づき実施する。

(3) 参加機関

市、消防機関、陸上自衛隊、消防団、警察署、災害派遣医療チーム（DMAT）、社会福祉協議会、女性防火クラブ連絡協議会、医師会、建設業協会、自主防災会、自治会等

(4) 訓練内容

- ア 災害対策本部設置訓練、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、避難誘導訓練、指定避難所運営訓練、応急給水訓練、炊出訓練、救援物資の配布訓練、広域応援訓練、道路啓開・応急復旧訓練、広報訓練、図上訓練等
- イ 地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。
- ウ 要配慮者に対する救出・救助、避難誘導を自主防災組織や事業所との協力により実施する。
- エ 非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による被害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとするよう努める。

第2節 市職員における防災訓練

総合防災訓練とは別に、個別訓練を単独又は関係機関と共同して実施する。

訓練の時期については、最も訓練効果のある時期を選定する。なお、訓練項目に応じ、関係機関に対して参加を要請し、効果のある方法で訓練を行う。

1 図上訓練、現地訓練

職員の非常配備体制の実効性を確保し、各防災機関の連携を図るため図上訓練、現地訓練を実施する。

訓練項目は、指令伝達訓練、非常招集訓練、本部運営訓練等である。

2 災害時初動体制訓練

事故災害発生は突発性という性格を有しているので、そのための緊急活動開始訓練を行う。

3 情報収集伝達訓練

災害時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

4 防災行政無線通信訓練

防災行政無線の効率的運用を図るため、非常電源装置を用いた通信連絡手段の確保など定期的に通信訓練を実施する。

5 避難救助訓練

避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せて、又は単独で避難救助訓練を実施する。

6 職員参集訓練

大規模な災害時は初動期の対応が重要になることから、職員の初動体制の検証と防災意識の高揚を目的に「職員参集訓練」を実施する。

第3節 地域及び各種施設等における防災訓練

1 地域による訓練

自主防災組織及び自治会等を単位とする訓練並びに複数の組織の連合による訓練を消防機関、消防団、警察署等の協力のもとに実施する。

訓練項目は、出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、指定一般避難所運営訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練等である。

2 学校施設等の防災訓練

保育所、幼稚園、小学校及び中学校等において、定期的に訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を習得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

3 社会福祉施設、病院等の防災訓練

収容者の人命保護のため、定期的に避難救助訓練を実施する。その際、必要に応じて市及び消防機関はこれらの訓練に協力し、訓練を指導する。

訓練項目は、出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等である。

4 企業、事業所等職場における防災訓練

企業、事務所等における訓練は、自主性をもって実施する。その際、必要に応じて市及び消防機関が協力、指導する。

5 水防訓練

水防法第32条の2に基づき、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施する。

水防訓練には、住民の参加を推進するものとする。

- (1) 水防訓練の内容
観測、通報、動員、輸送、水防工法、水防信号、救出、避難誘導とする。
- (2) 実施要領
その都度定める。

6 土砂災害警戒区域における避難訓練の実施

土砂災害警戒区域における避難訓練を毎年1回以上実施する。避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用し、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。

第4節 消防機関における防災訓練

大規模災害が複合的かつ同時多発に発生した際、迅速かつ効果的な消防活動力を発揮するため、消防防災訓練を実施し、防ぎよ技術の向上及び関係機関との連携強化を図る。

(1) 参加機関

- ア 消防機関
- イ 消防団
- ウ 事業所及び市民

(2) 訓練項目

- ア 消防機関
 - (ア) 部隊の招集、編成訓練
 - (イ) 情報収集伝達訓練及び通信運用訓練
 - (ウ) 救出救護訓練
 - (エ) 火災現場活動及び応急処置訓練、救急搬送訓練
 - (オ) 機関相互の連携訓練
- イ 消防団

前項アに準じ実施する。
- ウ 事業所、市民

非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、避難訓練

(3) 実施時期

- ア 消防機関
 - (ア) 基本的訓練 随時
 - (イ) 総合訓練 年1回以上
- イ 消防団

アに同じ
- ウ 事業所、市民

「防災の日」「防災週間」「防災とボランティアの日」「119番の日」「救急の日」「えひめ防災の日」「えひめ防災週間」「津波防災の日」及び春、秋の「火災予防運動期間」を中心に随時実施する。

(4) 消防広域相互応援協定に基づく合同訓練

大規模災害時の情報連絡や消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、愛媛県消防広域相互応援計画に基づいた合同訓練を、随時実施する。

なお、訓練の実施については、総合訓練、部分訓練（情報連絡訓練等）、図上訓練等訓練種別を使い分けて訓練の効果を高めるよう努める。

第5節 他の防災訓練への参加協力

国、県、他の市町等が実施する訓練に市は、要請により参加し、関係機関との連携強化に努める。

第6節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努める。

※資料

資料2－8 防災・危機管理セルフチェック項目

第5章 業務継続計画の策定・見直し

《基本的な考え方》

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定・見直しに努める。

《計画の体系》

第5章 業務継続計画の策定・見直し	
第1節	業務継続計画の概要
第2節	市の業務継続計画

第1節 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2節 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画の持続的改善に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

なお、大規模地震等の場合、家族の被災や道路寸断などにより、発災当日等は少ない職員で対応しなければならないことや応援職員の到着が遅れることも予想されるため、業務継続計画における非常時優先業務のさらなる絞り込みを検討する。

第6章 火災予防対策

《基本的な考え方》

火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、防火思想の普及啓発を図り、防火対象物等に対する予防措置を講ずるとともに、消防職員及び消防団員の教養訓練等に努め消防力の強化、拡充を図る。

《計画の体系》

第6章 火災予防対策	
第1節	出火防止、初期消火
第2節	火災予防査察
第3節	防火対象物の防火対策
第4節	危険物施設等の防火対策
第5節	船舶の防火対策
第6節	消防力（消火）の拡充強化
第7節	消防水利の整備

第1節 出火防止、初期消火

市及び消防機関は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災を未然に防止するために、予防査察や火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

1 出火防止

市及び消防機関は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災の発生を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、一般家庭及び事業所に対する指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火防止のため、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱方法について指導する。
- ウ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- エ 消防法の改正に伴い住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅（寝室等）に住宅用火災警報器、住宅用火災報知設備を設置するように指導する。
- オ 防火ポスター、パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

カ 特に、要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の定期的な点検及び維持管理と取扱方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自衛防災組織の育成指導を行う。
- カ 劇場、百貨店、旅館、雑居ビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校、研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高压ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の推進を図る。

2 初期消火

大規模火災が発生した場合は、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高めるとともに、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防機関と消防団等が一体となった火災予防対策を推進するため、市は次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、女性防火クラブ等の組織づくりの推進及び育成を図る。
- ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

- ア 火災時には事業所独自で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から初期消火等について具体的な対策を作成する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ア 消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションや DIG（災害図上訓練）など、住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力・連携を推進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第2節 火災予防査察

予防査察は、消防機関において今治市査察規程に基づき、多数の者が出入りし、勤務し、入院又は宿泊を伴う防火対象物等及び危険物の製造所、貯蔵所、取扱所（製造所等という。）に重点を置き、消防法第4条及び第16条の5に定める予防査察を実施する。

第3節 防火対象物の防火対策

消防機関は、学校、病院、工場、事業所、興行場、商業施設等の関係者（所有者、管理者、占有者）に対し、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備）の設置及び維持管理と防火管理者の選任並びに届出の励行、防火管理者に対しては当該防火対象物の消防計画の作成並びに届出、同計画に基づく消防訓練を実施させる。

第4節 危険物施設等の防火対策

1 危険物製造所等の防火対策

消防機関は、消防法別表に定める危険物を使用する工場、給油取扱所等の施設に対して、消防法並びに危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則に基づき、次に掲げる事項を実施させる。

- (1) 位置、構造、設備（消火、警報）等を基準に適合させること。
- (2) 危険物保安監督者の選任及び届出
- (3) 予防規程の作成、提出
- (4) 取扱い、運搬、管理等について基準どおり励行させること。
- (5) 自衛消防隊を組織し、予防規程に基づく消防訓練をすること。

2 少量危険物、指定可燃物の防火対策

今治市火災予防条例に基づき技術上の基準に適合させる。

3 圧縮アセチレンガス等の防火対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある圧縮アセチレンガス等の物質を貯蔵し、又は取り扱う者にあらかじめ届出させる。

第5節 船舶の防火対策

消防機関は、消防法に定める舟車及び埠頭に繋留された船舶の予防査察を実施し、関係者に対し消防設備の整備、危険物等の適正管理、火気使用場所の整備等の業務を励行させて船舶火災の防止を図る。

海上保安部は、船舶への立入検査等を実施し、船舶乗組員及び関係者に対し消防設備の点検整備、危険物等の適正管理、火気使用場所の整備等の業務を励行させて船舶火災の防止を図る。

第6節 消防力（消火）の拡充強化

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、消防計画を次のとおり策定する。

(1) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員及び団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

(2) 危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防ぎょ計画について定める。

2 消防力の強化拡充

消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備に努め、併せて消防施設強化促進法等による施設補助により強化拡充を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

なお、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(1) 消防資機材等の整備

ア 消防機関においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。また、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式消防ポンプを重点的に整備する。

(2) 消防職員及び消防団員の育成

ア 消防職員及び消防団員に対し、愛媛県消防学校等において教育訓練を実施し、知識及び技能の向上に努める。

イ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号）に基づき、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

(ア) 自主防災組織との連携強化

(イ) 女性の入団促進

(ウ) 各種団体・事業所等の組織や青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進

ウ 災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。

エ 消防団を活用した地域住民への防災指導により消防団活動への理解・協力を求める。

(3) 情報収集体制の整備

火災の早期覚知および情報収集のための無人航空機や高所監視カメラ等の整備に努める。

第 7 節 消防水利の整備

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保をより一層推進していく。

2 耐震性貯水槽の整備推進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

3 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発、指導する。

※資料

資料 1 4 - 1 消防機関の状況（消防本部・消防署、消防団）

資料 1 4 - 4 消防水利の概況

第7章 林野火災予防対策

《基本的な考え方》

林野火災の発生を未然に防止するため、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野巡視の強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進し、健全な森林の保全を図る。

《計画の体系》

第7章 林野火災予防対策	
第1節	林野火災消防計画の確立
第2節	林野火災予防思想の普及、啓発
第3節	防止対策の推進

第1節 林野火災消防計画の確立

森林資源を火災から保護するため、関係機関と密接な連携をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

- (1) 特別警戒実施計画
特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。
- (2) 消防計画
消防分担区域、出動計画、防ぎょ・鎮圧要領等について定める。
- (3) 資機材整備計画
林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。
- (4) 啓発運動の推進計画
山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。
- (5) 林野火災防ぎょ訓練の実施計画
市単独もしくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

第2節 林野火災予防思想の普及、啓発

市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する山火事予防のポスター、立て看板、横断幕等各種広報等の実施等により住民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。

第3節 防止対策の推進

1 林野巡視

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、指導啓発を併せて行う。

2 森林施業計画等による予防施設の整備

森林施業計画の樹立にあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図る。

3 林道網の整備

林野火災の初期消火作業にも十分活用でき、また、防火線としての効果も発揮できる林道網の整備を図る。

4 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備する。

5 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資材（トラック、全輪駆動車、工作車、チェーンソー、鋸、鋤、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

6 林野所有（管理）者に対する指導

林野所有（管理）者に対して、次の事項を指導する。

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法、火入れに関する条例及び今治市火災予防条例等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 火災多発期（2月～5月）における見巡りの強化

7 空中消火体制の整備

特に大規模林野火災には、県消防防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターを要請し、空中消火を行う。

その際、火災発生現場に応じたヘリポートを確保するため、ヘリポートとして使用可能な空地等を把握し、補給等迅速な対応に向けた体制確保に努める。

また、他県や自衛隊ヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

第8章 水害予防対策

《基本的な考え方》

治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の整備等により、水害の予防対策を推進する。

《計画の体系》

第8章 水害予防対策	
第1節	重要水防箇所等の把握
第2節	浸水想定区域内の避難体制の整備等
第3節	水防対策
第4節	道路・橋りょう施設の維持管理及び道路災害の事故防止

第1節 重要水防箇所等の把握

1 重要水防箇所

重要水防箇所とは、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を県が指定する。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上かつ耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設もしくは重要産業施設がある場合

また、重要水防箇所内であって既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位（警戒水位）までに決壊が予想される箇所については「特に危険な箇所」として指定され、より一層の注意が必要となる。

2 浸透・侵食に関する重点監視区間

河川管理者は、洪水に至らない場合であっても堤防の決壊が生ずるおそれのある浸透・侵食については、「浸透・侵食に関する重点監視区間」（重要水防箇所内）を設定し、洪水時には消防団による巡視に加えて監視を強化し、漏水等の堤防の異常が発生した場合には、避難指示等の発令判断の目安となるよう情報提供を行う。

浸透・侵食に関する重点監視区間及び重点監視の内容は、次のとおりである。

河川名	浸透・侵食に関する 重点監視区間	河川管理者による重点監視の内容
蒼社川	- 山手橋から上流右岸 60mの区間 - 五十嵐堰から上流右岸160mの区間	- 蒼社川・片山基準観測所の水位が氾濫注意水位（2.4m）に達した時に重点監視を開始。 - 堤防の欠損、クラック、漏水、その他破損の有無を監視する。

3 その他危険な箇所

水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第2節 浸水想定区域内の避難体制の整備等

1 避難体制の整備

市は、浸水想定区域の指定を受けた場合は、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、洪水、高潮に係る避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時、高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

- (1) 地下空間等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）
- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (3) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

さらに、水位周知河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

2 避難確保計画の作成及び水防活動の推進

(1) 地下空間等

本計画に名称及び所在地を定められた地下空間等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下空間等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時

等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施するとともに、自衛水防組織を設置しなければならない。

(2) 要配慮者利用施設

ア 避難確保計画の作成

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。また、避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

イ 避難訓練の実施

前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、洪水等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

市長は、報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(3) 大規模工場等

本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

第3節 水防対策

1 河川改修等に関する治水事業

本市の河川、水路等の改修にあたっては、緊急を要する箇所から順次実施する。

また、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定したうえで、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策等に努める。

2 水害危険箇所の監視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、消防機関、その他自主防災組織や自治会等の協力によって、災害発生が予想される水害危険箇所を巡視し、警戒する。

3 ダム等管理者のダム等の操作

ダム等の管理者に対し、特に下流地域における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議を行う。

また、玉川ダム管理者は、洪水調節を行っている場合において、さらに洪水時最高水位を超える予測の場合に、ダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる「異常洪水時防災操作」を行う。その場合、放流開始1時間前に本市等関係機関に対し、異常洪水時防災操作実施予告の通知を行う。

異常洪水時防災操作開始水位は、県、本市等関係機関との協議を経て決定する。

4 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行う。

5 水防資器材の点検配備

- (1) 水防管理者は、水防活動に必要な資器材を備蓄しておくものとする。また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合、直ちに補充しておくものとする。
- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時に調達する数量を確認してその補給に備える。
- (3) 水防資器材の受払状況は、各水防（防災）倉庫管理者において明確にしておかなければならない。水防活動を必要とする場合は、あらかじめ水防倉庫内の格納資器材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備する。
- (4) 各水防（防災）倉庫管理者は、あらかじめ資器材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配置を行うものとする。なお、水防倉庫の新設・更新にあたっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した用地確保について検討する。

6 水防協力団体の協力

水防管理者は、水防法第36条の規定に基づき、次の事項について業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、次の事項について水防協力団体に協力を求めるものとする。

- (1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動への協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、及び提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

なお、水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携のもとに、(1)に掲げる業務を行うものとする。

7 ダム水防連絡協議会

市は、ダム管理事務所長が毎年出水期前に開催する、利用者、地元、警察署及び水防関係者で組織する水防連絡協議会に参加し、情報共有を図る。水防連絡協議会における協議事項は、次のとおりである。

- (1) 気象状況の予報連絡事項
- (2) ダム放流要領と通報要領事項
- (3) 危険防止対策事項
- (4) その他水防に必要な事項

8 大規模氾濫に関する減災対策協議会

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡及び調整の円滑を図るとともに激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

市は、今治土木事務所長が毎年出水期前に開催する、管内の水防管理団体（市町）、消防機関、警察署、その他水防関係機関にて組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会に参加し、次の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図る。

- (1) 水災による被害の軽減に資する取組みについて
- (2) 水位情報等の連絡について
- (3) 危険防止対策について
- (4) 水防資器材の補充応援について
- (5) 避難対策について
- (6) 水門及び樋門の管理及び操作について
- (7) 流域治水について
- (8) その他水防に関する事項

また、大規模氾濫に関する減災対策協議会は、蒼社川に係る避難情報着目型の「水害対応タイムライン」（事前防災行動計画）を作成し活用することで、災害発生時に防災関係機関が連携して迅速かつ効果的な防災行動を行っていくものとする。

【流域治水プロジェクト】

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

河川管理者を含む、あらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）の協働により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速させ、地域住民の安全・安心の確保を図るものである。

本市域の流域治水プロジェクト

協議会名	委 員	流域治水プロジェクト 策定河川	策定日 (協議会開催日)
東予地方局 今治土木事務所大規模 氾濫に関する減災対策 協議会	【市町】今治市長他、上島町長他 【県】今治土木事務所長、玉川ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本部 消防長	(二) 蒼社川 (二) 浅川	令和3年11月30日
		(二) 頓田川 (二) 中川	令和5年2月27日



(流域治水プロジェクトイメージ)

9 蒼社川ホットライン及び玉川ダム・台ダムホットラインの構築

今治土木事務所及び市は、避難指示等の発令を判断するための支援として、蒼社川ホットラインを構築する。今治土木事務所長は、蒼社川水位観測所（今治市片山）の水位が避難判断水位（2.6m）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位 2.85m）に達したとき、その時刻を蒼社川ホットラインを通じて副市長に連絡する。

また、玉川ダム・台ダム管理事務所及び市は、避難指示等の発令を判断するための支援として、玉川ダム・台ダムホットラインを構築する。玉川ダム・台ダム管理事務所長は、異常洪水時防災操作の実施見込みの情報、操作開始予告の情報、操作開始の情報、操作終了又は未実施の情報を、玉川ダム・台ダムホットラインを通じて副市長に連絡する。

10 水防広報

(1) 広報手段

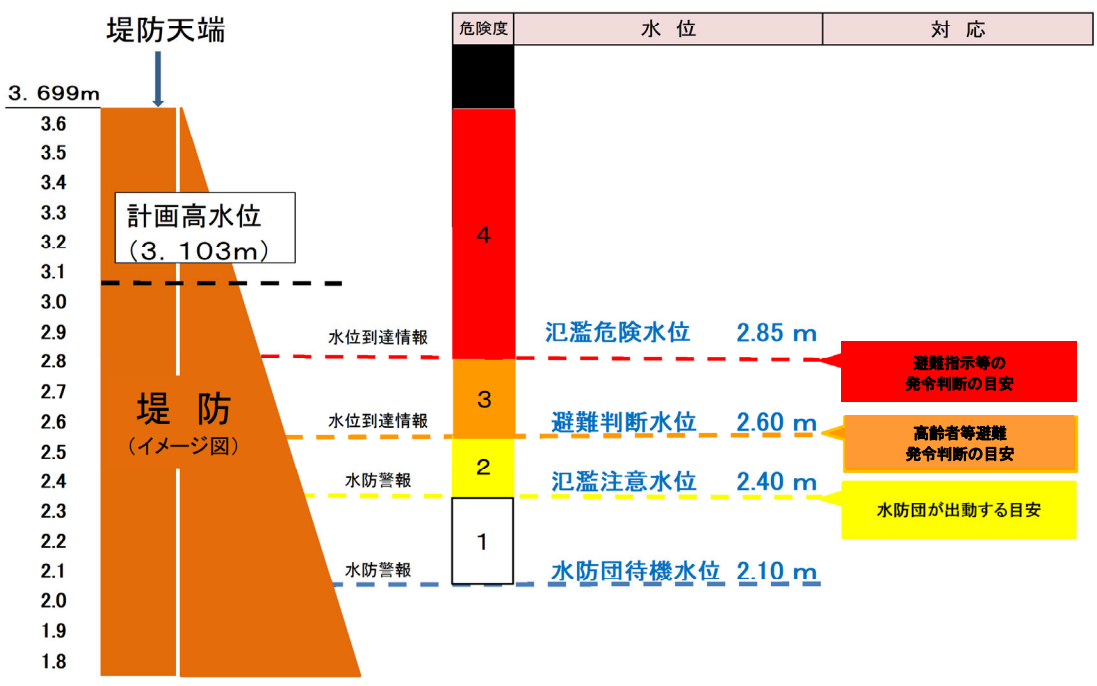
住民に対する水防情報の提供は、緊急防災情報伝達システムにより行う。

(2) 水位レベル

水位レベルや名称及び防災行動は次のとおりである。

水位レベル	名称	防災行動
水位レベル1	水防団待機水位	・消防団は出動人員配置や機材準備
水位レベル2	氾濫注意水位	・消防団は堤防巡視等の水防活動実施。
水位レベル3	避難判断水位	・市長は高齢者等避難を発令 ・高齢者等要配慮者は避難を開始 ・住民は避難準備を開始
水位レベル4	氾濫危険水位	・市長は避難指示を発令 ・住民は避難を開始し、避難が困難な場合は危険回避行動を徹底
水位レベル5	氾濫発生	

蒼社川(片山観測所)



1.1 水防訓練

水防法第32条の2により毎年、水防訓練を実施する。

水防訓練には、住民の参加を推進するものとする。

(1) 水防訓練の内容

- ア 観測
- イ 通報
- ウ 動員
- エ 輸送
- オ 水防工法
- カ 水防信号

- キ 救出
- ク 避難誘導

第4節 道路・橋りょう施設の維持管理及び道路災害の事故防止

1 パトロール

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、パトロールの実施の徹底を図る。

2 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

※資料

資料4-1 重要水防箇所一覧表

資料4-2 浸透・浸食に関する重点監視区間

資料4-3 防災重点ため池一覧表

資料4-4 蒼社川洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧表

資料4-〇 浅川水系・竜登川水系・頓田川水系・銅川水系浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

資料4-18 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

資料14-2 水防倉庫及び資機材の状況

資料4-14 蒼社川ホットライン実施要綱

資料4-15 蒼社川水害対応タイムライン

資料4-16 玉川ダムホットラインの運用について

資料4-17 台ダムホットラインの運用について

資料5-4 雨量、水位観測所、危機管理型水位計、河川監視カメラ一覧表

資料14-5 樋門・水門一覧表

資料14-6 ポンプ場一覧表

資料14-7 治水施設位置図

資料4-5 道路・橋りょう危険箇所一覧表

第9章 高潮災害予防対策

《基本的な考え方》

台風による高潮及び波浪がもたらす被害から海岸及び後背地を防護するため、海岸保全施設の整備を促進し、沿岸地域住民の生命と財産を守る。

1 海岸保全施設の整備促進

海岸管理者は、高潮及び波浪により被害が生ずるおそれのある地域を重点として、海岸保全施設の整備促進に努める。

2 被害状況の調査、報告

海岸堤防等の決壊を防ぎ、高潮・波浪等による被害を未然に防止するため、台風時及び台風通過後等において、施設の被災状況を調査し、県等関係機関に報告する。

3 警戒・避難体制の整備

市は、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）

(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

(3) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

※資料

資料4－13 海岸保全区域一覧表

第 10 章 土砂災害予防対策

《基本的な考え方》

大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害を未然に防止するため、土砂災害危険箇所の把握を行うとともに、必要な安全対策を実施する。

《計画の体系》

第 10 章 土砂災害予防対策	
第 1 節	土砂災害危険箇所の把握
第 2 節	土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等
第 3 節	土砂災害対策
第 4 節	土砂災害危険箇所の点検及び訓練等

第 1 節 土砂災害危険箇所の把握

1 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）第 3 条の規定により、県は、市と協議のうえ、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行っている。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は、資料編に示すとおりであるが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るよう、県に働きかける。

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行っている。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び今治市建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき移転を促進する。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次擁壁工、排水工等の防止工事を実施しているので、本市でも採択基準に適合している箇所を早期に発見し県に申し出る。

また、本市が行う防止工事に対し、県費助成を行っているのでこれを積極的に活用し、災害の未然防止に努める。

2 土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流（河床勾配が3度以上）をいい、一般的には渓流の勾配が約15°以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

なお、現在把握している土石流危険渓流は、資料編に示すとおりであるが、市内のこれらの渓流について、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を早期に実施するよう県に要請する。

3 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、（建築物に損壊が生じ）住民等の生命又は身体に（著しい）危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、土砂災害防止法に基づき、県が指定する。

なお、土砂災害防止法で対象とする土砂災害とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象である。

(1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（土砂災害防止法施行令第二条）

ア 急傾斜地の崩壊

- (ア) 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- (イ) 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- (ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

イ 土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

ウ 地すべり

- (ア) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- (イ) 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

(2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）（土砂災害防止法施行令第三条）

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地すべりについては、地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

第2節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等

1 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (7) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

また、土砂災害を被るおそれのある箇所を広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには県に要請し、現場への標識、標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般市民への周知に努める。

2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

(1) 避難確保計画の作成

本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成しなければならない。避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等

に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

(2) 避難訓練の実施

前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

市長は、報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 土砂災害対策

1 ハード対策

県及び市は、土砂災害警戒区域のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。

- (1) 保全人家 30 戸以上
- (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する箇所
- (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の箇所
- (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路等をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する箇所
- (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する箇所

以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- (1) 土砂災害警戒情報について、住民への理解及び伝達方法の充実に努める。
- (2) 土砂災害ハザードマップの公表等を通じて土砂災害危険箇所情報の住民への周知徹底を図る。
- (3) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等

1 土砂災害危険箇所の点検及び土砂災害に関する知識の普及、啓発

- (1) 台風及び梅雨期における豪雨等土砂災害の発生が予想されるときは、各担当課は定期的に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての確に把握する。
- (2) 自主防災組織等の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。
- (3) 市民に対し広報誌、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間において、災害時における応急対策の迅速、円滑化を図るため、各種防災訓練等の実施に努める。

2 警戒、避難、救護等緊急対策に関する体制整備

土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置を講ずる。

- (1) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即したパトロールを実施し、避難方法等住民への周知徹底を図る。
- (2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。

※資料

- 資料4-6 崩壊土砂流出危険地区一覧表
- 資料4-7 山腹崩壊危険地区一覧表
- 資料4-8 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 資料4-9 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
- 資料4-10 土石流危険渓流等一覧表
- 資料4-11 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表
- 資料4-12 土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

第 1 1 章 孤立地区対策

《基本的な考え方》

山間部、島嶼部において土砂災害による道路の寸断や高潮等による港湾施設等の被害により地区が孤立する場合に備え、衛星携帯電話等の通信手段やヘリコプターによるアクセスの確保、島内又は集落内において自活できる体制の整備に努める。

1 孤立予想地区の事前把握

市は、災害時において、土砂災害危険箇所等の分布から孤立するおそれのある地区を抽出し、その地区の要配慮者等を始めとする救護すべき住民、観光施設における生活維持可能期間等を把握する。

2 孤立の危険性に関する住民への周知

市は、孤立の危険性について周知し、孤立を想定した家庭内備蓄をするように啓発を図る。

3 外部との通信手段等の確保

市は、外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備やN T T 西日本による特設公衆電話の事前設置、通信施設等の非常用電源の確保を行う。

4 ヘリコプター離着陸場の把握

市は、孤立地区において傷病者の搬送、緊急避難等を行うために、ヘリコプターの離着が可能な空地等を把握する。

5 孤立地域に対する集団避難の避難指示の検討

市は、孤立地区において、集団避難の避難指示が出せるよう検討する。

6 孤立を想定した食料等の備蓄

市は、孤立した場合を想定して、必要な食料等を備蓄する。

7 無人航空機の活用の検討

市は、孤立した地区の災害現場の状況把握、被災状況の把握、被害認定調査、物資輸送等の様々な場面での無人航空機の活用を検討する。

8 訓練等の実施

市は、孤立時の状況把握などの対応について、関係機関と連携して訓練を実施する。

※資料

資料 9－2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

第 12 章 避難応急体制の整備

《基本的な考え方》

災害時において市民の身の安全を確保するため、避難場所や避難方法等について周知徹底を図り、地域住民相互の連携による避難体制の確立を図っていく。

《計画の体系》

第 12 章 避難応急体制の整備	
第 1 節	避難応急体制の整備
第 2 節	避難場所及び指定避難所の指定
第 3 節	避難路の指定
第 4 節	安全な避難の確保対策
第 5 節	広域一時滞在

第 1 節 避難応急体制の整備

市は、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。また、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県や保健所と連携し、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等の情報共有、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

さらに、市は、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第2節 避難場所及び指定避難所の指定

市は、市民の生命、身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、市は、これらの避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時も男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(1) 指定基準

ア 災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、

河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 整備目標

災害時の避難場所として指定し、必要な整備、改修を進めていく。

また、市街化状況、指定区域の拡大、人口増減等の変化により、必要に応じて見直し、整備していく。

2 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、市は、学校を指定一般避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定一般避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定一般避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理施設を指定一般避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

個別避難計画により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこととし、併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておく。また、指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず指定一般避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の作成時に検討することとする。

(1) 指定基準

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。

(2) 整備目標

災害時に指定一般避難所としての開設を予定する施設として、市立の各小中学校、公民館等を中心として指定し、必要な整備、改修を進めていく。

また、旅客用船舶等を仮設避難所として利用することについて検討を進める。

3 一時集合場所

各地域において、指定避難所等への避難を行う際に一時的に集合する場所を一時集合場所とする。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知するものとする。

4 避難先の安全確保

(1) 施設管理者との協議

避難した市民の安全確保を図るため、施設の管理者と施設整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

(2) 消防力の強化

避難場所を火災等から防護し、避難した市民の安全確保を図るため、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

(3) 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、指定避難所に災害時の情報通信手段として有線通信等や防災無線等の配備を行う。

(4) 飲料水兼用型耐震貯水施設等の整備

本格的な応急給水が行えるまでの間の飲料水を確保するため、指定避難所等に飲料水兼用型耐震貯水槽の整備を行う。

(5) ヘリコプター離着陸場の確保

情報収集や救急救助活動、救援物資、人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離着陸場の確保が重要である。

特に、避難場所等の緊急離着陸場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講ずる。

(6) バリクリーン（今治市クリーンセンター）の活用

ごみ処理施設として整備したバリクリーン（今治市クリーンセンター）は、防災拠点としての万全の災害対応機能を有する施設であるため、指定緊急避難場所、指定一般避難所として活用するとともに、地域とともに創る防災拠点としての活用を図る。

バリクリーンの主な災害対応機能は、以下のとおりである。

- ア 耐震構造の施設
- イ 受入可能避難者（320 名）が 7 日間生活できる備蓄機能
- ウ 非常用発電機及び地下水揚水設備による停電時・断水時の給電・給水機能
- エ IH調理設備、マンホールトイレ（5 基）、空調設備、入浴施設

第 3 節 避難路の指定

市は、避難場所等の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定し、必要な整備を行う。なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定、整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置やデジタル技術を活用した避難路の周知に努める。

1 避難路の指定基準

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員（おおむね 8 m 以上）を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路の沿道には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、市民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

2 避難路の安全改良整備

市民等が安全に避難できるよう、避難路の安全改良のための整備を推進する。

第 4 節 安全な避難の確保対策

市民が安全に避難できるよう、避難計画の作成及び必要な措置を講ずる。

1 市の避難計画の作成

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織と連携して平素から避難体制の確立を図る。また、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の態様及び地域の特性を踏まえるものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- (2) 避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

- (4) 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、コミュニティＦＭ（緊急告知ラジオ）、緊急速報メール等による周知
 - イ 広報車による周知
 - ウ 避難誘導員による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報
- (7) 夜間及び休日等、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備
- (8) 不特定多数の人が利用する地下駐車場における地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

市は、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、次の事項に留意して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害種別ごとのリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害の特定
 - 洪水、土砂災害等の災害種別ごとに、過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定
- (2) 避難指示等の対象とする区域
 - 災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難指示等の客観的な判断基準
 - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
 - イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定
 - ウ 水位周知河川（蒼社川）以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、具体的な避難指示等の発令基準の策定に努める。
 - エ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

(4) 避難指示等の伝達方法

- ア 災害種別ごとの避難指示等の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
- イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
- ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。

(5) その他留意すべき災害特性

- ア 想定される災害種別ごとの特性（危険性）の周知
- イ 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。
- ウ 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること。

3 標識等の整備

避難場所等の周辺の安全性を確保するため、標識等の整備を進める。

(1) 誘導標識

要配慮者への配慮等も含めた内容の検討を行い、避難場所等の周辺に順次整備を進める。

(2) 避難場所等表示板

避難場所等表示板は、避難場所等の敷地内出入口付近等に順次設置し、避難場所及び指定避難所としての周知を図る。

(3) 避難場所等案内図

避難場所等案内図は、避難場所及び指定避難所の配置を地図上に示し、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所及び指定避難所としての周知を図る役割を果たすものであり、要配慮者への配慮等をも含めた内容の検討を行い、順次整備を進める。また、避難誘導アプリ等のデジタル技術を活用した指定避難所等案内図の整備を進める。

4 避難誘導体制の確立

(1) 状況判断基準等の確立

関係機関、隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、高齢者等避難、避難指示を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

(2) 避難路の安全化

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を推進する。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

(3) 避難誘導体制の整備

市民、来訪者の指定避難所等への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制、方法の整備について、調査研究し、災害時に備える。

(4) 自動車による避難自粛の周知徹底

自動車で避難することは、徒歩による避難に一層の困難をもたらすだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、消火、救護活動等の支障となる。また、放置された自動車が火災延焼の原因となることも危惧される。

そのため、平常時から広報活動を通じて、運転者に「災害時の運転者のとるべき措置」等を周知徹底する。

5 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、避難場所（指定緊急避難場所・指定避難所）及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

6 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、指定一般避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難の場所の選定や受入施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

7 水位周知河川等への具体的な避難指示等の発令基準の策定

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）等により同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が

発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

第5節 広域一時滞在

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合や指定一般避難所での生活が困難な要配慮者のため、ホテル・旅館等との連携協定の締結を進める。

※資料

資料9－1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

資料9－2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料14－3 飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表

第 13 章 市民生活の確保対策

《基本的な考え方》

災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、指定避難所の開設・運営、食料、生活物資等の確保、医療救護、防疫体制等の確立などに努める。

《計画の体系》

第 13 章 市民生活の確保対策	
第 1 節	指定一般避難所の開設・運営体制の整備
第 2 節	食料及び生活必需品等の確保
第 3 節	飲料水等の確保
第 4 節	物資供給体制の整備
第 5 節	医療救護体制の確保
第 6 節	救急救助体制の確保
第 7 節	防疫・衛生活動の確保
第 8 節	保健衛生活動体制の整備
第 9 節	し尿処理体制の整備
第 10 節	ごみ処理体制の整備

第 1 節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備

自主防災組織等と連携した指定一般避難所の開設、運営体制を整備する。

また、指定一般避難所に必要な設備、資機材等の配備や避難所生活長期化に対応するための環境整備等を図る ともに、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1 指定一般避難所の開設・運営

市は、指定一般避難所の施設管理者や自主防災組織等と、「避難所運営マニュアル」に基づく指定一般避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。また、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、市は、指定一般避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

2 指定一般避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、指定一般避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

なお、冷暖房設備については、指定避難所の規模や現状の設備状況に応じて適切な冷暖房設備の整備や備蓄、または速やかに調達できるよう民間企業等との協定の締結等を進める。

また、温かい食事の提供のため、大型ガス設備や燃料、調理設備等の備蓄についても検討を行う。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス設備
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水
- (18) その他粉ミルク（アレルギー対応を含む。）、又は液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド（男性用・女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション等

3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活長期化に対応するため、指定一般避難所において、次のような環境整備を図る。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。

- (3) 避難して助かった被災者が、指定一般避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 指定一般避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。(例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線)
- (6) 女性や子育てに配慮した指定一般避難所設計の促進に努める。
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置
- (7) 指定一般避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。
- (9) 災害時に活用可能なランドリーカー等については、平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討する。
- (10) 炊き出しや食品の供給を行うNPOや関係事業者等との連携協定の締結を進める。

4 要配慮者に配慮した指定一般避難所・設備の整備・確保

市は、要配慮者が利用しやすいように、指定一般避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者を保護するために、指定福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、県と連携し必要な人員を確保する。

5 避難所運営マニュアルの周知等

市は、指定一般避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケア、要配慮者や男女のニーズの違いへの配慮など長期にわたる指定一般避難所運営を円滑に行うため、自主防災組織等に対し、避難所運営マニュアルの周知を図る。また、円滑な指定一般避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い指定一般避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、適宜適切な見直しを図るよう努める。

さらに、動物の同行避難が可能な指定一般避難所については、指定一般避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定める。

6 在宅避難者等への支援体制の整備

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

7 断水の長期化に対する備え

入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、指定避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用を検討など、断水の長期化に対する備えに努める。

第2節 食料及び生活必需品等の確保

災害時に、火災や倒壊、流失により住宅を失った市民のための緊急用食料や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品等を速やかに確保し供給できるよう、あらかじめ食料及び生活必需品等の供給体制を整備する。

ただし、災害時は平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間の必要物資は、あらかじめ市民が自力で確保できる対策をとっておくよう周知、啓発する。

また、食料及び生活必需品等の確保にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮するよう努める。

なお、備蓄にあたっては、指定避難所や物資拠点等にプッシュ型支援が届く発災後3日目まで最低限必要な備蓄を確保するよう努めるとともに、災害時に活用可能なキッチンカー等については、平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討する。

1 備蓄物資の整備

災害時の被災者に対する援護物資を確保するため、食料、生活必需品、簡易トイレ等の備蓄を進める。

(1) 現在の備蓄量

現在の備蓄物資の種類、数量等は、資料編に示すとおりである。

(2) 整備目標

緊急用食料、生活必需品等の備蓄については、必要な備蓄量の確保を図る。

備蓄中の物資については、保存期間経過のものは随時入替え（ローリングストック）を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努める。

また、孤立の予想される地区の支所等には、資機材等の備蓄を行う。

2 備蓄倉庫等の整備

備蓄を行うにあたって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初動の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、備蓄倉庫等の備蓄場所については、必要に応じて整備拡充を図る。

3 流通在庫等による緊急調達体制の整備

流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者等の協力により、物資の確保に努める。また、災害時に速やかに、かつ積極的な協力が得られるよう災害時応援協定を締結するなど、平常時からのコミュニケーションの強化に努めるとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

耐久財については、速やかな調達が可能となるようリースの活用を検討する。

4 市民の活動

- (1) 「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をする。
- (2) 自動車へのこまめな満タン給油
- (3) 自主防災組織等による助け合い活動を推進する。
- (4) 緊急物資の共同備蓄を推進する。

第3節 飲料水等の確保

災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要であるため、迅速に飲料水を確保し配給できる給水体制を整備する。

また、防災井戸等の分散型の生活用水の確保を促進する。

1 飲料水等の確保体制の整備

(1) 飲料水の確保

災害時の被災者に対する飲料水を確保するため、飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。

(2) 給水の整備目標

災害発生後3日間程度は生命維持に最小限必要な分としての飲料水が1人1日3ℓ、4日目以降はこれに手洗い、食器洗浄、洗面程度の分など、生活上最小限の生活用水を加算したおおむね1人1日20ℓを目標とする。

(3) 配水池等給水施設の整備

配水池に緊急遮断弁の整備を進め飲料水の確保に努める。

(4) 貯水槽の整備

災害時に迅速に飲料水が供給できるよう、貯水槽の整備を図る。

2 給水体制の整備

(1) 給水用資機材の整備

市が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク、トラック等応急給水資機材の整備、充実を図る。

(2) 民間との協力体制の整備

民間業者等と災害時の協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

3 各家庭での飲料水等の確保

各家庭においては、災害に備え次のように飲料水、生活用水を備蓄しておく必要がある。

- (1) 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備する。)
- (2) 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

4 自主防災組織等の活動

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、市民がお互いに協力し合い、地域全体で日頃から備えておく必要がある。

そこで、市は、市民や自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時における給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

- (1) 応急給水を円滑に実施するために、給食・給水班を編成する。
- (2) 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (3) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

第4節 物資供給体制の整備

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積拠点）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料や生活必需品等を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・

資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。

また、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について、次の措置を行う。

特に、地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県及び市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

1 市の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検、運営管理方法等の検討を行う。また、フォークリフト、ハンドフォーク、パレット等の資機材やその操作及び運営に必要な人員の確保方策についても検討を行う。
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手順を確保する。
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、輸送管理についても、物資調達・輸送調整等支援システムを適切に活用することとし、防災訓練等を活用した操作方法等の習熟に努める。
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備を図る。
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用を推進する。
- (6) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。
- (7) 陸路の早期啓開や、空路・海路を活用した物資輸送に必要な準備を行う。
- (8) 地域内輸送拠点での物資受入れ、搬送計画の策定、搬送等の業務について、民間委託等がスムーズにできるよう、物流事業者との災害連携協定の締結を進める。

第5節 医療救護体制の確保

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。被災地の市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（災害支援ナースを含む）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下、同様。）を派遣し、医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 県及び市は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チームの編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (6) 市は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を県に要請する。
- (7) 市は、県が開催する保健医療福祉調整本部会議に参加し、保健医療福祉活動における情報共有等を行う。

2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。

ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。

- (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や保健医療活動チームの受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネータの設置一覧

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括コーディネータ	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コー ディネータ	宇 摩	災害（基幹） 拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院コーディ ネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予市民病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 初期医療体制

市は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処できるよう、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

(1) 救護所の選定

救護所の設置箇所を選定し、市民に周知を図る。

(2) 医療救護用の資機材の備蓄

救護所等に医療救護用の資機材を備蓄するよう努める。

(3) 救護班の体制整備

救護担当者をあらかじめ指定しておき、災害時には協定に基づき医師会、歯科医師会等の協力を得て救護班を迅速に編成できるよう、救護体制を整備する。

(4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

(5) 自主救護体制の整備

応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

4 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

(1) 救護班の種類

- ア 県立病院の職員による救護班
- イ 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- ウ 愛媛県医師会会員による救護班
- エ 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- オ 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院（以下「旧国立医療機関」という。）の職員による救護班
- カ 公的医療機関の職員による救護班

(2) 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、おおむね歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

5 後方医療機関

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重症者については、医療機関による医療が必要となる。そこで医師会等の協力のもとに、あらかじめ後方医療機関を指定し、また、重症者の搬送方法等についても必要な整備を図る。

(1) 救護病院等

県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を受け入れるため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定する。なお、救護病院として全ての病院を選定し、救護診療所は、旧町村の区域で病院がなく、かつ公立の診療所がある場合に1か所程度選定する。

ア 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。

イ 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。

ウ 救護病院等は、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性向上に配慮するとともに、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医薬機器等の備蓄に努める。

エ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の

確保をはじめ災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

(2) 災害（基幹）拠点病院

県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1か所指定する。災害拠点病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣や地域の医療機関へ応急用資機材等の貸出しを行う機能を有するものとする。

ア 災害拠点病院である県立今治病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

イ 県立今治病院は、災害時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。

ウ 県立今治病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タッグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。

エ 県立今治病院は、平常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。

オ 県立今治病院は、少なくとも3日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

カ 高潮浸水想定区域に所在する県立今治病院は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水版等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策に努める。

キ 県立今治病院は、少なくとも3日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

ク 県立今治病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。

ケ 県立今治病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

コ 県は、県立今治病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。

(3) 災害拠点精神科病院

県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、松山記念病院を災害拠点精神科病院として指定している。災害拠点精神科病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して被災した精神科病院等から患者搬送し、

精神疾患を有する患者を受け入れるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能を有する。

6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、医療機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 市は、市の備蓄倉庫において避難生活に必要な災害用救急用品の備蓄を図るとともに、初動医療活動に必要な医薬品及び医療資機材について、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び病院等の連携、協力を得て確保する体制を整備する。

(3) 市は、医薬品の輸送手段や指定避難所での管理方法について、関係団体等と事前に調整を図る。

7 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に訪れている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

8 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

9 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、住民に対する救急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

災害拠点病院である県立今治病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

第6節 救急救助体制の確保

迅速に救急救助活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。

また、市民自ら身近な救急救助が確実にいえるよう、自主救護能力の向上を推進する。

1 救急救助体制の整備

救急車への救急情報システム等の導入により DX化を推進し、医療機関との 情報連携を強

化するとともに、救急患者のプレホスピタルケア（病院等に搬送するまでの対応）に対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、高度救命資器材の整備等、救急体制の充実を図る。

また、より高度な知識、技術を持つ消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団に対して、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、組織活動能力の向上に努める。

さらに、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

2 緊急体制の整備

救護班の組織的な活動が開始するまでの間は、救急隊による救護が主体となる。消防署においては、これら救急隊が応急救護用として使用する資機材の整備に努める。

3 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のために、講習等による市民救命士の養成、自主防災組織の救出救護班への指導・育成、応急救護の知識及び技術の普及並びに災害時救急医療活動に関する広報を推進する。

4 市民及び自主防災組織が実施すべき事項

市民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。また、市民は、献血者登録に協力する。

第 7 節 防疫・衛生活動の確保

災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

- (1) 災害時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う薬剤散布などの防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

第 8 節 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅

速に整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、県と協働し、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める ほか、県が開催する保健医療福祉調整本部会議に参加し、保健医療福祉活動における情報共有等を行う。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、県と協働し、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第9節 し尿処理体制の整備

災害時の初期段階には、断水等により下水道が使用不可能となることや指定避難所等に多くの避難者が集まり使用可能なトイレが不足することが想定されるため、新たなし尿処理体制を整備する。

1 災害用仮設トイレ等の整備

市は、災害時に、指定避難所等に配備するために、簡易トイレの備蓄及び仮設トイレの備蓄・調達に努めるとともに、トイレ用品を備蓄する。また、マンホールトイレの設置についても検討を行う。

トイレ個数や確保時期の目安、確保・管理体制の整備等については、「今治市災害廃棄物処理計画」（平成31年3月）及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月）に基づき、次のとおりとする。

(1) トイレ個数の目安

災害時の必要トイレ（簡易トイレや仮設トイレ）の個数は、以下を目安とする。

ア 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基

イ その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基

ウ トイレの平均的な使用回数は、1日5回

なお、トイレは、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置する（女性用対男性用3：1を目安）とともに、建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子供に使用させるなど安全性やプライバシーの配慮に努める。

(参考) 南海トラフ巨大地震時における仮設トイレの必要基数

被害想定	発災直後		2週間後		1か月後	
	仮設トイレ 必要人数 (人)	仮設トイレ 必要基数 (基)	仮設トイレ 必要人数 (人)	仮設トイレ 必要基数 (基)	仮設トイレ 必要人数 (人)	仮設トイレ 必要基数 (基)
基本ケース	22,794	291	2,544	32	1,288	16
陸側ケース	89,379	1,140	62,887	802	30,059	383

(出典)「今治市災害廃棄物処理計画」(平成31年3月)

※仮設トイレのみの必要基数は、仮設トイレ必要基数＝(①仮設トイレ必要人数) / (②仮設トイレ設置目安＝約78.4人/基)で算定

(2) トイレの確保時期の目安

トイレの確保時期の目安(主に指定避難所)は、おおむね次のとおりとする。

時間経過	想定される状況	確保するトイレの例
災害発生直後 ～3日	上水道は断水中。下水道は施設の点検が終わるまでは、使用しない。 (流通も麻痺状態)	・既設トイレの個室(便座)を活用 ・携帯トイレ・簡易トイレ
～1週間後	上水道は断水中。下水道はほぼ利用可能。	上記にプラスして、 ・マンホールトイレ、仮設トイレ(組立式)
～2週間後	流通が復旧し、仮設トイレの確保が可能。上水道は部分的に復旧。	上記にプラスして、 ・仮設トイレ(貯留式)
2週間後以降	上水道・下水道の復旧が完了し全面使用可能となる。	・水洗トイレが使用可能 ・必要に応じて仮設トイレは維持

(3) 災害時のトイレの確保・管理体制の整備

災害時のトイレを確保するため、市は、浄化槽・し尿処理及び下水道担当部局等を中心に、防災担当部局、保健担当部局、指定避難所担当部局等の関係各課で、平時から協力してトイレ対策を検討するとともに、発災時には、「被災者に清潔なトイレ環境を提供すること」を目的とした部局横断的な情報の共有・対応が取れるような体制を整備する。

また、携帯トイレ・簡易トイレ備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保等のため、民間事業者等との協定締結等協力体制の整備を進める。

(4) トイレの衛生管理

指定避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要になる。そのため、継続的な清掃を行うために最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄や調達先の確保に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法、掃除の方法等のルールを作成し、災害時に周知するための手段についても、あらかじめ準備をしておくよう努める。

(5) 要配慮者用トイレの確保

指定避難所において要配慮者用のトイレが使用できないことも考えられるため、要配慮者用の簡易トイレの備蓄や調達先の確保に努める。

2 し尿の搬送、処理体制の整備

指定避難所等のし尿の収集は優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を作成する。

災害が長期化した場合には災害用仮設トイレの貯留量に限界が生ずることも予想されるので、し尿の収集方法及び処理方法についての体制を整備する。また、市で処理しきれない場合のし尿の処理方法について、あらかじめ保健所、県、その他の関係機関と協議して、適切な処理計画の検討を進める。

3 市民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な簡易トイレ等を準備する。
- (2) 自主防災組織を通じて資機材の点検を行い、必要に応じマンホールトイレや仮設トイレの設置が可能な用地選定に協力するものとする。

第10節 ごみ処理体制の整備

災害時には、通常的生活ごみに加えて、指定避難所ごみや片付けごみ等を処理する必要があるため、「今治市災害廃棄物処理計画」に基づき、新たにごみ処理体制を整備する。

1 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1) 大規模災害時の廃棄物発生量を想定し、必要な準備を行うなど、収集方法、処理方法の処理体制を整備する。
- (2) 市民や自主防災組織に対し、ごみの分別等の災害廃棄物を処理するうえでのルールや役割分担を明示し、協力を求める。

2 仮置場候補地の選定

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておくために必要となるため、仮置場候補地の選定を行うものとする。

3 市民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な生ごみ処理器等の準備を行う。
- (2) 地域ごとに住民が通常搬出するごみ集積所について、必要に応じて仮設のごみ集積所を選定するとともに、ごみ集積所資材の準備を行う。

※資料

資料9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料12-1 災害用備蓄物資整備状況一覧表

資料12-2 備蓄場所一覧表

資料13-1 上下水道部（公営企業）可搬式給水タンク在庫一覧表

資料 1 1 - 2 防疫関係資機材の保有状況

資料 1 9 - 6 ・ 1 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県、一般社団法人愛媛県医師会）

資料 1 9 - 6 ・ 2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）

資料 1 9 - 6 ・ 3 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）

資料 1 9 - 6 ・ 4 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）

資料 1 9 - 6 ・ 5 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛県看護協会）

資料 1 9 - 7 ・ 1 防災活動への協力に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）

資料 1 9 - 7 ・ 2 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）

資料 1 9 - 7 ・ 3 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

資料 1 9 - 7 ・ 4 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書（一般社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部）

資料 1 9 - 7 ・ 5 災害時等における物資供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）

資料 1 9 - 7 ・ 6 災害時等における支援協力に関する協定書（株式会社ハローズ）

資料 1 9 - 7 ・ 7 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書（ダイキ株式会社）

資料 1 9 - 7 ・ 8 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書（愛媛キッチンカー協会）

資料 1 9 - 7 ・ 9 災害時における救援物資提供に関する協定書（ダイドー光藤ビバレッジ株式会社）

資料 1 9 - 7 ・ 1 0 災害時における緊急支援物資の支援及び備蓄に関する協定書（今治タオル工業組合）

資料 1 9 - 7 ・ 1 1 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書（今治市石材加工協同組合、一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部）

資料 1 9 - 3 ・ 1 4 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定（愛媛県、県内 20 市町、一般社団法人えひめ産業資源循環協会）

第 14 章 要配慮者の支援対策

《基本的な考え方》

大規模災害では、高齢者、障がい者等のいわゆる「要配慮者」は、災害の発生時において必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動をとることが困難であり、犠牲になる場合が多い。

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。特に、市は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努めるほか、初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援のあり方など、福祉的支援の強化に向けた検討を行う。

また、市は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

《計画の体系》

第 14 章 要配慮者の支援対策	
第 1 節	要配慮者の安全確保体制の確立
第 2 節	社会福祉施設等における対策
第 3 節	外国人及び市外からの来訪者への対策

第 1 節 要配慮者の安全確保体制の確立

1 要配慮者の実態把握

要配慮者について、防災担当部局と福祉担当部局とが連携して、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や自治会等の範囲ごとに実態を把握し、情報の充実を図るとともに、消防緊急通信指令システムの情報整備との連携を進める。

また、市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施し

ている状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(1) 要配慮者の認識

〈高齢の方〉

ひとり暮らし、高齢者世帯、寝たきり、認知症の方など

〈心身に障がいのある方〉

肢体不自由、内部障がい、視覚・聴覚障がい、知的・精神・発達障がいのある方、難病患者など

〈状況によって手助けが必要となる方〉

妊産婦、乳幼児、外国人、地理に不案内な来訪者

2 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 市は、関係部局で保有する情報を集約し、また、民生児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、NPO等の協力を得て、市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 避難行動要支援者の対象者

避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の配慮を要する者）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいい、居宅で生活する以下の者を対象とする。

- ① ひとり暮らしの高齢者（75 歳以上）
- ② 高齢者のみの世帯の者（75 歳以上）
- ③ 要介護認定 3 以上を受けている者（65 歳～74 歳の単身世帯）
- ④ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者（単身世帯）
- ⑤ 療育手帳 A を所持する知的障がい者（単身世帯）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する精神障がい者（単身世帯）
- ⑦ ①～⑥に準ずる状態にあり、避難支援が必要であると認める人

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 年齢
- ⑤ 住所
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 緊急連絡先

- ⑧ 同意の有無
- ⑨ 身体等の状況（介護認定、障害者手帳の有無、ひとり暮らし等）
- ⑩ 避難支援に際しての留意事項
- ⑪ 避難場所
- ⑫ 支援協力者情報
- ⑬ 担当民生児童委員情報

※上記のうち、避難支援者に提供する「避難行動要支援者リスト」は、①②③④⑤⑨⑬の情報とする。

市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、避難行動要支援者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。（災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項）

エ 市は、「今治市避難行動要支援者避難支援制度」により、避難行動要支援者の登録を進める。

オ 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用を支障が生じないように、名簿のバックアップ体制を築いておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

(3) 名簿情報の利用及び提供

ア 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

イ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、消防団、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等一定地域の住民によって組織される自治組織に対し、名簿情報をあらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

ウ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、イの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。

(4) 名簿情報を提供する場合における配慮等

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、他地区の自主防災組織や自治会等と、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに、施錠可能な場所への名簿の保管、受け取った避難行動要支

援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

エ 名簿情報の取扱状況の報告を求める。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

3 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、自主防災組織、自治会、消防団、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲、作成目標、作成の進め方

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障がい者や重度以上と判定された知的障がい者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の者などを優先度の高い避難行動要支援者として個別避難計画を作成する。

イ 作成目標期間

優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情を踏まえながらおおむね5年以内（令和7年まで）に個別避難計画の作成に取り組む。

ウ 作成の進め方

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、自主防災組織、自治会、消防団等の避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画の作成を行う。

(2) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になりうる者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。その際、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決定する。また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのにあたっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

なお、個別避難計画に記載されている避難支援等実施者が、避難支援等の実施にあたれない場合も想定されるため、このような場合も含めての個別避難計画の活用方法をあらかじめ決めておくこととする。

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市内部での情報の集約

個別避難計画作成にあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める（災害対策基本法第49条の10第1項及び第49条14第1項）。

イ 県等からの情報の取得

個別避難計画作成にあたって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市長は必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる（災害対策基本法第49条の14第5項）。

ウ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から、情報を把握する。なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行う。

エ 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して個別避難計画を作成及び更新することができる。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新する。また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、必要に応じて更新する。

(5) 個別避難計画情報の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置

個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課す（災害対策基本法第49条の17）ことにより秘密保持を図ることとしているが、個別避難計画情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するため、市は、個別避難計画情報を受け取る団体においても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講ずるよう求めるなど個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。

なお、その発令及び伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすることなど、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者が避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができたり、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、多

様な情報伝達の手段を確保する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(8) デジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用することを検討する。

4 避難体制の確立

(1) 推進組織の整備

市は、庁内横断で避難行動要支援者を支援する体制を整備する。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

(2) 個別避難計画の提供

市は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(4) 指定避難所・避難路等の指定

指定避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための指定福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講ずるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

指定一般避難所については、民間賃貸住宅や旅館・ホテルを借り上げる等、多様な指定一般避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。また市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定福祉避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 避難のための情報伝達

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意して行う。

(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

(イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（緊急告知ラジオ含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等の緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて行う。

また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を検討する。

さらに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるとともに、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

(6) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体での話し合い、ルールや計画作りを進める。

5 防災教育、訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

6 福祉のまちづくり

地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生児童委員、各種団体、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

併せて、要配慮者が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう指針を策定し、施設の改善、整備にあたっては関係機関に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

7 地域住民の活動

(1) 市民は要配慮者への対応を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決するよう努める。

(2) 市民は要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。

(3) 市民は災害時の安全な避難誘導のために必要な人手を確保しておく。

(4) 市民は地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備する。

第2節 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育、訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、ピクトグラムを活用するとともに、地図及びローマ字併記とするよう検討する。また、避難誘導アプリ等のデジタル技術を活用した指定避難所等案内図の整備を進める。

なお、広報活動について、英語、中国語、ベトナム語等でも実施することを検討する。

第 15 章 広域応援及び受援体制の整備

《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、各関係機関等とあらかじめ相互応援協定を締結するなどして、実効性の確保に留意した広域的な応援体制を確立しておく。また、円滑な受援活動が行えるよう実施体制を整備しておく。

1 消防相互応援体制の整備

(1) 県内の消防応援

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

(2) 緊急消防援助隊

大規模な災害又は特殊な災害が発生し、市及び消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。

市は、これらの措置に十分に対応できるよう、平時から県との連絡体制の強化を図るとともに、受援計画・体制の整備を図る。

2 全県的な防災相互応援体制の整備

消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

県と市が締結している協定等は、次のとおりである。

なお、平成 31 年 2 月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 ＊平成 28 年 2 月 17 日締結	(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供	応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。 (1) 災害の状況 (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基	(3) 救援活動に必要な車両等の提供 (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施	

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
つく運用マニュアル ＊平成28年8月2日策定	設の提供 (6) 被災市町に代行しての情報発信 (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項	(3) 応援を求める期間及び場所 (4) その他必要な事項

なお、多大な人的支援を必要とする指定避難所運営等については、他市町村等からの応援職員を積極的に受け入れるよう受援体制の充実を図る。

3 消防防災ヘリコプターの活用

市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。

(1) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 市民への災害予防の広報

(2) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の把握
- イ 被災地への救援物資、消火資機材の輸送及び要員の搬送
- ウ 化学プラント、高速道路等の損壊状況の把握

エ 市民への災害情報の伝達

(3) 救急救助活動

- ア 被災した負傷者の救急搬送
- イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
- ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
- エ 高層建築物にとり残された被災者の救助

4 応援体制の整備

(1) 支援活動の準備

県、被災市町村等から応援要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。

(2) 支援体制の整備

派遣職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることがないよう、食料、衣料品、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制の整備を進める。

(3) 県との一体的支援

被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本市に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力し被災市町村への支援を行う。市は、連絡調整等県との一体的な支援体制の整備に努める。

5 受援体制の整備

大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等の受入れや食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、県（「愛媛県広域防災活動要領」（令和3年3月改定））等と連携し、支援受入れの基本的な体制や手順等について定めた「今治市災害時受援計画（令和4年4月修正）」及び「今治市緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、受援体制の整備を図る。

(1) 情報の提供と共有体制の明確化

災害対策本部に集約された管内の被害状況、被災者ニーズ等の情報を応援側に速やかに情報提供し、応援側との情報共有を図るため、定期的な連絡会議の開催や本市側から応援側への業務の引継方法等の情報共有体制を明確にしておく。

(2) 受援体制の整備

災害対策本部の本部総括班内に、支援の受入調整を担当する「受援統括チーム」を設置し、外部との応援要請・受入れに関する調整を総合管理することとし、また、各班においても「受援業務担当窓口」を設置することで、各班の要望を受援統括チームで集約し、受援総括担当へ報告する仕組みを整備する。

(3) 応援側の活動環境の整備

応援側が単独で活動するのではなく、応援側と本市側がペアになって活動する体制を整備するほか、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供の準備など、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるとともに、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等については、平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討する。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

6 民間団体等との協力体制の確立

現在、愛媛県医師会、今治市医師会等と災害時における応援協力に関する協定を締結している。

その他の民間団体、業者等に対しても、協力体制の確立を積極的に進めるとともに適宜協定の締結を図る。

※資料

資料 8－2 愛媛県消防広域相互応援計画

資料 8－3 愛媛県緊急消防援助隊受援計画

資料 8－5 今治市緊急消防援助隊等受援計画

資料 1 9 今治市災害時応援協定一覧表

《予防》 1 5 広域応援及び受援体制の整備

資料 1 9－3・1 東予地区広域消防相互応援協定書（東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合）

資料 1 9－3・2 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定（愛媛県）

資料 1 9－3・1 5 愛媛県消防広域相互応援協定書（愛媛県下の市町及び消防一部事務組合）

資料 1 9－3・1 6 愛媛県消防団広域相互応援協定書（愛媛県、県内市町及び消防一部事務組合）

資料 1 9－6・1 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県、一般社団法人愛媛県医師会）

資料 1 9－6・2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）

第 16 章 情報通信システムの整備

《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、大規模災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、市域の被害状況を的確に把握するための災害情報の収集、伝達体制を確立する。

1 現有施設状況

- (1) 市の有線施設
 - ア 災害時優先電話
- (2) 市の無線施設
 - ア 防災行政無線
 - イ 消防無線
- (3) 県の防災行政無線
 - ア 愛媛県防災通信システム

2 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、風水害等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。その際、夜間休日等の執務時間外においても対応できるように配慮する。

また、市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるとともに、位置情報と結びついた避難所の情報や通行可能な道路等の現場の情報等各種情報がリアルタイムで共有できる体制の構築に努める。

さらに市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、S A R衛星を含む人工衛星、固定カメラ等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

3 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（緊急告知ラジオの普及も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

(4) 機器の整備

ア 市防災行政無線等、情報伝達手段の整備充実

市防災行政無線等については、移動系無線局の統一化を図るとともに、Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動した市全域をカバーする同報系無線局の整備を図る。

また、孤立地区対策として、市防災行政無線等による連絡体制のほか、衛星携帯電話を地区代表者等へ貸与するなどの対策を行う。

イ 今治市イントラネットの活用

災害情報等の迅速・的確な収集・伝達のため、市イントラネットを活用する。

ウ 防災活動支援のための携帯電話の活用

緊急情報伝達体制の確立のため、携帯電話の活用を推進する。

なお、公共安全モバイルシステムの活用に努める。

エ アマチュア無線の活用

地域の情報収集を図るため、アマチュア無線局を活用する。

オ 衛星インターネットの活用

通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的
に実施するよう努める。

(5) 消防指令システム施設の整備拡充

高度情報社会に対応するため、AI、クラウド コンピューティングなどのデジタル技術や映像等を多用した情報収集システムを導入し、正確な情報聴取と迅速な指令伝達が可能となる高機能な消防指令システム等の構築を図る。

(6) 災害時優先電話指定の拡充

市各部、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充を西日本電信電話株式会社に要請し、有事緊急連絡体制の確立に万全を期す。

(7) 他の情報手段の整備

インターネット、携帯電話、コミュニティFM放送（緊急告知ラジオ）、ケーブルテレビを利用した情報提供を拡充する。また、被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

(8) 職員参集メールの活用

市は、大阪管区气象台（松山地方气象台）が発表する気象情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「職員参集メール」等を活用して、勤務時間外における風水害に対する初動体制を確立する。

4 担い手の確保

市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に奨励し、無線従事者の増員、確保を図る。

5 ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握するため、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を県庁及び市の対策本部に電送するヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、迅速、的確な災害予防・応急対策活動の実施に努める。

(1) 災害予防対策活動

災害危険箇所の調査

(2) 災害応急対策活動

ア 被災状況の把握（建物の倒壊、土砂災害、河川・道路・橋りょう・港湾・漁港施設等の被害、交通渋滞及び交通障害の状況等）

イ 石油プラント、高速道路等における大規模事故の状況把握

(3) 救助活動

ア 水難事故・山岳遭難事故・土砂災害事故等における偵察、地上救助隊への情報伝達

イ 高層建築物火災の状況把握、地上救助隊への情報伝達

(4) 消火活動

林野火災時の偵察、地上消火隊への情報伝達

6 河川等情報システムの活用

県内全域の雨量、水位、ダム諸量等の観測データを自動観測により収集処理し、防災関係機関への情報提供を行い、また、的確な水防警報の発令や住民への避難指示等の迅速化を図り、水災による被害を軽減するため、システムの活用を図る。

また、水防体制の迅速化、防災情報の提供拡大を図るため、「えひめ河川（かわ）メール」の普及促進に努める。

7 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保

するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

※資料

資料 7－1 災害時優先電話一覧表

資料 7－2 愛媛県防災通信システム（地上系）一覧表

資料 7－3 消防通信施設一覧表

資料 7－4 今治市防災行政無線・IP 無線機配備一覧表

資料 19－2・1 災害時非常無線通信の協力に関する協定（今治市アマチュア無線非常通信協力会）

第 17 章 緊急輸送体制の整備

《基本的な考え方》

災害時に、緊急要員及び緊急物資の輸送、供給を迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ緊急輸送体制の整備を行う。

《計画の体系》

第 17 章 緊急輸送体制の整備	
第 1 節	緊急輸送ネットワークの整備
第 2 節	陸上輸送の環境整備
第 3 節	航空輸送の環境整備
第 4 節	海上輸送の環境整備
第 5 節	運送事業者等との協力体制の整備

第 1 節 緊急輸送ネットワークの整備

県指定の緊急輸送道路、防災拠点となる港湾及び拠点ヘリコプター離着陸場等を基軸にして、市輸送拠点を定め、その他ヘリコプター離着陸場等も組み入れ、指定避難所等の被災住民とを有機的に結ぶ「緊急輸送ネットワーク」の形成及び整備推進を図る。

また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に災害に対する安全性の確保に配慮する。

なお、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

第 2 節 陸上輸送の環境整備

1 市の（仮称）緊急活動道路の指定

災害時に迅速かつ円滑な緊急輸送が確保できるよう、前記「緊急輸送ネットワーク」を形成する県指定緊急輸送道路以外の路線について、市の（仮称）緊急活動道路をあらかじめ指定する。

2 緊急輸送道路等の整備

県指定の緊急輸送道路及び市指定の（仮称）緊急活動道路にあたる道路及び橋りょうについては、災害が発生しても緊急輸送等が確実に実施できるよう、定期的な点検とともに補強、整備を進める。

3 市内輸送拠点の整備

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うための市内輸送拠点は、次のとおりである。これらの施設については、災害が発生しても十分機能するよう耐震性の強化等を図るとともに、運営管理方法等の検討を進める。

施設名称	所在地	電話番号	用 途
市営スポーツパークテニスコート	今治市高橋ふれあいの丘1番地2 新都市第1地区	35-4111	救援物資受入
波方公園体育館	今治市波方町樋口乙730	41-7111	〃
伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲1668-30	72-2725	〃

4 民間との協定締結の推進

災害時の人員、応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所との間で、緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

5 燃料供給の環境整備

緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

第3節 航空輸送の環境整備

災害時に迅速確実な輸送を行うため、県や自衛隊等のヘリコプター運航に係る地上支援体制の整備を図る。また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努める。

また、自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時からの連携体制構築や連携訓練を実施するよう努める。

第4節 海上輸送の環境整備

災害時の緊急海上輸送に備え、県や海上保安部及び海上運送事業者等の関係機関と協議のうえ、輸送方法、運航方法等についてあらかじめ定めておく。また、大災害時にも機能が発揮できるよう、港湾施設及び漁港施設の耐震性の強化を図る。

第5節 運送事業者等との協力体制の整備

市は、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

また、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化に努める。

※資料

- 資料10-1 ヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 資料10-2 緊急輸送道路等一覧表
- 資料10-3 緊急輸送道路等位置図

第 18 章 防災都市づくりの推進

《基本的な考え方》

災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地の面的整備や防災空間の整備などにより、都市の防災機能の強化を図る。

また、避難路、避難場所、延焼遮断帯並びに防火活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤の整備を進める。

《計画の体系》

第 18 章 防災都市づくりの推進	
第 1 節	安全・安心な都市づくりの推進
第 2 節	市街地の整備
第 3 節	公園等オープンスペースの確保
第 4 節	道路施設の整備
第 5 節	建築物の不燃化
第 6 節	建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止
第 7 節	地下空間の浸水防止
第 8 節	コンピュータの安全対策

第 1 節 安全・安心な都市づくりの推進

防災対策の基本的な方策は、本市を災害に強い都市構造につくりかえることである。そのためには、住宅密集地域の再開発、建築物の不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。

特に密集市街地においては、老朽木造家屋の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替えの推進を進めていく必要があるが、こうした取組は、地元住民等の理解を得ながら進めていく必要があり、防災マップの作成、防災訓練や防災パトロールの実施、防災に関する人材育成など、地域防災力の向上に資するソフト対策を推進することも必要である。

市は、都市計画事業等の積極的推進を図り、かつ修復型、改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりを進める。

災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことであり、そのため都市計画法に基づき各地区の見直しを随時行う。

また、風水害に強いまちづくりを推進するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用の誘導を制限し、必要

- に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- (2) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (3) 市は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や今後策定予定の立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。
- (4) 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- (5) 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進に努める。
- (6) 盛土等による災害を防止するため、危険な盛土等が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第50条に基づき、市長は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関し、県知事に意見を申し出るものとする。

第2節 市街地の整備

市街地の中には老朽化が進んだ木造住宅の密集地が多い。そこで、老朽木造家屋が密集し、防災上課題を持つ地区については老朽建築物の建て替え・不燃化、狭隘道路の拡幅、広場の整備、避難施設の確保など、地域住民の参画と協働を図り、地区の特性を踏まえた段階的な防災対策を図る。

また、新たに開発される地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう、土地区画整理事業と合わせて地区計画制度の積極的活用を図る。

第3節 公園等オープンスペースの確保

公園、緑地は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての平常機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして、また、応急活動拠点として、防災上の役割も非常に高い。このような見地から、今後も防災的な役割を果たす公園、緑地の整備を図る。

第4節 道路施設の整備

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、住宅密集地等においては火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を進めるとともに、無電柱化の促進に努めるものとする。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路の整備、橋りょうの架替、補修を推進する。

1 道路の整備

本市は、防災効果の高い道路として都市計画道路を中心とした整備を推進している。これらの新設拡幅は、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。

このため、幹線道路から整備の推進を図りつつ防災性の高いまちづくりを進める。主として避難場所への避難路として位置付けられる道路、避難場所と主要な都市施設とを有機的に連携させる道路、災害応急対策活動の地区防災拠点となる公共施設周辺道路の整備推進を図る。

2 橋りょうの架替、補修

老朽化した橋りょうについては、災害時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすことになる。

このため、国、県道橋については、架替、補修等を要請するとともに、市道橋についてはその架替、補修等の整備を推進する。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策に努める。

3 アンダーパス部の冠水防止

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、必要に応じて、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

第5節 建築物の不燃化

本市は、従来から災害に強いまちづくりを推進し、被害発生防止に努めているが、火災の防止という点では十分といえない状況にある。

このため、市街地における延焼防止及び建築物の規制強化、公共施設の不燃化に関して積極的な施策を推進する。

1 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、災害により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、現在、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を推進している。この防火地域及び準防火地域は、集団的地域としての「建物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」「避難路及び避難場所周辺地区」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を行っている。今後もこれら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、市内の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

2 屋根不燃区域の指定

防火、準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃及び外壁の延焼防止を図る。

3 公共施設の不燃化

既存の公共施設は、耐火性の確保に努めるとともに、今後建設する公共施設については、不燃化に十分配慮する。

4 不燃化の推進（耐火建築物資金融資制度の活用）

耐火建築物資金融資制度の積極的な活用を図るために指導を行い、建築物の不燃化を期すとともに地域の防災化の推進に努める。

なお、耐火建築物資金融資制度には、次の融資機関がある。

- (1) 住宅金融支援機構 …………… 災害関連、都市居住再生等融資
- (2) 独立行政法人都市再生機構 …………… 市街地施設付賃貸共同住宅建設資金貸付

第6節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止

がけ、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるため、市は、法により規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

1 がけ、擁壁等の崩壊、倒壊防止

- (1) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活

用し、移転を促進する。

- (2) 土砂災害警戒区域等が指定された場合、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (3) 土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、平常時から土砂災害情報を住民と行政機関が相互に通報できる体制づくりを推進する。
- (4) 擁壁等の防災工事の施工については多額の資金を要するため、土砂災害等の法令により勧告又は命令を受けた者に対して、これら改修資金等の一部として、住宅金融支援機構の融資制度を紹介する。

2 ブロック塀等の崩壊防止

(1) 指導の強化

建築確認の際の指導を強化する。

一方、既存のブロック塀や石塀については、所有者等に向けて、以下の注意喚起を行うとともに危険が確認されたブロック塀等の所有者に対して、正しい施工方法や補強方法について指導を行う。

ア 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（国土交通省、平成30年6月21日）を用いて安全点検を行うこと。

イ 安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となること。

(2) 実態調査に基づく改善指導

危険なブロック塀に対し改善指導を行うため、県と協力して実態調査を実施する。

3 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

建物倒壊による道路閉塞など防災上支障となる老朽危険空家については、「今治市空家等対策計画」に基づき、除却を進める。

第7節 地下空間の浸水防止

地下駐車場等の出入り口における浸水を防止するための防水扉、防水板等施設の具体的事例、融資制度等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止施設の整備を推進する。

第8節 コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータシステムについて、各種安全対策基準に基づき、浸水し

ない場所にシステム機器を設置するとともに、災害時にも機能を確保できるようにデータやシステムのバックアップ等をとる。

また、コンピュータを扱う企業に対し、浸水対策についての啓発に努める。

※資料

資料4－5 道路・橋りょう危険箇所一覧表

第 19 章 ライフラインの災害予防対策

《基本的な考え方》

水道、下水道、電気等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する関係機関相互及び他自治体等との広域応援体制の整備に努める。

《計画の体系》

第 19 章 ライフラインの災害予防対策	
第 1 節	水道施設
第 2 節	下水道施設
第 3 節	工業用水道施設
第 4 節	電力施設
第 5 節	ガス施設
第 6 節	電信電話施設
第 7 節	廃棄物処理施設

第 1 節 水道施設

市は、災害によって被災する箇所が生じて、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないように水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講ずる。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時における市民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の統廃合を推進し、施設の更新並びに耐震化を図る。
- (4) 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱等に基づき、他の水道事業体との相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (6) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (7) 情報電送システム、監視、制御システムについても、電話回線不通に対応できる体制をあらかじめ確立しておく。

第2節 下水道施設

安全で安心できるまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除に加えて貯留、浸透などの流出抑制策も含めて下水道雨水対策施設の整備を図る。

1 下水道管理者の活動

安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流出抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等との情報共有に努める。

また、日頃からポンプ場等の点検に努めるとともに、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成又は運転委託を行う。

2 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を冗長化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

3 雨水貯留浸透

市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留施設の整備を促進し、浸水防除に努める。

第3節 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。
- (2) 地盤の軟弱な場所について、特に処理工法等を十分に調査研究し、必要な措置を講ずる。
- (3) 老朽化の著しい管について、敷設替え等補強工事を行う。

第4節 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い保安の確保を図る。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、市民に対し広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第5節 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施などにより災害予防対策を推進する。

1 ガス施設の災害予防措置

(1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。

(2) 主要なガス工作物については、ガス事業法に基づき、設計、施工を行う。

(3) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

(4) 供給緊急停止のため、バルブを設けてガス供給区域のブロック化を図る。

2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は関係機関及びメーカー等から速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備の被害が発生したことを覚知した場合は、全員指定の場所に参集するものとする。

4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設の被害又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び災害などの緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (2) 利用者に対しては、災害時にはガス栓の閉止及びガス器具の使用禁止について周知を図る。

第6節 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても、可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

なお、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

1 防災体制の確立

(1) 災害対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

防災応急対策を効果的に講じられるよう、国及び地方公共団体並びにその他の社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発

電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備しておく。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生するおそれがある場合において、社員が迅速かつ的確な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び防災訓練を実施する。

また、県や市等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

3 電気通信設備等に対する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

(1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

(2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として、非常用交換装置を広域配備する。

(3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

(4) 所外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

第7節 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

2 施設整備時の留意点

ごみ焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

※資料

資料 8－5 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

第20章 公共土木施設等の災害予防対策

《基本的な考え方》

道路施設、海岸保全施設、河川管理施設、港湾、漁港、農業用施設等の各種公共土木施設等は、災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、風水害に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

さらに、災害復旧、復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

《計画の体系》

第20章 公共土木施設等の災害予防対策	
第1節	道路施設
第2節	河川管理施設
第3節	海岸保全施設
第4節	港湾施設
第5節	漁港施設
第6節	農業用施設

第1節 道路施設

1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保

道路交通の確保は、災害時において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開や応急復旧等の計画を立案するものとする。

2 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努める。
また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送道路等^等及び緊急性の高い路線及び箇所（区間）から順次、防災対策及び改良整備を実施する。

(1) 道 路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、補強対策を実施するとともに、道路改良にあたっては、耐震基準に基づく整備を行う。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が予想される道路橋等について、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

(4) 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

4 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努める。

5 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

6 施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第2節 河川管理施設

1 河川管理施設の確保

河川管理者は、河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 点検の実施

河川管理者は、点検を定期的の実施し、災害対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

河川管理者は、点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3節 海岸保全施設

1 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、全般的に老朽化した施設や堤防のかさ上げが必要な箇所等、高潮等による被害が危険性の高い地域において、海岸保全施設の整備に努める。

2 点検の実施

海岸管理者は、点検を定期的の実施し、災害対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第4節 港湾施設

1 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難・救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模災害の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

このため、港湾管理者は、防災拠点となる港湾（今治港）について、耐震強化岸壁、臨港道路等を整備し、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないように管理する。

2 海上輸送と道路輸送の連結

海上輸送については、道路輸送ネットワークと密接に連結させ、緊急輸送ネットワーク

をより確実なものとする。

3 点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる港湾（今治港）の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、点検を定期的の実施し、災害対策の必要箇所の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

4 施設の補強・整備

近年の高波被害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

5 タイムラインを考慮した防災減災対策の推進

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

6 脆弱箇所の情報共有

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。

第5節 漁港施設

1 物資輸送の確保

災害発生時、防災拠点漁港（宮窪漁港）は防災拠点港湾（今治港）を補完し、緊急避難や、救難・救助、緊急物資輸送の支援拠点としての機能が求められるため、漁港管理者は防災拠点となる漁港について、耐震強化岸壁、主要陸揚げ施設・輸送施設（アクセス道路）の耐震化、緊急物資の一時保管用地の確保に努め、災害時の緊急物資輸送拠点としての利用に支障がないように管理する。

2 水産物生産拠点の確保

水産物の生産拠点漁港のうち特に重要な漁港は、防災拠点港湾・漁港を補完し、災害が発生した場合に緊急避難や、救難・救助、地域の水産業の早期再開拠点として機能するよう、漁港管理者は、主要陸揚げ施設、輸送施設（アクセス道路）等の耐震化等に努め、水産物生産拠点としての利用に支障がないように管理する。

3 海上輸送と道路輸送の連結

海上輸送については、道路輸送ネットワークと密接に連携させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとするよう努める。

4 点検の実施

漁港管理者は、防災拠点となる漁港（宮窪漁港）の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、点検を定期的の実施し、対策の必要箇所の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

5 施設の補強・整備

漁港管理者は、点検及び新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、対策等を実施する。

第6節 農業用施設

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

1 農地

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。

2 農林用施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

また、農林道については、危険箇所の改良、舗装事業を実施する。

3 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、漏水量や堤体の変化など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進める。中でも、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、ため池ハザードマップや水位計・カメラ等の遠隔監視システムを活用した緊急時の迅速な避難体制整備を支援するなどのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講ずる。

ため池ハザードマップは、防災訓練等に活用して地域住民の自主防災意識の向上、ため

池の防災対策等災害時の被害軽減に役立てるものとする。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

4 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会の活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組みを推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

※資料

資料4－3 防災重点ため池一覧表

資料19－5・1 災害時における応援出動に関する協定（今治造園建設業協会）

資料19－5・2 災害に強い地域づくり応援協定書（あいえず造船株式会社）

資料19－5・3 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）

資料19－5・4 災害時における応急対策業務に関する協定書（愛媛東予クレーン協同組合）

資料19－5・6 災害に強い地域づくり応援協定書（山中造船株式会社）

資料19－5・7 災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部）

第 2 1 章 危険物施設等の災害予防対策

《基本的な考え方》

災害発生時において、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合には、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

《計画の体系》

第 21 章 危険物施設等の災害予防対策	
第 1 節	危険物施設
第 2 節	高圧ガス施設

第 1 節 危険物施設

災害時においては、施設の損傷が予想され、状況によっては、二次災害の発生危険がある。

このため、危険物施設の現況を把握するとともに、法令上の基準の遵守、自主的な定期点検等による維持管理の強化及び自主保安体制の確立、訓練等の充実を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

また、危険物施設等の設置又は変更許可申請時に逐次指導する。

2 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

3 防災車両、資機材の整備

市は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備・拡大を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第2節 高圧ガス施設

高圧ガス事業所による災害時の保安体制の確立を推進するほか、防災訓練等による予防活動を推進する。

1 高圧ガス事業所

(1) 防災対策

- ア 経済産業省及び県は高圧ガス保安法に基づいて許可を行い、届出を受理している。これらの施設について、実態を把握し、警防活動の参考にする。
- イ 高圧ガス関係の消防上必要な事項について届け出させ、これによって施設の実態を把握し、防災上の不備欠陥箇所の是正を指導するとともに、災害対策を検討し、訓練の徹底を図り、災害予防活動の推進を図る。
- ウ 立入検査を実施し、防災設備の維持管理について指導し、防災処置を講じさせるとともに、防火管理者等による自主保安体制を確立し、その推進を図る。
- エ 高圧ガス保管施設における火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の資料とする。

2 一般消費家庭

(1) 設備の設置

- ア ガス放出防止器の設置を促進する。
- イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒、転落防止措置を徹底する。
- ウ 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底を促進する。

第22章 資機材等の点検整備

《基本的な考え方》

市及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資機材及び施設等について、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行う。

1 点検整備を要する資機材

- (1) 水防用備蓄資機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 警備用装備資機材
- (7) 通信機材
- (8) 災害対策用資機材
- (9) 油災害対策用資機材
- (10) 給水用資機材
- (11) 消防用資機材
- (12) 水道、下水道施設の復旧に必要な資機材
- (13) 交通施設等の復旧に必要な資機材

2 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、点検整備を実施する。

3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- (1) 資機材
 - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
 - イ 薬剤等については、効果の測定
 - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
 - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取換
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他必要な事項

4 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。

- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充などの措置を講ずる。

第 2 3 章 海上災害予防対策

《基本的な考え方》

海上における災害を防止するため、国の機関並びに県、市及びその他関係機関等は、災害予防活動について、次の予防措置を実施する。

《計画の体系》

第 23 章 海上災害予防対策	
第 1 節	関係機関の活動
第 2 節	排出油等の防除に関する協議会の活動

第 1 節 関係機関の活動

今治海上保安部、県、警察及び市（消防機関を含む。）は、相互に連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や市民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資機材等の整備

各機関は、海上災害時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、排出油防除資機材等の整備に努める。

5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

第2節 排出油等の防除に関する協議会の活動

東予地区排出油等防除協議会は、今治海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立に努める。

2 排出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の排出油防除資機材及び防災行政無線機器の整備促進に努める。

3 訓練の実施

大規模な海上排出油事故を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

※資料

資料15-1 東予地区排出油防除協議会会則

第24章 原子力災害予防対策

《基本的な考え方》

原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、情報の収集・連絡体制等の整備、原子力防災に関する知識の普及啓発等について、次の予防措置を実施する。

《計画の体系》

第24章 原子力災害予防対策	
第1節	情報の収集・連絡体制等の整備
第2節	住民等への的確な情報伝達体制の整備
第3節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発
第4節	防災訓練等の実施
第5節	原子力災害時等における避難者受入支援体制の整備

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

原子力災害に対し万全を期すため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

3 複合災害に備えた体制の整備

県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生ずるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

4 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、県と連携を図る。

第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達し、かつ共有できるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。
- (2) 地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への確かな情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（緊急告知ラジオを含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。
- (3) 県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第3節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- (1) 住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - イ 原子力施設の概要に関すること。
 - ウ 原子力災害とその特性に関すること。
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - オ 緊急時に、市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること。
 - カ コンクリート屋内退避所、指定避難所に関すること。

- キ 要配慮者への支援に関すること。
- ク 緊急時にとるべき行動に関すること。
- ケ 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。

(2) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

第4節 防災訓練等の実施

市は、県及び関係機関と連携し、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を県と共同で行う。

ア 緊急時通信連絡訓練

イ 緊急時モニタリング訓練

ウ 災害広報訓練

エ 災害対策本部訓練

オ オフサイトセンター運営訓練

カ 原子力災害医療活動訓練

キ 自衛隊等災害派遣要請訓練

ク 住民避難・誘導訓練

ケ その他緊急事態応急対策に必要な訓練

第5節 原子力災害時等における避難者受入支援体制の整備

市は、四国電力株式会社伊方発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合、国、県及び関係市町（伊方町、伊予市、八幡浜市）の要請により、避難者の受入れを行う。

市は、「原子力災害発生時等における避難者受入計画（伊方町編）（伊予市、八幡浜市編）」に基づき、連絡体制や受入支援体制の整備を図る。

第25章 災害復旧・復興への備え

《基本的な考え方》

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるため、平常時から事前に取り組むことができる各種対策を進める。

《計画の体系》

第25章 災害復旧・復興への備え	
第1節	平常時からの備え
第2節	複合災害への備え
第3節	災害廃棄物の発生への対応
第4節	各種データの整備保全
第5節	<u>公費解体に関する体制の整備</u>
第6節	保険・共済の活用
第7節	罹災証明書交付体制の整備
第8節	復興事前準備の実施

第1節 平常時からの備え

市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組みに関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。また、指導的立場にある者や防災部局の職員等を対象にした研修を実施する。

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2節 複合災害への備え

市は、県や防災関係機関とともに、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生ずるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるよう努めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくよう努める。

市は、県や防災関係機関と協働し、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害廃棄物の発生への対応

市は、県と協力し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び関係機関・民間事業者等との協力体制並びに十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

市は、県と協力し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度

(人材バンク)、地方公共団体等の関係者によって組織する四国ブロック協議会の取組みに参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

第4節 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の継続と対象の拡大に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 公費解体に関する体制の整備

発災後できるだけ早期の公費解体を行えるよう、家屋等の公費解体に関する相談体制の整備や、罹災証明書の交付後速やかな申請の受付を可能とするための仕組みや体制の整備に関する検討を行う。また、被災者の負担軽減の観点から、申請書類の簡素化等の検討を行う。

第6節 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

第7節 罹災証明書交付体制の整備

市は、災害時に、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備充実に努める。

また、災害時に速やかに被災者への罹災証明書の発行ができるよう、罹災証明書発行事務担当者への「罹災証明発行事務マニュアル」の習熟を図るとともに、航空写真の活用、地域

一括での「全壊」判定、デジタル技術を活用したリモート判定等の積極的な活用を検討する。

さらに市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について推進する。

第 8 節 復興事前準備の実施

県及び市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進する。

第 3 部 災害応急対策計画

第1章 応急措置の概要

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害発生の防ぎよ、情報の収集・伝達、避難援助、避難生活支援、救援対応、ライフラインの確保及び災害拡大防止等について、市、県、住民、関係機関のとるべき措置について定める。

1 市のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれのある場合に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害情報及び被害情報の県（国）に対する報告
- (3) 気象に関する予警報の周知徹底
- (4) 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 災害応急対策の実施状況や住民の混乱防止に必要な広報
- (8) 消防団に対する出動命令又は自衛隊、警察官、海上保安官等に対する出動要請
- (9) 広域応援の要請及び応援受入れ
- (10) 指定避難所等の設置・運営
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災者の救助、救護、防疫、保健衛生、その他の保護
- (13) 緊急輸送の実施及び被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (14) 応急文教対策の実施
- (15) 施設、設備等被災箇所の応急復旧
- (16) 自主防災組織との連携及びボランティア等への支援
- (17) 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- (18) その他応急対策の実施

2 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害時の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給

《応急》 1 応急措置の概要

- (10) 救援物資の調達
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他の応急対策の実施

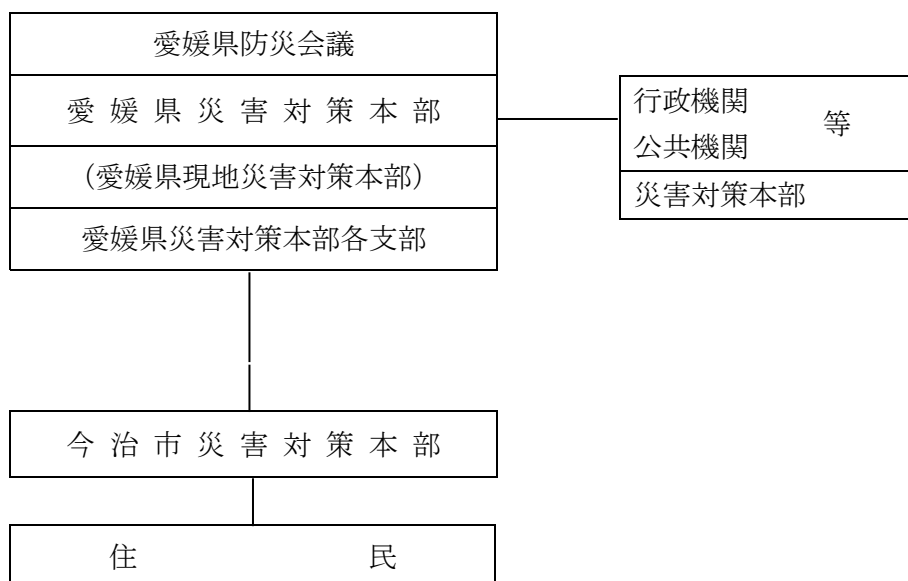
3 住民のとりべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市、警察、海上保安部等への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地帯への避難

4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の市に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の市に対する要請
- (3) 市の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

応急対策組織図



第2章 応急活動体制

《基本的な考え方》

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等の組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、応急対策活動を実施するための体制を整備する。

《対策の体系》

第2章 応急活動体制	
第1節	活動体制の区分・配備
第2節	災害警戒本部（水防本部）
第3節	災害対策本部
第4節	活動体制区分別職員配備（風水害等）

第1節 活動体制の区分・配備

気象状況や被害状況により、『災害警戒本部（水防本部）』・『災害対策本部』の体制で応急対策を講ずる。

1 活動体制の区分及び配備基準

	配備区分	配備基準	活動内容
災害警戒本部（水防本部）	事前配備	○ 暴風警報又は暴風雪警報が発表されたとき。 ○ 波浪警報が発表されたとき。 ○ 警報が発表されたとき（暴風警報・暴風雪警報・波浪警報単独の場合を除く。また、津波警報、大津波警報を除く。）。 ○ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき。	○ 少数の人員により情報の収集活動を行い、本部総括班（本部総括担当）に調査の報告をする。
		〔移行手順〕 配備された人員の判断・連絡に基づき、危機管理監が第1次配備への移行を決定する。	
	第1次配備	○ 警報が発表され、事前配備では対応困難な災害の発生が予想されるとき。 ○ その他の状況により副市長が必要と認めたとき。	○ 少数の人員による情報連絡及び危険箇所の巡視警戒 ○ 水防に係る災害対策活動は水防体制による。
		〔移行手順〕 配備された人員の判断・連絡に基づき、副市長が第2次配備への移行を決定する。	
	第2次配備	○ 警報が発表された後、水防救護事態の発生が予想され、警戒を必要とするとき ○ その他の状況により副市長が必要と認めたとき。	○ 情報連絡と小規模災害に対処 ○ 水防に係る災害対策活動は水防体制による。 ○ 高齢者等避難の発令を判断できる体制
		〔移行手順〕 副市長は、総合的判断に基づき、災害対策本部の設置を必要と認めるとき、市長に要請する。	
災害対策本部	第3次配備	○ 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合 ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき。	○ 局地的災害に対する応急対策活動の実施 ○ 広範囲な災害に備える活動体制の確立 ○ 避難指示の発令を判断できる体制
	第4次配備・全職員	○ 特別警報（大雨、波浪、暴風、暴風雪、高潮、大雪）が発表されたとき。 ○ 市全域に大災害が発生し又は発生するおそれのあるとき並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。 ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき。	○ 広範囲な災害に対する応急対策活動の実施

※活動体制区分と配備区分は、市長（副市長）が状況に応じて弾力的な運用をすることができる。

2 動員及び参集

(1) 動員連絡

本部総括班長は、所属の長を通じて、職員に通知する。

(2) 勤務時間外における緊急配備体制

職員は、勤務時間外においても、災害が発生し、被害が予想されるとき、動員命令を受けた場合は、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。

また、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁する。

3 職員の配備及び報告

(1) 職員の配備

各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講ずるものとする。

ア 所属職員の掌握

イ 参集職員の所定の配備場所への配置

(2) 職員動員の報告

各班長は、所属職員の参集状況を把握し、その結果を本部総括班長に報告する。

本部総括班長は、各部職員の参集状況を取りまとめる。

(3) 職員の健康管理等への配慮

長期にわたる災害対応となった場合においては、対応職員の交代制を取り、職員の健康管理等に配慮する。

4 職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

- 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機しておく。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明らかにしておく。
- 現場に出動した場合には、『今治市災害対策本部』の腕章を着用する。
- 自らの言動で、市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

主に勤務時間外における遵守事項

- 災害が発生し、その災害が「活動体制の区分及び配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予想されるときは、参集指示を待つことなく、自主的に所定の場所に参加する。
- 災害の状況により、所定の場所への参集が困難な場合は、最寄りの支所に参加し、支所長の指示に基づき災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態により、いずれの場所にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長に連絡する。
- 災害のため、緊急に参加する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用する。
- 参集途上においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長（参集場所の責任者）に報告する。

第2節 災害警戒本部（水防本部）

1 災害警戒本部（水防本部）の組織及び活動体制

- (1) 災害警戒本部（水防本部）の組織は、災害対策本部の組織を準用する。
- (2) 災害警戒本部（水防本部）の配備体制は別表（第4節 活動体制区分別職員配備（風水害等））のとおりとする。
- (3) 職務権限
災害警戒本部（水防本部）長は副市長とする。副市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	教育長	2	危機管理監（地域振興部長）

- (4) 設置場所
災害警戒本部（水防本部）の設置場所は市庁舎附属棟とする。

2 災害警戒本部会議（水防本部会議）

本部会議は、災害対策本部会議規則を準用する。

- (1) 会議の招集
本部長は、災害の状況に応じて、災害警戒本部会議（水防本部会議）を招集する。
- (2) 構成員
構成員は、以下のとおりとする。

名 称	部等名称	役 職
本部長		副市長
副本部長		教育長
災害警戒本部員 (水防本部会議員)		危機管理監（地域振興部長）
	総括部	防災安全局長
	情報部	総務部長
		市議会事務局長
	物資供給部	産業部長
	医療救護部	健康福祉部長
	福祉対策部	こども未来部長
	市民環境部	市民環境部長
	避難所部	総合政策部長
		副教育長
	応急対策部	建設部長
		上下水道部長
	消防部	消防長
	消防団	消防団長
	本部総括班長	防災危機管理課長
	関係機関の長	

(3) 協議事項

協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- | |
|--|
| ア 被害情報の収集及び分析
イ 初期応急対策の検討
ウ 事態の推移に伴う今後の対応策と配備体制の検討
エ 市長からの特命事項
オ その他災害対策に必要な事項 |
|--|

3 所掌事務

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 防災資機材の準備に関すること。
- (4) その他災害対策本部の班の分掌事務に基づく。

4 災害警戒本部（水防本部）の解散基準

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。（水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。）
- (2) 災害の発生するおそれなくなったとき。
- (3) 災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。

第3節 災害対策本部

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき『今治市災害対策本部』（以下「市対策本部」という。）を設置する。

また、災害の規模・状況等により、災害地にあつて市対策本部の事務の一部を行う組織として「現地災害対策本部」を設置することができる。

1 災害対策本部の組織

(1) 市対策本部の組織及び事務分掌は「今治市災害対策本部条例」に定める。

(2) 職務権限

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副市長	2	教育長	3	危機管理監（地域振興部長）

(3) 設置場所

市対策本部は市庁舎附属棟に設置する。ただし、本部長が市対策本部として機能できないと判断したときは、消防庁舎に市対策本部を移設する。

2 組織の概要

(1) 本部長は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、市対策本部機構は、本来の行政組織を主体にして機能別に編成する。

(2) 副市長、教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 危機管理監（地域振興部長）は、副本部長を補佐する。

(4) 各部長相当職を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。

(5) 本部長の命令あるいは市対策本部で決定した事項は、部長を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、市対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部総括班（本部総括担当）を通じて市対策本部に連絡する。

(6) 班長は、各班を指揮監督する。

(7) 班員は班長の命を受けて、災害対策に従事する。

3 本部会議

本部会議は、市対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

(1) 本部会議員

本部会議員は、以下のとおりとする。

名 称	部等名称	役 職
本部長		市 長
副本部長		副市長
		教育長
災害対策本部員		危機管理監（地域振興部長）
	総括部	防災安全局長
	情報部	総務部長
		市議会事務局長
	物資供給部	産業部長
	医療救護部	健康福祉部長
	福祉対策部	こども未来部長
	市民環境部	市民環境部長
	避難所部	総合政策部長
		副教育長
	応急対策部	建設部長
		上下水道部長
	消防部	消防長
	消防団	消防団長
	本部総括班長	防災危機管理課長
	関係機関の長	

(2) 協議事項

協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
- イ 動員配備体制に関すること。
- ウ 各部間調整事項に関すること。
- エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- オ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- カ 他市町への応援要請に関すること。
- キ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ク 災害救助法適用に関すること。
- ケ 現地災害対策本部に関すること。
- コ その他災害応急対策の重要事項に関すること。

4 市対策本部の所掌事務

市対策本部の所掌事務は、「資料2-2 今治市災害対策本部の編成・所掌事務」のとおりとする。

なお、各支所における「資料2-2 今治市災害対策本部の編成・所掌事務」の対応状況については、支所総括班長が管轄する各支所の情報をとりまとめ、総括部長に適宜報告

する。

また、支所総括班長は必要に応じ、各支所の応急活動について関係する班長との調整を行い、各支所の支援を行う。

5 市対策本部設置の通知

市対策本部を設置した場合は、直ちに次のとおり関係機関に通知する。

報告、通知、公表先等

報告、通知、公表先	連絡担当者	報告、通知、公表の方法
市 民	本部総括班（広報担当・総括担当）	Lアラート（災害情報共有システム）、報道機関、市ホームページ、SNS等
県知事(地方局経由)	本部総括班（本部総括担当）、情報班（情報整理担当）	Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
警察署長		
その他防災関係機関		
隣接市町長	本部総括班（本部総括担当・広報担当）	Lアラート（災害情報共有システム）、電話、口頭又は文書
報道機関		

6 市対策本部の運営上必要な資機材等

本部総括班（本部総括担当）は、市対策本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

(1) 市対策本部開設に必要な資機材等

- 今治市災害対策図（各種被害想定図を含む。）の設置
- 被害状況一覧・ホワイトボード等の設置
- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオ、テレビの確保
- パソコン等OA機器の確保（市災害情報管理システム等）
- プロジェクター、モニター等の確保
- コピー機等の複写装置の確保
- デジタルビデオ、ICレコーダー、デジタルカメラ等の記録装置の確保
- 防災関係機関、協力団体等の電話番号一覧表
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 地域防災計画書、その他必要書類
- 被害状況連絡票その他書式類の確保
- 場内放送用マイクロホン、掲示板
- 強力ライト（懐中電灯）、救急箱、担架、その他必要資機材の確保

(2) 通信手段の確保

- 防災行政無線、簡易無線
- 消防無線
- 衛星携帯電話
- FAX

- パソコン（インターネット接続可能なもの）
- その他必要通信装置

(3) 各種情報機器の確保

- 震度情報ネットワークシステム
- 県防災通信システム

(4) 電源の確保

停電に備え、自家発電設備（連続運転可能時間 72 時間）の再点検を行い、電源の確保を図る。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模・状況等により、災害地において市対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置することができる。

- (1) 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置く。
- (2) 現地災害対策本部要員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

8 市対策本部の解散

市対策本部の解散基準は、次のとおりである。

- (1) 災害の発生のおそれなくなったとき。
- (2) 災害に対する応急対策の措置が終了したとき。

第4節 活動体制区分別職員配備（風水害等）

活動体制区分別職員配備については、「資料2-4 災害警戒（対策）本部・水防本部要員配備体制」を参照する。

※資料

- 資料2-1 今治市災害対策本部条例
- 資料2-2 今治市災害対策本部の編成・所掌事務
- 資料2-3 今治市災害対策本部・災害警戒本部（水防本部）機構図
- 資料2-4 災害警戒（対策）本部・水防本部要員配備体制
- 資料2-5 職員参集基準
- 資料19-1・4 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

※様式

- 様式3 参集記録票

第3章 情報活動

《基本的な考え方》

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

また、市は、気象台から発表される気象情報、二次災害に結びつく災害情報、被害情報を関係機関の協力を得て収集するとともに、速やかに市民、県、関係機関に伝達する。

《対策の体系》

第3章 情報活動	
第1節	情報連絡体制
第2節	特別警報・警報・注意報・気象情報の種類
第3節	被害状況の収集、伝達

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当・広報担当）	・関連情報の収集及び情報収集活動全般の総括に関すること。 ・災害記録、被害写真に関すること。 ・国、県への被害状況報告に関すること。 ・市民等への情報の伝達に関すること。
情報班（情報収集担当）	・災害情報の収集に関すること。
情報班（情報整理担当） 消防班	・消防団（各方面隊）との連絡に関すること。 ・災害情報の整理・分析に関すること。 ・災害情報等の収集連絡に関すること。 ・災害の記録に関すること。
支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）	・支部との連絡、災害情報の収集・整理に関すること。 ・支部管内の情報収集、伝達に関すること。
情報班（被害調査担当）	・建物及び宅地等の被害状況の調査、その他災害情報の収集に関すること。
応急対策班	・港湾関係者、漁協等関係団体への情報の伝達に関すること。
関係各部班	・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。

第1節 情報連絡体制

1 本部連絡員の派遣

防災関係機関は、市対策本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を市対策本部（本部総括班）に派遣する。本部総括班（本部総括担当）は、防災関係機関の本部連絡員の執務や会議等に必要なスペースを確保する。

なお、本部連絡員は、連絡可能な無線等を携行し、所属の機関との連絡にあたる。

2 有線通信網の利用方法

(1) F A X、市イントラネット等の優先利用

市対策本部、市各部出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A X、市イントラネットによる文書連絡によって行う。

(2) 災害時優先電話の利用

電話回線が輻輳し一般電話がかかりにくい場合は、西日本電信電話株式会社があらかじめ指定する災害時優先電話を利用する。なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

(3) 非常、緊急通話等の利用

一般電話による通話が不能もしくは困難な場合は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条第1項の規定により、次のとおり、非常又は緊急通話として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。非常、緊急電報の利用についても同様とする。

ア 非常、緊急通話の利用請求

非常、緊急通話の利用請求は、特別な事情がある場合を除き、西日本電信電話株式会社があらかじめ指定する災害時優先電話により行う。

非常、緊急通話は、市外局番なしの「102 番」へかけ、オペレータへ請求する。請求にあたっては、次のことを申し出る。

(ア) 非常通話又は緊急通話の申込みであること。

(イ) 災害時優先電話の電話番号と機関名（発信者）

(ウ) 相手の電話番号、機関名（着信者）

(エ) 通話の内容

イ 非常、緊急電報の利用

非常時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書き最寄りの電報取扱所に申し込む。

ウ 接続、電送順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局及び電報取扱所は、次表の区分により、優先的な取扱いを実施する。

区 分	内 容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。

3 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 県、隣接市町及び防災関係機関との連絡

県防災通信システムを利用して行う。

なお、停電に備え、非常電源として発動発電機が設置され、常時通信が確保されている。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等によるほか、衛星携帯電話等を活用する。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関、災害現場等に出動している各部及び配備している市域の防災関係機関との連絡は、市防災行政無線（移動系）、市災害情報管理システム（市防災情報ポータル）等により行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、衛星携帯電話、伝令の派遣による。文書連絡については、市災害情報管理システムにより行うとともに、携帯電話等データ通信によるインターネット利用を検討する。

(3) その他非常無線の利用

非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち非常通信を行うことができる。

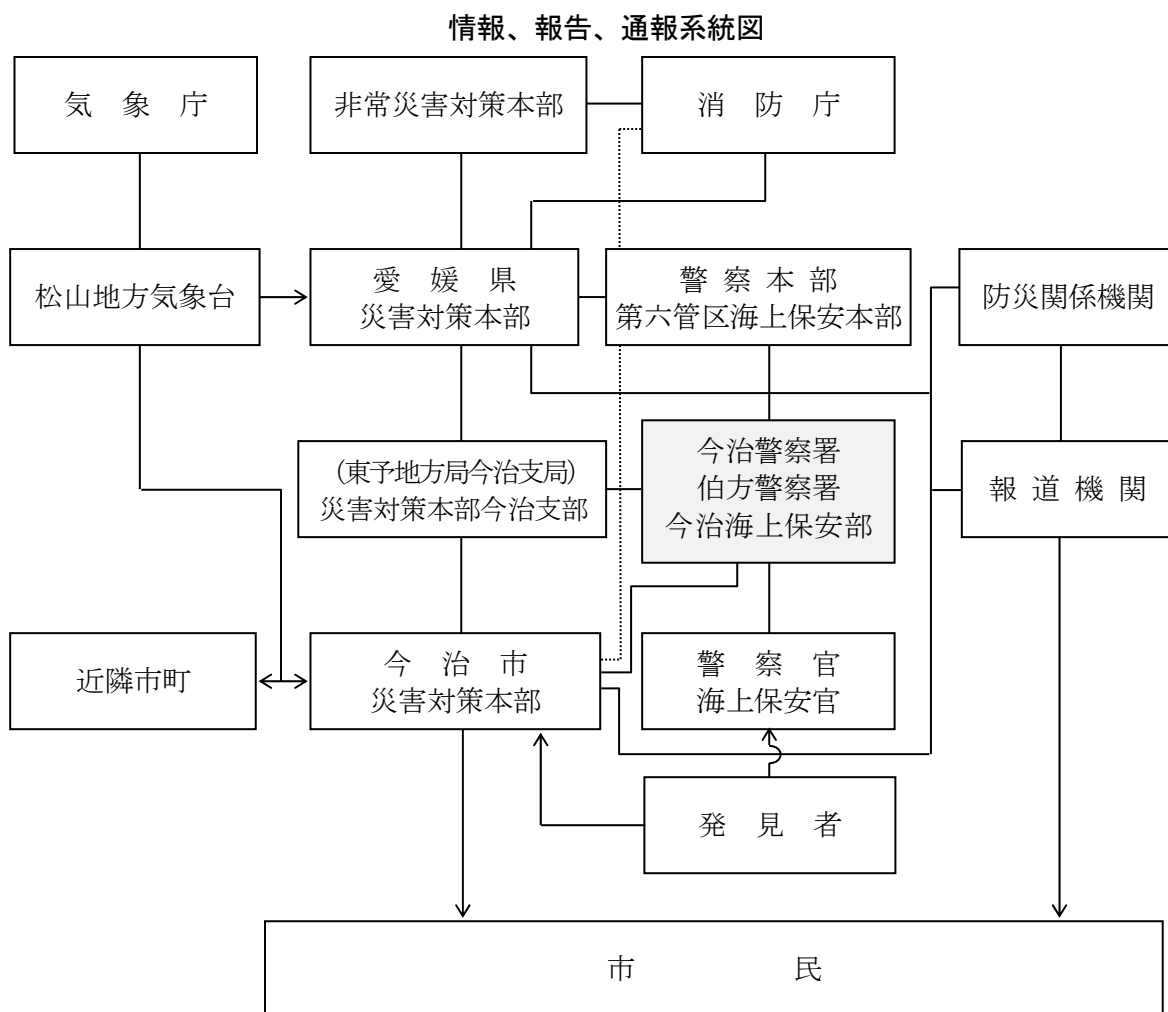
災害の状況によりアマチュア無線等の無線局に適宜協力を要請し非常通信を行う。

4 無線通信の利用

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、必要に応じて通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

5 連絡系統

災害時の市対策本部を中心とする連絡系統は、次のとおりである。



第2節 特別警報・警報・注意報・気象情報の種類

1 特別警報・警報・注意報

松山地方気象台は、次の特別警報・警報・注意報・気象情報を発表する。発表区分は、市町単位である。警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

なお、発表基準は、資料編「資料5-1 気象等警報・注意報の種類及び発表基準」を参照のこと。

また、警戒レベルは、資料編「資料6-2 警戒レベルと住民等のとるべき行動について」を参照のこと。

(1) 警報・注意報の概要

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波 浪 特 別 警 報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高 潮 特 別 警 報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒す

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
		べき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
警 報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項

を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

【大雨警報・洪水警報等を補足する情報】

気象庁は、特別警報、警報、注意報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル(大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新）
浸水キキクル(大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて、常時10分ごとに更新）
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報（3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて、常時10分ごとに更新）
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報（6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新）

2 気象情報

気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

- (1) 警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけるためのもの
- (2) 警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するもの
- (3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量100mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

- (4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかし

くない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報（県と松山地方気象台が共同で発表）

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表される。この情報の有効期限は、発表からおおむね1時間である。

(6) 社会的に影響の大きな天候についての解説などの情報

少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの

(7) その他の気象情報の種類として、潮位に関する情報、指定河川洪水予報などがある。なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。

(8) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

3 火災気象通報

消防法第22条（昭和23年法律第186号）の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められた時に、気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町長に伝達される。

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらかもしくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。

4 火災警報

(1) 警報発令基準

消防法第22条の規定により、市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は地域気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により火災警報を発令することができる。

ア 「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらかもしくは同時に発表又は発表される見込みのとき

(2) 警報解除

上記の気象状況でなくなった時は、解除するものとする。

(3) 火災警報発令時の火の使用制限

今治市火災予防条例により、次のとおり使用制限するものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 野外で火遊び又はたき火をしないこと。

エ 野外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこ

と。

オ 残り火、たばこの吸いがら等の始末を完全にすること。

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

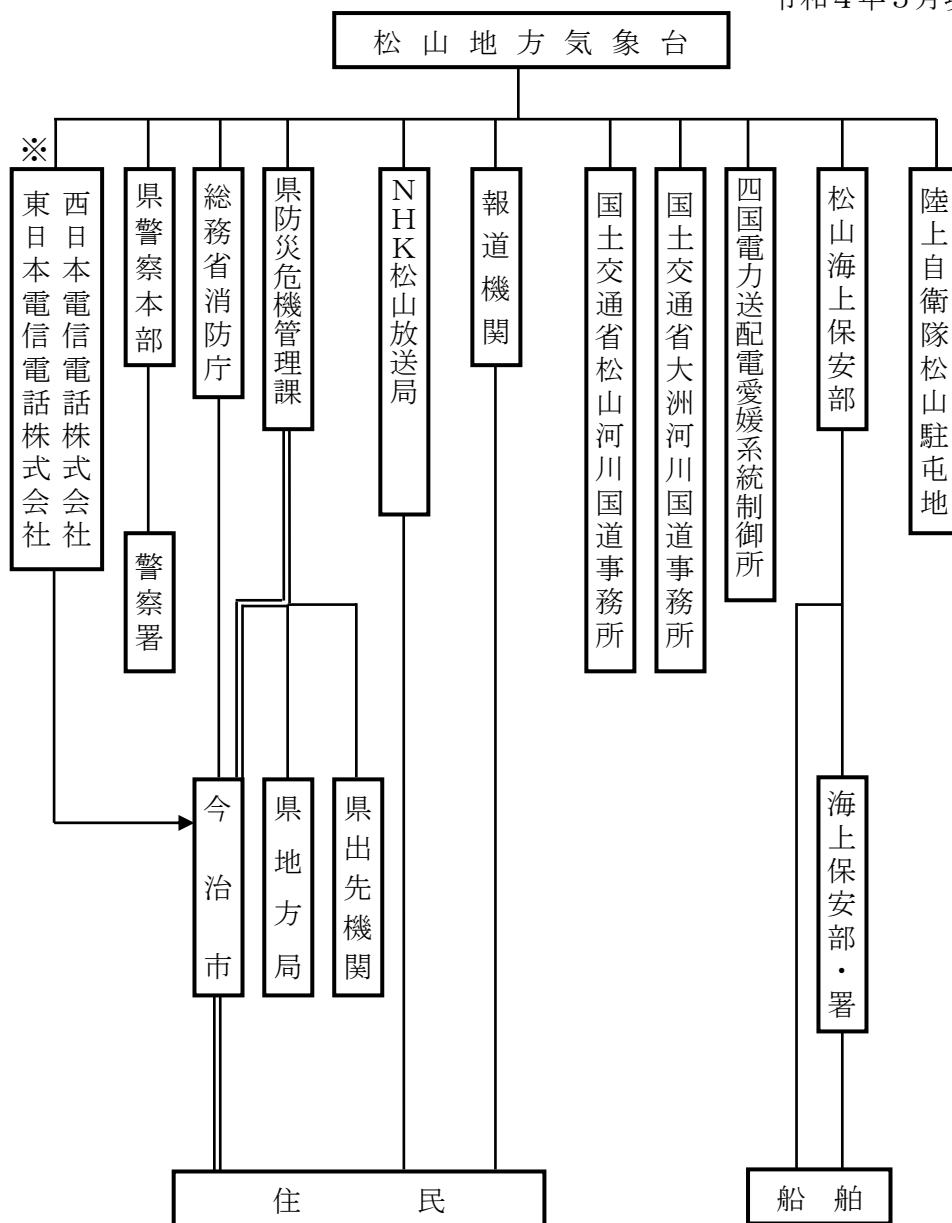
5 気象予警報等の住民、職員等への伝達

- (1) 松山地方気象台は、特別警報・警報・注意報及び気象情報を発表し、又は切り替え、解除した場合は、法令及び特別警報・警報・注意報伝達系統に基づき、速やかに関係機関に伝達する。
- (2) 県は、特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）等により、市町及び県出先機関へ伝達するとともに、特に迅速かつ確実な伝達が必要と判断されるときは、テレビ会議システム等を活用するなど、速やかに関係機関に伝達する。
- (3) 市（本部総括班（本部総括担当・広報担当）、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）、応急対策班、消防班、消防団）は、必要に応じて、様々な環境下にある住民、職員等に対して、関係事業者の協力を得つつ、緊急防災情報伝達システムを用いて、予警報等を伝達する。

特に、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

特別警報・警報・注意報の伝達系統図

令和4年5月現在



※印は警報のみ。

(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

6 水防警報

(1) 県知事が行う水防警報の指定河川とその区域

法第16条第1項の規定による国土交通大臣の指定した河川以外で、県知事が相当な損害が生ずるおそれがあると指定した河川は次のとおりである。

河川名	左右岸	区域	延長(m)	関係水防管理団体
蒼社川	左岸	自 玉川町法界寺(永代橋上流300m) 至 海(河口)	7,300	今治市
	右岸	自 玉川町中村(永代橋上流300m) 至 海(河口)	7,300	

備考 () 内は、警報の通知を行う場合の呼称である。

(2) 県知事が行う水防警報の対象とする基準観測所及び水防警報の通知

県知事が行う水防警報の対象とする基準観測所及び水防警報の通知方法は次のとおりである。

河川名	基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	水防警報の通知		
				発報担当者	受報担当関係者	連絡方法
蒼社川	片山	2.10m	2.40m	県河川課長	東予地方局今治土木事務所長、今治市長、県警本部警備課長、松山地方気象台長、NHK松山放送局報道課長、南海放送報道部長、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ報道部長、愛媛県CATV協議会、陸上自衛隊中部方面特科隊長、(一財)河川情報センター高松センター所長	一般加入電話(FAX)及びE-mail

(3) 水防警報発表の基準

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は水防団待機水位を超え、なお増水し災害が発生するおそれがあると認めたときである。

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
蒼社川	片山	水防団待機水位以上に達すると思われるとき。	水位が2.10mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水位が2.40mに達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水防作業を必要としなくなったとき。

上記のほか、必要に応じて「情報」を提供する。

7 水位周知河川における水位到達情報

(1) 県知事が指定する水位周知河川とその区域

法第13条により県知事が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)及び避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知を行う河川(水位周知河川)は、次のとおりである。

河川名	左右岸	区域	延長(m)	関係水防管理団体
蒼社川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	7,300 7,300	今治市

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知の基準

水位周知河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位に達したとき、その旨を河川の水位又は流量を示して水防管理者及び水防関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

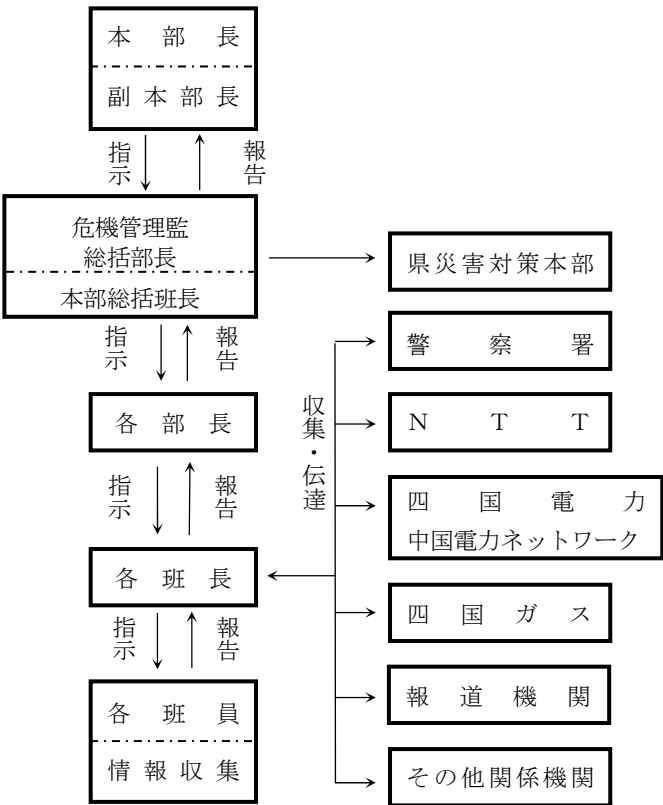
河川名	基準水位 観測所	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	連絡方法
蒼社川	片山	2.60m	2.85m	FAX 及び E-mail

※発報担当者及び受報担当関係者は、水防警報と同じ。

第3節 被害状況の収集、伝達

1 情報の収集・伝達系統

情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害発生直後の情報収集

(1) 所管施設の状況把握

各班は、参集直後に所管施設の被災状況、利用者等の避難状況、救助の有無等を把握し、各班長を通じて本部総括班（本部総括担当）に報告する。

(2) 支所からの報告

支所総括班長は、所管する管内の被害の概況、孤立地区の有無などの情報をとりまとめ、本部総括班（本部総括担当）に報告する。

(3) 調査班による情報収集

ア 調査班の編成

情報班長は、被害の発生情報を受け状況把握の必要がある場合、直ちに調査班を編成し、現場へ出動して情報収集を実施するよう指示する。

班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定する。

イ 情報収集事項

情報収集事項は、次のとおりとする。

- (ア) 住家の被害その他の物的被害
- (イ) 救急救助活動の必要の有無
- (ウ) 二次災害の発生状況
- (エ) 人的被害の状況（行方不明者を含む。）
- (オ) その他本部長が必要と認める事項

ウ 実施要領

- (ア) 情報収集は、防災関係機関、各地域の消防団、自主防災会会長、市民等の協力を得て、実施する。
- (イ) 無線通信機器等の有効活用により、積極的な情報収集を図る。
- (ウ) 情報収集の際、重要な情報を得たときは、直ちに本部総括班（本部総括担当）へ報告する。

(4) 消防団・自主防災組織等による情報収集

災害発生直後の被害状況については、必要に応じて、消防団は消防署へ、自主防災会会長は情報班（情報収集担当）及び支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）へ随時報告を行う。

(5) 参集途上の状況の収集

休日等に動員配置につく職員は、参集途上に可能な限り被害状況を収集する。この場合は、速報性を重視し、あまりに詳細な調査は行わないものとする。

収集した情報は、登庁後速やかに各課長に報告し、班長を通じて本部総括班（本部総括担当）に報告する。

(6) 発見者による通報

災害に伴う被害又は異常現象等を発見した者から通報があった場合は、情報受付（処理）票により受付及び市災害情報管理システムへの登録を行い、本部総括班（本部総括担当）及び関係各班に報告する。

(7) 無人航空機等による情報収集

本部総括班（本部総括担当）は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無

人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行う。

(8) 県への応援要請

被害が甚大な場合や孤立地区の発生等により情報の収集及び状況調査が不可能な場合、調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

3 被害調査

各班は、市対策本部の事務分掌に基づき、所管施設、家屋被害、人的被害（行方不明者含む。）等の被害状況の調査を行う。

自主防災会会長等は、災害が発生した場合、地域の被害状況を調査するものとする。

4 災害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の総括責任者	
	市対策本部職名	平常時職名
総括責任者	総括部長	防災安全局長
取扱責任者	本部総括班長	防災危機管理課長

(2) 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の表に示す手順のとおり、本部総括班（本部総括担当）に、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分及び様式

報告の区分		報告の時期	留 意 事 項	報告の様式
速 報	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後詳細が判明の都度報告	◎人的被害（行方不明者を含む。）、住家被害及び幹線道路損壊を重点に報告 ◎現況を把握できた範囲で報告 ◎迅速性を第1に報告	災害発生報告 災害状況調査 個表
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	◎災害応急対策、措置状況（指定避難所、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療、保健衛生など） ◎対策要員の人身に係る事故 ◎その他必要と認める事項	災害状況調査 個表 対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	必要と認めるその都度即時	◎対策要員の補充、応援の要請 ◎応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊、防災関係機関、協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項	広報等依頼要 請書

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間おおむね3時間ごとに報告、その後毎日正午までにとりまとめて報告	◎発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎全壊、流失、半壊、死者、行方不明者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し報告	中間報告、最終報告 被害状況内訳表 災害状況調査個表
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間おおむね3時間ごとに報告、その後毎日正午までにとりまとめて報告	◎災害応急対策、措置状況（指定避難所、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療、保健衛生など） ◎対策要員の人身に係る事故 ◎その他必要と認める事項	災害状況調査個表 対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間おおむね3時間ごとに報告、その後毎日正午までにとりまとめて報告	◎対策要員の補充、応援の要請 ◎応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊、防災関係機関、協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項	広報等依頼要請書

(3) 被害状況のとりまとめ

情報班（情報整理担当）は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 被害軽微もしくは無被害である地区の把握

5 第一次情報の報告

総括部長は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後には、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ただし、通信途絶等により県への連絡ができない場合は、国（総務省消防庁経由）へ直接連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に係わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について

て、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう県に協力する。

さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。収集・精査に時間を要する場合は、可能な限り速やかに公表できるよう県に対して段階的に提供する。

なお、安否不明者の公表にあたっては、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等である可能性を考慮し、住民基本台帳の閲覧等制限がされていないことを事前に確認する。

6 県（災害対策本部）への報告

(1) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所及び地域
- エ 被害状況（災害の被害認定基準に基づく。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 市対策本部の設置状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(2) 報告の手順等

- ア 県への報告は、本部長の指示に基づき、総括部長が行う。
- イ 災害報告は、次の表のとおり規定された報告の区分及び様式に従い、県防災通信システムを始め、電話、県災害情報システム、FAX、インターネット（電子メール）、無線、衛星携帯電話等で報告する。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。
- ウ 被害状況の把握後、迅速第一に「発生報告」を入れる。なお、「発生報告」では、人的被害（行方不明者を含む。）、家屋被害を優先して報告する。以後、詳細が判明の都度「中間報告」を行う。
- エ 「最終報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。
- オ 情報班（情報整理担当）は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまと

めにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、再調査を依頼する。

総括部長が県に行う災害報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	報告内容、留意事項等	報告の様式
発生報告	災害の覚知 後直ちに	(ア) 初期的な被害の有無及び程度の概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告する。 (イ) 迅速を旨とする。 (ウ) 人的被害（行方不明者を含む。）及び家屋被害を優先する。	災害発生報告
中間報告	被害状況が 判明次第逐次	(ア) 被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について判明した事項から報告する。 (イ) 即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。 なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。 (ウ) 警察署等との緊密な連絡をとりながら行う。	中間報告 被害状況内訳表
最終報告	災害応急対策終了後 10 日以内に	(ア) 正確な調査結果を、「災害発生報告様式」により行う。	最終報告 被害状況内訳表
その他 即報報告	右記に掲げる事項が発生した場合に直ちに	(ア) 市対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。 (イ) 本部長が自ら災害に関する警報を発したとき。 (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。	

(3) 報告先

総括部長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部を設置する前	県が災害対策本部を設置した時
東予地方局今治支局 総務県民室 ・電話（直通） 32-3732 ・F A X 24-1586 ・県防災通信システム 502-0-300 - F A X 502-21 ※頭に地上特番：17 愛媛県庁 県民環境部防災局防災危機管理課 ・電話（直通） 089-912-2335 ・F A X 089-941-2160 ・県防災通信システム 500-0-2318 - F A X 500-201～203 ※頭に地上特番：17	今治地方本部今治支部 地方司令室 同左

※資料

資料 1－4 防災関係機関電話番号一覧表

資料 7－1 災害時優先電話一覧表

資料 7－2 愛媛県防災通信システム（地上系）一覧表

資料 7－3 消防通信施設一覧表

資料 7－4 今治市防災行政無線・IP 無線機配備一覧表

資料 7－5 電気・電気通信工事災害対策協議会会員名簿

資料 5－1 気象等警報・注意報の種類及び発表基準

資料 5－2 蒼社川の水防警報伝達系統図

資料 5－3 蒼社川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

資料 6－2 警戒レベルと住民等のとるべき行動について

資料 9－3 災害の被害認定基準

資料 2－9 大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について

資料 1 9－1・2 ヘリテレ映像の提供に関する協定（愛媛県（県内市町と一部消防事務組合））

資料 1 9－1・3 災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省四国地方整備局）

資料 1 9－1・5 G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協

定書（国土交通省四国地方整備局）

資料 19-1・7 災害時等における無人航空機による協力に関する協定書（一般社団法人しまなみドローン協会）

資料 19-2・1 災害時非常無線通信の協力に関する協定（今治市アマチュア無線非常通信協力会）

資料 19-4・2 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）

※様式

様式 1 受信記録表

様式 2 発信記録表

様式 4 参集途上の被災状況記録票

様式 5・水防様式 1 情報受付（処理）票

様式 6・水防様式 2 災害情報受付一覧表

様式 7・水防様式 3 災害情報集計表

様式 8 被害発生状況連絡票

様式 9 災害状況調査個票（住家・人的被害）

様式 10 災害状況調査個票（施設等被害）

様式 11 道路通行止の場合の確認事項

様式 12 広報等依頼要請書

様式 P 1 災害発生報告

様式 P 2 中間報告・最終報告（共用）

様式 P 3 被害状況内訳表

様式 S 1 火災・災害等即報要領（第 1 号様式）

様式 S 2 火災・災害等即報要領（第 2 号様式）

様式 S 3 火災・災害等即報要領（第 3 号様式）

様式 S 4 火災・災害等即報要領（第 4 号様式）

第4章 広報活動

《基本的な考え方》

災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が実施する。

《対策の体系》

第4章 広報活動	
第1節	実施機関とその分担
第2節	広報の実施手順
第3節	報道機関への発表、協力要請
第4節	広聴活動
第5節	市民が必要な情報を入手する方法
第6節	被災者の安否に関する情報の提供

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・各部、各班の総合連絡調整に関すること。
本部総括班（広報担当）	・災害関係の広報に関すること。 ・報道機関への発表に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・災害の記録及び被害写真に関すること。
市民環境班	・相談窓口の設置に関すること。 ・広聴活動に関すること。 ・安否情報に関すること。
応急対策班	・給水広報に関すること。
消防班 消防団（各方面隊）	・消防広報に関すること。 ・災害広報に関すること。
支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）	・災害関係の広報及び広聴活動に関すること。

第1節 実施機関とその分担

1 本部総括班（広報担当）

本部総括班（広報担当）は、本部長の決定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連絡のもと、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 災害発生直後の広報

- ア 災害に関する情報
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- オ 避難行動要支援者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- カ 市内の被害状況の概要

- (ア) 建物破壊の発生状況
- (イ) 延焼火災の発生状況
- (ウ) 道路破損、がけ崩れその他地盤災害の発生状況

キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること

- (ア) 市対策本部の設置
- (イ) 指定避難所、救護所の設置
- (ウ) その他必要な事項

(2) 被害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 災害に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況に関すること
 - (ア) 被災地の状況
 - (イ) 指定避難所、救護所の開設状況
 - (ウ) 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等）
 - (エ) 応急給食、その他の救援活動の実施状況
 - (オ) 被災者等の安否情報
 - (カ) その他必要な事項

ウ 生活関連情報

- (ア) 水道の復旧状況（その他施設の被害状況、水質についての注意等）
- (イ) 電気、電話、ガス、下水道の復旧状況
- (ウ) 食料品、生活必需品の供給状況
- (エ) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (オ) 防疫に関する事項

エ 道路交通状況

オ 道路、交通機関の復旧状況

カ 医療機関の活動状況

キ 市民の安否確認情報の提供

- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ その他必要な事項

2 消防班及び消防団（各方面隊）

消防班及び消防団（各方面隊）は、本部長の決定に基づき、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、勤務時間外時に災害が発生した場合は、市対策本部体制が整うまでの間、市民への必要な情報提供を代行する。広報手段は、消防車等を使用する。

- (1) 出火の防止、初期消火の呼びかけ
- (2) 火災及び危険物施設被害の発生状況
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、誘導
- (4) 本部総括班（広報担当）から広報の指示のあった事項

3 応急対策班（給水関係）

応急対策班（給水関係）は、本部長の決定に基づき、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- (1) 上水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の位置及び応急給水状況
- (3) 水質等についての注意
- (4) 本部総括班（広報担当）から広報の指示のあった事項

第2節 広報の実施手順

1 広報活動の決定

災害時に市が行う広報活動は、情報の不統一を避ける観点から、広報ルートの一歩化を図る必要がある。広報活動の決定にあたっての指揮命令系統は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での応急措置に関し緊急を要する場合

広報活動の決定は、本部長が行うものとするが、避難指示等、災害現場で緊急に伝達する必要がある場合は、現場責任者の判断により広報活動を行う。この場合、現場責任者は各班長を通じて、速やかに本部総括班（本部総括担当）に報告する。

- (2) 市対策本部の自主的な判断による場合

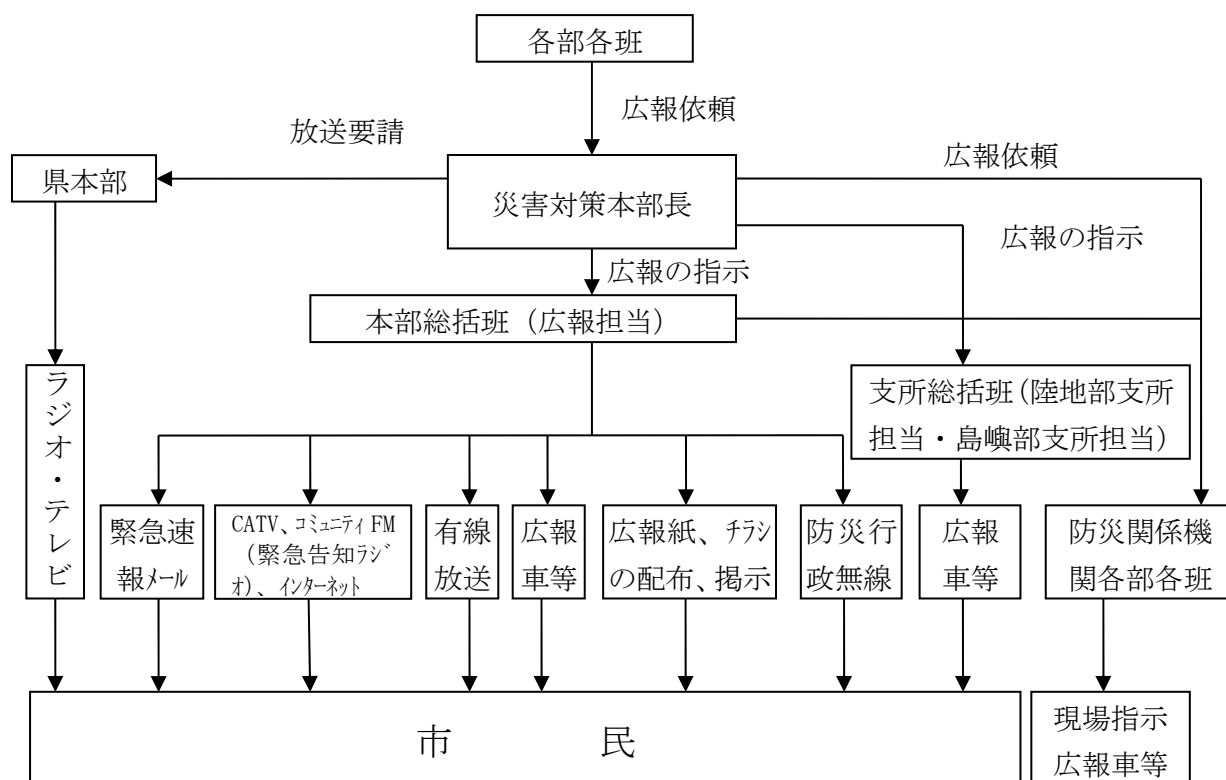
本部総括班長は、被害状況、応急対策の状況等から市民への伝達の必要があると判断した場合は、本部長の決定を受け本部総括班（広報担当）へ広報活動の実施を指示する。

- (3) 各部各班、防災関係機関からの広報依頼による場合

各部各班及び防災関係機関等は、応急対策の状況、復旧状況等市民への伝達の必要がある場合、本部総括班（広報担当）に対して広報依頼を行う。

広報依頼から広報実施までの指揮命令系統は、次のとおりとする。

広報依頼から広報実施までの流れ



2 広報活動の方法（手段）

市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、災害などに関する情報を正確・迅速に伝えるため、緊急防災情報伝達システムを構築している。同システムにより、同報系防災行政無線（屋外スピーカー）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、スマートフォンのLINEアプリなどで今治市公式アカウントを開設するなど、様々な伝達手段を使い、災害などに関する情報を発信する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

(1) 広報車の利用

本部総括班（広報担当）は、市が保有する拡声器付き車両を利用し、広報活動を行うとともに、必要に応じ、消防団車両等も出動させ広報活動を実施する。

また、支所管内は、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）が広報車による広報を行う。

(2) 職員等の口頭での伝達

広報車の活動が不可能な地域、もしくは特に必要と認められる地域に対しては、本部総括班（広報担当）職員、他の部からの応援職員を派遣し、自主防災組織、消防団（各方面隊）等の協力を得て広報活動を実施する。

(3) 広報紙、チラシの配布、掲示

本部総括班（広報担当）は、「市広報」等を定期的に発行する。なお、発行された「市広報」等は、本庁舎においては、本部総括班（広報担当）が、出先機関及び指定避難所等においては、担当職員が掲示又は配布を行う。また、自治会等の協力を得て、各戸への配布を行う。

(4) ケーブルテレビ、コミュニティFM（緊急告知ラジオ）による放送

(5) インターネット

ホームページやソーシャルメディアを利用して、災害情報を発信する。

(6) 防災行政無線（同報系）

(7) 緊急速報メール

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、その他緊急かつ重要な情報は、緊急速報メールを利用して、発信する。

3 指定一般避難所における広報

指定一般避難所においては、掲示板を設置し必要事項の掲示、自主防災組織を通じた広報紙、チラシの配布により避難者に情報を提供する。その際には、要配慮者に配慮し、口頭伝達や自主防災組織を通じた伝達などを行う。

また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や通訳ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。

4 災害の記録と活用

(1) 災害の記録

災害に係る被害状況や復旧状況を次のようにして記録しておく。

ア 本部総括班（本部総括担当）に入ってくる情報の記録〈本部総括班（本部総括担当）〉

イ 現地取材〈本部総括班（広報担当）〉

ウ 他の機関が撮影した写真や記録の収集〈本部総括班（広報担当）〉

(2) 記録の活用

記録は、広報活動に活用するほか、他の機関から依頼があった場合は貸与する。

第3節 報道機関への発表、協力要請

1 市対策本部の発表

市対策本部は、総括部長を担当窓口として、今治記者クラブを通じて報道機関に対し、罹災者に関する情報の発表、協力の要請を行う。

また、本部総括班（広報担当）は、市対策本部が設置された場合には、市対策本部に近接する場所に臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置し、できる限り報道機関を市対策本部内に入室させないよう努める。

2 消防機関の発表

警戒防ぎよに関する発表は、本部総括班（広報担当）が設置する共同記者会見場で、消防長が行う。なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

3 緊急放送の要請

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定により放送機関に緊急放送を要請することができる。

なお、緊急放送の要請は、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県に報告する。

要請先（県経由）	要 請 事 項	要請責任者
(1) 日本放送協会 松山放送局 (2) 南海放送 (3) テレビ愛媛 (4) あいテレビ (5) 愛媛朝日テレビ (6) エフエム愛媛	(1) 市域の大半にわたる災害に関するもの (2) 広域にわたり周知を要する災害に関するもの 放送要請内容 1) 放送要請の理由 2) 放送事項 3) 放送範囲 4) 放送希望時間 5) その他必要な事項	総括部長

4 ケーブルテレビ、コミュニティFMによる緊急放送

被害状況に応じて、今治コミュニティ放送株式会社、今治シーエーティービー株式会社に協定等に基づく緊急放送を依頼する。

第4節 広聴活動

1 受付、処理の方法

市民環境班、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）は、被災住民、関係者等からの問い合わせ、要望、苦情等を受け付けて、記録し、速やかに解決するよう各部各班、関係機関に連絡、要請、処理依頼する。

2 災害が甚大で長期にわたる場合の措置

災害が甚大で長期にわたる場合は、総合的な相談窓口を本庁及び支所に開設する。

第5節 市民が必要な情報を入手する方法

市民は、それぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) ラジオ、テレビ、インターネット

市長、知事の放送要請事項、気象予警報等の災害情報、交通機関運行状況等

(2) 防災行政無線（同報系）、広報車、ホームページ、コミュニティFM（緊急告知ラジオ）、ケーブルテレビ、広報紙

主として市内の情報、指示、指導等

(3) 災害用伝言サービス

ア NTT災害用伝言ダイヤル「171」

災害時に限定して利用可能であり、被災地内の電話番号をメールアドレスとして、安否等の情報を音声により伝達（伝言の録音・再生）する。

イ NTT災害用伝言板（web171）

パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができる。

ウ 災害用伝言板（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク等通信事業者）

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の人が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

エ 災害用音声お届けサービス（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク等通信事業者）

専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、音声メッセージを送信することができるサービス。

(4) 自主防災組織等からの連絡、有線放送

主として市対策本部からの指示、指導、救助措置等

(5) サイレン

ダムの放流、河川の増水、火災発生の通報等

(6) 緊急速報メール

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、その他緊急かつ重要な情報を市から発信する。

(7) 全国避難者情報システム（総務省）

市外へ避難した市民については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により所在地を把握する（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）。

第6節 被災者の安否に関する情報の提供

1 安否情報の提供

市民環境班は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について住民

等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

2 ホームページ等の活用

安否情報の提供については、市ホームページや外部機関の安否情報提供サイトの活用を検討する。

※資料

資料6-1 広報文例

資料6-2 警戒レベルと住民等のとるべき行動について

資料19-1・1 災害緊急放送に関する相互協定（今治シーエーティーブィ株式会社）

資料19-1・6 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

資料19-1・8 災害時における緊急放送に関する協定（今治コミュニティ放送株式会社）

資料19-4・3 災害発生時における今治市と今治市内郵便局の協力に関する協定（今治市内郵便局）

※様式

様式H1 災害対策基本法に基づく放送要請様式

第5章 広域応援活動

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時に相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

《対策の体系》

第5章 広域応援活動	
第1節	県に対する応援要請
第2節	他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請
第3節	広域応援の受入れ
第4節	自衛隊の災害派遣要請
第5節	海上保安庁に対する支援要請

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
受援統括チーム	・県及び他の地方公共団体等に対する応援要請及び受入れに関すること。 ・企業、NPO等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 ・物資に関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 ・市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 ・受援調整会議の運営に関すること。 ・応援職員への宿泊施設等のあっせんに関すること。
受援総括班 (本部総括班(本部総括担当))	・受援業務の全体調整及び受援調整会議の運営
受援動員班 (本部総括班(動員担当))	・人的資源の受入れに関すること。
受援供給班 (物資供給班)	・物的資源の受入れに関すること。
本部総括班(本部総括担当)	・自衛隊派遣要請に関すること。 ・緊急消防援助隊等の応援派遣要請に関すること。

実施担当	実施内容
消防班	・緊急消防援助隊等の受入れ、連絡調整に関すること。
応急対策班	・水道事業体への応援要請に関すること。

第1節 県に対する応援要請

1 要請の手続

本部長は、県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合、総括部長が、県（東予地方局今治支局）に対して県防災通信システム又は電話等をもって処理し、事後速やかに文書を送付する。

ただし、東予地方局今治支局への連絡が不可能な場合は、直接県庁に連絡する。

2 要請の事項

要請は、次の事項を示して行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、県外広域一時滞在が必要な場合は、県知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

3 消防防災ヘリコプターの出動要請

本部長が、災害の状況によりヘリコプターの利用が必要であると判断したときは、総括部長は、東予地方局今治支局を通じて県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

消防防災ヘリコプターの緊急運行要請は、災害が発生した市町本部長又は消防長が、県消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

（連絡先）

[	緊急連絡用電話 089-965-1119 一般事務用電話 089-972-2133 F A X 089-972-3655	]

第2節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請

1 他の市町等に対する応援要請

災害応急対策を実施するため、必要があると認められるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結するなど、平時からカウンターパート関係を構築している他の市町等に対し、次の事項を示して応援を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所及び期間
- (4) その他応援に関し必要な事項

また、被災住民の居住の場所が困難になった場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。県外広域一時滞在が必要な場合は、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 消防機関への応援要請

(1) 消防活動の応援協定

ア 愛媛県消防広域相互応援協定等による応援要請

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請〔消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条〕を行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づく応援要請等については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

イ 東予広域消防相互応援協定による応援要請

東予地区市町において、大規模火災、隣接火災、特殊災害に対する消防活動の実施を要請する。

(2) 応援要請の手続き

本部長の決定に基づき他の消防機関の長に応援を要請するとき、**消防長**は、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員、車両、資機材等
- エ 進入経路及び結集場所
- オ 指揮体制及び無線運用体制

(3) 緊急消防援助隊

県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

県知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官へ派遣を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」、

「愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」及び「今治市緊急消防援助隊等受援計画」の定めるところによる。

(4) 応援隊の受入体制

消防部は、消防庁舎内に指揮本部を設置し、応援消防隊の迅速な受入体制を整える。

受入れのための主要拠点（進出拠点）は、西部丘陵公園、大新田公園、市営スポーツパーク、道の駅伯方S・Cパークとし、その他の活動拠点と併せて円滑な運営を図る。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、車両、資機材、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

3 水道事業体への要請

水道事業体に応援を求めるときは、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱に基づき、日本水道協会愛媛県支部へ電話等により要請を行う。

応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等により県支部長へ行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

名 称	連絡先電話番号
日本水道協会愛媛県支部 (松山市公営企業局管理部企画総務課内)	089-998-9821

4 指定地方行政機関等への要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関もしくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣を要請又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

5 応援要員の受入準備

防災関係機関が災害応急対策の実施に際して、応援要員・部隊を受け入れる場合、本部総括班（本部総括担当）は、主要拠点（進出拠点）である西部丘陵公園、大新田公園、市営スポーツパーク、道の駅伯方S・Cパーク、その他の活動拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園や道の駅等の施設で、進出・活動のための拠点として利用可能なものについても、可能な限り準備する。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）に対する応援要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県を通じて、四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被災状況調査に関する支援
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する支援
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

7 応急対策職員派遣制度による応援要請

知事は、県内の市町及び県による応援職員の派遣だけでは被災市町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、総務省に対し応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づいた全国の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を要請する。

第3節 広域応援の受入れ

広域応援部隊の受入れについては、「今治市災害時受援計画（令和4年4月修正）」に基づき実施する。なお、各部で個別に広域応援を要請した場合は、各部で受入れを行う。

応援職員の受入れにあたっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

(1) 受援統括チームの設置

本部総括班内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括チーム」を設置する。

受援統括チームは、受援総括班、受援動員班、受援供給班に受援統括担当を定め、「受援統括チーム」を構成し、チーム責任者を指名する。

(2) 各班受援業務担当窓口の設置

応援を受入れる各班に、「指揮命令者」及び「各課受援業務担当者」を置く。

① 指揮命令者

各班で担当している業務の特性に応じて、どのような人的・物的資源の応援を求め必要があるかを検討し、応援職員等（応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員など）に対して、業務に関する指揮命令を行う者。管理監督職級を想定する。

② 各課受援業務担当者

応援受入れ状況の報告など必要な情報共有を行うと共に、応援職員等の受入れに関して、応援側の担当者と受入れや役割分担について調整等を行う実務担当者。

(3) 受援調整会議の開催

受援統括チームは、災害対策本部会議での決定事項の各班受援担当者への周知や、各班での要望で全体的な調整を要する事項の協議などのため、受援調整会議を開催する。

受援調整会議は、受援統括チーム及び各班受援担当者、市災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）担当者等により行う。

各班受援担当者は、応援職員とのミーティングで情報共有を図り、必要に応じて、受援調整会議に応援職員の出席を求めることができるようにしておく。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、市民の生命、財産の保護のために必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後は混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。このため、支援ニーズを早期に把握・整理することに着意する。

1 災害派遣要請の基準

自衛隊への派遣要請は、原則として人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合とする。

2 災害派遣要請の手続等

- (1) 本部長が、自衛隊の災害派遣が必要と認めた場合、総括部長が、県知事に対し、次の事項を明記した文書をもって必要な措置を講ずるよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、県防災通信システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を送付する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況、その他参考となるべき事項

- (2) 総括部長は、通信途絶等により県知事に対する要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、直接次の連絡先へ通知する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

緊急の場合の連絡先

連絡先	連絡先電話番号等
陸上自衛隊 松山駐屯地	電話番号 089-975-0911 (内線 238) (夜間・土日：内線 302) FAX番号 089-975-0911 県防災通信システム 556-21 556-22 ※頭に地上特番：17

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この際、措置と平行しつつ速やかに知事及び本部長と連絡を確保し、災害派遣について密接に調整を行う。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入措置等

本部長は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、次のとおり部隊の受入措置を行う。

災害派遣部隊の受入れは、本部総括班（本部総括担当）が統括し、部隊の各応援作業については、各担当班が対応する。

災害派遣部隊の受入手順

項 目	活 動 内 容
準 備	○自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。 ○応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資機材等の確保、調達を行う。派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。 ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び資機材 ウ 作業箇所別優先順位

項 目	活 動 内 容
	エ 作業に要する資材の種別別保管（調達場所） オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整のうえ、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を指定する。
県への報告	総括部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について報告する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに県に対し、その旨を報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請し、その後文書を送達する。

6 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消火活動	利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力
道路、水路等の交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

項 目	活 動 内 容
給食及び給水の支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
救援物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物等の保安及び 除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣時の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、指揮官の命令により次に掲げる措置を行うことができる。ただし、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条の規定による「避難等の措置」
- (2) 警察官職務執行法第 6 条第 1 項の規定による「立入」
- (3) 災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定による「市町村長の警戒区域の設定権等」
- (4) 災害対策基本法第 64 条第 8 項の規定による「土地・建物等の一時使用等、工作物等の除去等」
- (5) 災害対策基本法第 65 条第 3 項の規定による「業務従事命令」
- (6) 災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項の規定による「自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行の確保のため必要な措置を採ること。」

8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に関するものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町が協議する。なお、必要に応じて県が協議するものとする。

第5節 海上保安庁に対する支援要請

本部長が、海上保安庁の支援を必要とするときは、総括部長は、知事に対し支援を要求する事項等を明らかにして支援を要請する。

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

本部長が、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、総括部長は、知事に対し海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災情報システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 海上保安庁との連絡

総括部長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、今治海上保安部と密接な情報交換を行う。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム	F A X 番号
今治海上保安部	0898-22-0118	地上系 552-21、552-22	0898-22-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111	(衛星) 77-034-101-159	082-251-5185

※資料

- 資料8-1 愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法
- 資料8-2 愛媛県消防広域相互応援計画
- 資料8-3 愛媛県緊急消防援助隊受援計画
- 資料8-5 今治市緊急消防援助隊等受援計画
- 資料8-6 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

- 資料8－7 カウンターパートグループ一覧
- 資料8－8 今治市防災拠点一覧
- 資料19－3・1 東予地区広域消防相互応援協定書（東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合）
- 資料19－3・2 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定（愛媛県）
- 資料19－3・15 愛媛県消防広域相互応援協定書（愛媛県下の市町及び消防一部事務組合）
- 資料19－3・16 愛媛県消防団広域相互応援協定書（愛媛県、県内市町及び消防一部事務組合）
- 資料19－3・3 全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書（宮城県七ヶ浜町、新潟県聖籠町、茨城県神栖市、長崎県新上五島町、鹿児島県東串良町）
- 資料19－3・4 大規模災害時等における伯方警察署災害警備用施設としての今治市伯方支所使用に関する協定書
- 資料19－3・5 大規模災害時等における今治市公会堂の使用に関する協定書（今治警察署）
- 資料19－3・6 中越大震災ネットワークおぢやに関する規約（90自治体加入事務局小千谷市）
- 資料19－3・7 大規模災害発生時等における今治市総合福祉センターの施設使用に関する協定書（愛媛県東予地方局）
- 資料19－3・8 瀬戸内・海之路ネットワーク災害時相互応援に関する協定書（海ネット共助会員78市町村 R4.10.3時点）
- 資料19－3・9 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）
- 資料19－3・10 災害時等の協力に関する協定書（休暇村瀬戸内東予、西条市）
- 資料19－3・11 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（国土交通省四国地方整備局他及び民間数団体）
- 資料19－3・12 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書（愛媛県及び県内20市町）
- 資料19－3・13 災害時における相互応援に関する協定書（滋賀県守山市）

※様式

- 様式J1 自衛隊の災害派遣要請要求について
- 様式J2 自衛隊の撤収要請要求について
- 様式J3 自衛隊航空機の派遣要請要求について
- 様式J4 自衛隊航空機の撤収要請要求について
- 様式K1 海上保安庁に対する災害の支援要請について

第6章 避難活動

《基本的な考え方》

大規模災害時においては、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予想され、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

《対策の体系》

第6章 避難活動	
第1節	高齢者等避難、避難指示等
第2節	避難誘導及び避難の方法
第3節	各施設における避難対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の決定に関すること。
本部総括班（広報担当）	・ 高齢者等避難、避難指示等の住民への伝達に関すること。
福祉対策班	・ 避難行動要支援者の避難指示等の伝達に関すること。 ・ 避難行動要支援者の把握に関すること。 ・ 要配慮者の支援に関すること。 ・ 要配慮者利用施設への避難指示等の伝達に関すること。 ・ 保育所及び幼稚園の子どもの安全確保、状況把握に関すること。
消防班 消防団（各方面隊）	・ 避難者の誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。
避難所班	・ 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 （児童生徒の安全確保、状況把握に関すること。）

第1節 高齢者等避難、避難指示等

災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。その際、避難のタイミングが直感的に理解できるよう「5段階の警戒レベル」も用いて避難を呼びかけていく。

市は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、適切に住民の指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

なお、避難指示等の発令にあたっては、指定地方行政機関の長又は知事に対する当該事項についての助言を求めることができる。さらに、市は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。土砂災害に係る避難指示等の解除にあたっては、国土交通大臣又は知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。

1 高齢者等避難及び避難指示等の実施責任者及び基準

避難指示等の実施責任者及び発令基準は、次のとおりとする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令基準及び気象台等の関係機関等からの助言を踏まえて総合的に判断して発令するものとする。

実施者	実施の基準	根拠法
市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第56条
	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難の指示を発令する。 また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。 これらの場合、直ちに県地方局長（県本部支部長）を通じて知事（県本部長）に報告する。	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。	災害対策基本法第61条

実施者	実施の基準	根拠法
警察官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のための立退きを指示する。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
水防管理者（市長）	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
県知事による措置の代行	災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示、緊急安全確保の発令を行う。この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第60条第6項

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）を行う具体的状況

ア 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。

イ 蒼社川について避難判断水位を突破し、洪水のおそれのあるとき。

(2) 避難指示（警戒レベル4）を行う具体的状況

ア 火災の拡大等により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

イ 蒼社川について氾濫危険水位の通知があり、洪水のおそれがあるとき。

ウ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険が高まったとき。（土砂災害警戒情報を捕捉する詳細情報において、危険度予測が当該地域のCL（土砂災害発生危険基準線）を超えるなど土砂災害の危険が高まった地域を対象とする。）

なお、土砂災害警戒情報が発表された場合は、愛媛県河川・砂防情報システム（愛媛情報スーパーハイウェイ及び県のホームページ）を通じて提供される、「土砂災害警戒情報を補足する詳細情報」（地形図（縮尺1/25,000）上で提供される5km及び1kmメッシュの詳細な危険度情報）を確認のうえ、危険度の高い地域の住民へ避難指示等を発令することを原則とする。その際、最も危険度の高い地域に着目するだけでなく、その周辺の地域も含めて避難指示等の発令を検討する。

エ がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認

められるとき。

オ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。

カ その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）を行う具体的状況

既に災害が発生又は切迫している状況において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、可能な範囲で緊急安全確保を発令する。

避難指示等の発令基準【河川洪水・蒼社川】

警戒レベル	区分	片山観測所水位（m）
警戒レベル 3	高齢者等避難	・避難判断水位（2.60m 住民への氾濫に関する情報：注意喚起、水防団が出動し、警戒にあたる水位）に達したとき。 ・水位観測所の水位が水防団待機水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量により判断） ・浸透・浸食に関する重点監視区間において、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。
警戒レベル 4	避難指示	・氾濫危険水位（2.85m 洪水により相当程度の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫が起こるおそれのある水位）に達したとき。 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量により判断） ・浸透・浸食に関する重点監視区間において、堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。

警戒レベル	区分	片山観測所水位（m）
		警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。
警戒レベル5	緊急安全確保	- 水位が堤防高（背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） - 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） - 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 - 決壊や越流が発生した場合 - 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） - 浸透・浸食に関する重点監視区間において、堤防の欠損、クラック、漏水、その他破損等が発見された場合

避難指示等の発令基準【水位周知河川（蒼社川）以外の河川】

警戒レベル	区分	発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	- 水位観測所の水位が水防団待機水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量により判断） ※水位を観測していない河川の場合は、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に発令する。 - 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 - 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4	避難指示	- 水位観測所の水位が氾濫注意水位等に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測値で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量により判断） ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定が

警戒レベル	区分	発令基準
		できない場合には、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル 5	緊急安全確保	・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

※水位周知河川（蒼社川）以外の河川等については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、河川管理者や気象台等からの助言も踏まえ、河川特性等に応じて避難指示等を発令する。

避難指示等の発令基準【玉川ダム・台ダム異常洪水時防災操作に伴う河川洪水】

警戒レベル	区分	発令基準
警戒レベル 4	避難指示	・玉川ダム異常洪水時防災操作により、「避難指示等の発令基準【河川洪水・蒼社川】」における避難指示基準に該当することが見込まれる場合 ・台ダム異常洪水時防災操作により、「避難指示等の発令基準【水位周知河川（蒼社川）以外の河川】」における避難指示基準に該当することが見込まれる場合
警戒レベル 5	緊急安全確保	・玉川ダム異常洪水時防災操作により、「避難指示等の発令基準【河川洪水・蒼社川】」における緊急安全確保基準に該当することが見込まれる場合 ・台ダム異常洪水時防災操作により、「避難指示等の発令基準【水位周知河川（蒼社川）以外の河川】」における緊急安全確保基準に該当することが見込まれる場合 ・既に避難指示を発令している場合は、即座に緊急安全確保に切替えるものとする。

※玉川ダム・台ダム異常洪水時防災操作に伴う河川洪水に対する避難指示、緊急安全確保の発令にあたっては、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けるものとする。

避難指示等の発令基準【土砂災害】

警戒レベル	区分	発令基準
警戒レベル 3	高齢者等避難	- 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったとき。 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）。
警戒レベル 4	避難指示	- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。 - 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったとき。 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。 - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
警戒レベル 5	緊急安全確保	- 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表されたとき - 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となったとき - 土砂災害が発生したとき。

避難指示等の発令基準【高潮災害】

区分	発令基準
高齢者等避難	- 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）。 - 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市に係ると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれるとき。 - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令） 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき。
避難指示	- 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表されたとき。 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意

区分	発令基準
	報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など（夕刻時点で発令）。
緊急安全確保	（災害が切迫） ・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・高潮による浸水が発生したと推測されるとき。 （災害発生を確認） ・海岸堤防等が倒壊したとき。 ・異常な越波・越流が発生したとき。

2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象者は、居住者、滞在者、通過者など避難を要すると認められる区域内にいるすべての者とする。

ただし、洪水についての避難指示等について、指定避難所等への避難がかえって危険を及ぼすと考えられる場合、以下の区域（対象建物）以外は、屋内での垂直避難によることができるものとする。

- (1) 堤防の決壊等で氾濫した場合、想定浸水深が0.5mを越える区域の平屋家屋。
- (2) 堤防の決壊等で氾濫した場合、想定浸水深が2.0mを越える区域の2階建て家屋。
- (3) 堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が滞留するなどして長時間深い浸水が続くことが想定される区域。

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品等
- (6) 避難行動における注意事項

4 避難指示等の伝達方法

(1) 住民等への伝達

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに対象地域の住民に対して、緊急防災情報伝達システム、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、消防団員、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

なお、防災行政無線等で避難を呼びかける際は、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせるなどにより緊迫感を持たせ、住民の避難を促す工夫をする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者

を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 避難行動要支援者への伝達

福祉対策班は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿あるいはあらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難情報の伝達と誘導を行う。

(3) 関係機関への通報等

ア 県、警察署

避難活動の実施協力要請

イ 陸上自衛隊

県知事を通じて被災者の誘導、受入れに対する出動要請

ウ 海上保安部

海上避難の協力要請

エ 報道機関

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送要請

オ 隣接市町

必要に応じ、避難者の受入れ、避難経路における協力要請

(4) 県への報告

避難指示、緊急安全確保を発令又は解除をしたときは、その旨を速やかに県に報告する。

ア 発令者

イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は解除の理由及び日時

ウ 避難の対象区域

エ 避難の場所

オ その他必要事項

(5) 電気通信設備等の優先的利用等

市長が、避難指示、緊急安全確保を発令する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用又は放送を行うことを求め、又はインターネットを利用した情報の提供を行う事業者に、情報を提供するように求める。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
消防長、消防署長	事故	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著	消防法第 23 条の 2

設定権者	種類	要 件（内 容）	根拠法令
		しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定する。	
警察官又は海上保安官	災害全般	市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
自衛官	災害全般	市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限る。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。	災害対策基本法第 63 条第 3 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防法第 36 条において準用する同第 28 条
水防団長 水防団員 又は消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急に必要な場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定することができる。	水防法第 21 条
県知事による応急措置の代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第 73 条

(2) 注意事項

- ア 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第 1 項の規定に基づいて、市の吏員に委任することができる。
- イ 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は、要求があったときは警戒区域を設定できる。
- ウ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議する。
- エ 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入りの制限、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- オ 市職員、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

6 避難指示等の発令にあたって確認すべき情報

避難指示等の発令にあたっては、その時点での気象や水位の状況はもとより、向こう数時間の推移についても具体的なデータを確認する必要があるため、気象庁ホームページによって提供される以下の情報を確認する。

(1) 流域雨量指数

流域雨量指数は、河川ごとに、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いている。

(2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。遅くとも「危険」（紫色）が出現した時点で、土砂災害警戒区域等の外へ避難することが重要。

第2節 避難誘導及び避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

1 避難指示等が発令された要避難地区で避難を要する場合

(1) 避難誘導

避難が必要になった市民は、協力してあらかじめ定めた一時集合場所へ集合する。自主防災組織等（自治会等）は、一時集合場所を中心に組織をあげて地域の避難行動要支援者の避難誘導・救出・救護、情報収集を行う。一時集合場所の周辺の災害が拡大し危険が予想されるときは、可能な限り自主防災組織等（自治会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員又は消防団員、警察官等の誘導のもと避難経路を経て避難場所へ避難する。

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

ア 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災会会長、地区総代等が連携し実施する。

イ 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装とするが、靴を履き、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 非常袋（食料、タオル、ティッシュペーパー、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は、持ち出さない。

(ウ) 自動車は使用しない。自動車等による避難は、極力避ける。ただし、自力による避難が不可能な場合は、自動車、船舶等により避難する。

エ 本部長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察

官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うよう説得する。

(2) 避難の順位

避難は、避難行動要支援者を優先し、できる限り早めに事前避難させるように努める。

2 その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所に自主的に避難する。

3 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

4 避難経路の確保

避難経路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により、避難経路上にある障害物の排除に努める。

また、避難に危険箇所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

5 避難のあとの警備等

避難した後、地域住民の財産等の保護対策は、警察署等と協議のうえ警察官もしくは本部長の指定した者がこれにあたる。

第3節 各施設における避難対策

各種施設等の長及び管理者は、災害による人的被害を最小限にとどめるため、平素から安

全な避難誘導體制を整備しておくとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び水防法に基づき、今治市地域防災計画に定める、土砂災害警戒区域内、洪水浸水想定区域内、高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し計画に基づく避難訓練を実施する。また、災害時には、利用者等を迅速かつ的確に安全な場所に避難誘導する。

1 学校等における避難対策

学校では、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに災害時の対応策を、日頃から定めておく。また、指定一般避難所となる学校については市や自主防災組織の指導・協力を得て、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 「学校（園）危機管理マニュアル」の作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

学校等の長は、学校（園）危機管理マニュアルに基づき、速やかに児童生徒を避難させる。

2 社会福祉施設の避難対策

社会福祉施設の長は、消防計画等に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ社会福祉施設避難マニュアルを作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(1) 搬送方法

各施設から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防、警察署の協力を得て搬送を行う。

(2) 入所者の相互受入

福祉対策班は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

(3) 在宅要配慮者の受入れ

福祉対策班は、指定一般避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、指定一般避難所等から社会福祉施設等へ搬送する。また、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

(4) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定、訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化に努める。

また、食料、飲料水、医薬品の備蓄などを行うとともに、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努める。

(5) 社会福祉施設の被災状況等の把握

把握する被災状況は次のとおりである。

- ア 施設利用者等の被災状況
- イ 施設、設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受入可能人数
- エ ライフライン、食料等に関する情報

3 商業施設、興行場、事業所等の避難対策

商業施設、興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、あらかじめ避難マニュアルを作成し、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

(1) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

(2) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

(3) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導等に努める。

4 病院施設の避難対策

病院長又は病院の管理者は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ作成した避難マニュアルに基づき、病院内部で設置する活動組織により患者を搬送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師その他の職員が引率して病院内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した幕舎その他安全な場所に誘導する。

(1) 避難指示の周知

病院の放送設備等により周知させる。

(2) 搬送方法

ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防、警察署の協力を得て患者の搬送を行う。

イ 院外への患者の移送について、病院が自力で行うことが不可能な場合は、市対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

ウ 自治組織で定める班編成により、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難

経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。

エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(3) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー車、車椅子等を配備し、また、医薬品、食料品、衣類、毛布等を備蓄しておく。

※資料

資料9-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

資料9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料4-4 蒼社川洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧表

資料4-〇 浅川水系・竜登川水系・頓田川水系・銅川水系浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

資料4-12 土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

資料19-3・17 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定書（西条市）

資料19-4・1 災害時等の避難場所として施設を使用することに関する協定書（今治立花農業協同組合）

資料19-4・6 災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書（イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社）

資料19-4・8 災害時等における支援に関する協定書（キスケ株式会社）

資料19-4・9 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

資料19-5・2 災害に強い地域づくり応援協定書（あいえず造船株式会社）

資料19-5・6 災害に強い地域づくり応援協定書（山中造船株式会社）

資料19-7・1 防災活動への協力に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）

資料19-7・6 災害時等における支援協力に関する協定書（株式会社ハローズ）

資料19-7・7 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書（ダイキ株式会社）

第 7 章 指定一般避難所運営

《基本的な考え方》

家屋の浸水、流出、倒壊、焼失等により住家を失った被災者あるいは災害による高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象となる住民等に対して、速やかに指定一般避難所を開設し、避難者を受け入れるものとする。災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想されるため、指定一般避難所に指定している施設の管理者及び自主防災組織等が協力して対応することが必要である。

開設後は、自主防災組織等の避難者による自治を原則とし、施設管理者の協力を得て運営する。

《対策の体系》

第 7 章 指定一般避難所運営	
第 1 節	指定一般避難所の開設
第 2 節	指定一般避難所の管理運営
第 3 節	指定一般避難所の閉鎖

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難所班	・ 指定一般避難所の統括に関すること。
福祉対策班	・ 要配慮者の支援に関すること。 ・ 指定福祉避難所の開設に関すること。
市民環境班	・ 防犯対策に関すること。

第 1 節 指定一般避難所の開設

1 指定一般避難所の開設

避難所班は、避難が必要になった場合、直ちに指定一般避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、自主防災組織及び学校等避難施設管理者等の協力のもと被災者が避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。受入れにあたっては、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。家庭動物と同行避難した被災者については、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

また、開設にあたっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な指定一般避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合に

は、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの指定一般避難所を開設するよう努める。

ただし、指定一般避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定一般避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等を図るものとする。

指定一般避難所の開設は、災害救助法適用時においても、県からの通知に基づき本部長が実施する。

2 開設場所

(1) 指定一般避難所開設の決定

指定一般避難所の開設場所は、本部長が、あらかじめ指定する指定一般避難所一覧に基づき、被害及び避難の状況に応じて決定する。

(2) 指定一般避難所の追加指定

必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の予備収容施設等についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て指定一般避難所として活用する。

さらに、状況に応じて公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設、船舶等を宿泊施設として活用する。船舶を活用する場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

3 開設期間

災害救助法及び同法施行令による救助の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、気象情報等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

4 指定一般避難所における市職員等の配置、役割

(1) 指定一般避難所への市職員等の配置

市が設定した指定一般避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（うち1名を責任者として避難所班長が指名）を配置する。

(2) 指定一般避難所における市職員等の役割

ア 市職員

指定一般避難所に配置された市職員は、自治会、自主防災組織、ボランティア、関係団体等の協力を得て次の事項を実施する。

- (ア) 被災者の受入れ
- (イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (ウ) 被災者に対する生活必需品の供給
- (エ) 負傷者に対する医療救護

- (オ) 浸水、高潮、火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
 - (カ) 避難した者の掌握
 - (キ) 状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引渡し又は指定一般避難所への受入れ
- イ 指定一般避難所の所有者又は管理者
- 市が設定した指定一般避難所を所有し又は管理する者は、指定一般避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

5 避難状況の報告

市対策本部は、指定一般避難所を開設した場合、速やかにホームページやSNS等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、県（県災害対策本部今治支部経由）をはじめ県警察等関係機関に連絡を行う。

また、指定一般避難所ごとに受け入れられている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む指定一般避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して指定一般避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供するものとする。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 指定一般避難所開設の日時、場所、施設名
- (2) 受入状況及び受入人数
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 車中泊を含む指定一般避難所以外の避難者等の状況

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県（県災害対策本部今治支部）に依頼する。

6 在宅避難者等への支援体制の整備

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合、支所総括班及び物資供給班は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合、支所総括班及び物資供給班は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第2節 指定一般避難所の管理運営

1 運営上の留意点

指定一般避難所の管理運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者による自治を原則とし、学校等施設管理者の協力を得て自主防災組織等が中心となり行う。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、男女共同参画の視点を反映することができるよう、指定一般避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）には男女両方を配置するよう努める。

指定一般避難所に派遣された市職員は、これら管理運営のための支援、市対策本部との連絡調整を行う。

また、指定一般避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

留意事項は以下のとおりである。

- (1) 避難者名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について移送などの措置をとる。
- (2) 避難者に対し、避難指示等の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、避難者の安心感の醸成に努める。
- (3) 指定一般避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努め、必要な対策を講ずる。なお、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドが全員分確保できない場合は、要配慮者等困っている人や女性のプライバシーの確保などを優先的に、から迅速かつ臨機応変に設置するものとする。

また、指定一般避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や指定一般避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

- (4) 避難生活等に関する相談窓口の開設、又は巡回相談を実施し、避難者のニーズの把握、調整を行う。特に、要配慮者のニーズには充分配慮する。
- (5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服用状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定一般避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置をとるよう努める。
- (6) 指定一般避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイ

ノリティの視点等に配慮する。特に、プライバシーの確保された間仕切りによる世帯ごとのエリアの設置、男女別のトイレ、多目的トイレ、更衣室、休養スペース、物干し場や授乳室、キッズスペースの設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定一般避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定一般避難所の運営に努める。

- (7) 消毒剤、脱臭芳香剤、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難者やNPO・ボランティア等の協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (8) 自主防災組織及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、避難者が相互扶助の精神により役割を分担するなど自主的に秩序ある避難生活を送れるように努める。
- (9) 指定一般避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

また、指定一般避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (10) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- (11) 指定一般避難所の運営にあたっては、指定一般避難所で生活する避難者だけでなく、指定一般避難所以外にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置をとるよう努める。
- (12) 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定一般避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定一般避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (13) 市は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

2 運営の手順

(1) 避難者カードの作成

指定一般避難所責任者は、指定一般避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、まず避難者カードを配り、避難した住民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基に、できる限り早い時期に作成し、保管す

るとともに避難所班を通じて本部総括班（本部総括担当）へ報告する。

(2) 居住区域の割振り

居住区域の割振りは、可能な限り地区（自主防災組織等）ごとにまとめ、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住区域の代表者（班長）の役割は次のとおりとする。

- ア 本部長からの指示、伝達事項の周知
- イ 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ウ 物資の配布活動等の補助
- エ 居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ
- オ 消毒活動等への協力
- カ 施設の保全管理

(3) 食料、生活必需品の請求、受取り、配給

指定一般避難所責任者は、指定一般避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、避難所班に報告する。避難所班は、全体の必要数をまとめたうえで、物資供給班へ調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、物品の受払簿に記入のうえ、居住区域ごとに配給を行う。

(4) 指定一般避難所の運営状況及び運営記録の作成

指定一般避難所責任者は、指定一般避難所の運営状況についておおむね3時間ごとに報告、その後毎日正午までに市対策本部へ報告する。

なお、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて、報告する。

また、避難所状況記録票を作成する。

(5) 被災者の市外への移送

本部長は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急住宅等への移送の必要があると認める場合には、総括部長は、県知事に対して、被災者の受入れが可能な他市町又は隣接県への移送を要請する。

第3節 指定一般避難所の閉鎖

指定一般避難所の閉鎖は、次の手順で行う。

- (1) 避難所部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定一般避難所の閉鎖を決定し、避難所班長は、指定一般避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 指定一般避難所責任者は、避難所班長の指示により避難者を帰宅させるほか必要な措置をとる。
- (3) 避難所部長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合につ

いては、指定一般避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

※資料

資料 19-4・3 災害発生時における今治市と今治市内郵便局の協力に関する協定（今治市内郵便局）

資料 19-4・16 災害時における避難所としての使用に関する協定書（太陽石油株式会社 四国事業所）

※様式

様式 13 避難者カード

様式 14 避難者名簿

様式 15 避難所状況記録票

様式 16 物品の受払簿（避難所用）

第8章 緊急輸送活動

《基本的な考え方》

緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

《対策の体系》

第8章 緊急輸送活動	
第1節	緊急輸送の配慮事項
第2節	緊急輸送の対象
第3節	緊急輸送の段階別対応
第4節	緊急輸送体制の確立
第5節	輸送活動

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当） 情報班（情報整理担当）	・ 県及び関係各機関等への連絡調整に関すること。
情報班（情報整理担当）	・ 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 ・ 輸送車両等の燃料の調達に関すること。
物資供給班	・ 災害時物資集積場所の開設、運営に関すること。
応急対策班	・ 港湾、漁港の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 海上輸送に関すること。 ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 緊急輸送道路等の確保に関すること。 ・ ヘリコプター離着陸場の開設・運営に関すること。

第1節 緊急輸送の配慮事項

緊急輸送活動にあたっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止

- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2節 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助活動に要する人員・物資
- (2) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- (3) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (4) 慢性疾患等の傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (5) 市対策本部要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (6) 輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
- (7) 食料、飲料水、生活必需品
- (8) その他災害対策及び復旧に必要な人員・物資

第3節 緊急輸送の段階別対応

緊急輸送の円滑な実施を図るための段階別対応は、次のとおりとする。

1 被災直後（第1段階）

被災直後においては、正確な災害状況（災害の規模等）の把握が難しく、各機関の復旧対策もほとんど実施されていないため、通常の車両等での輸送は難しいと考えられる。

また、時間的にも緊急を要するため、ヘリコプター等による空からの輸送支援を中心に、災害の拡大防止又は災害応急対策の初動活動に必要な人材（医療従事者含む。）、資機材等（医薬品含む。）の輸送を行う。

2 被災後7日目程度の間（第2段階）

被災後、1週間程度の間には、被災地の状況（道路等の被災状況）についても正確な情報の収集がなされていると見込まれるため、ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して、第1段階の輸送を継続するとともに、緊急措置を必要とする患者等、食料等生命の維持に必要な緊急物資、輸送道路確保のための必要な人員及び資機材、旅行者等の輸送を行う。

3 被災後7日目程度以降（第3段階）

被災後、1週間を過ぎると、応急復旧も進み、通常的手段による輸送が可能になると考えられることから、陸上及び海上からの輸送を中心に災害復旧に必要な人員、資機材、生

活必需品等の大量輸送を行う。

なお、陸上交通が不可能な地域に対しては、空中輸送を継続する。

第4節 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員・資機材・燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立し、緊急輸送計画を作成する。

1 車両による輸送

(1) 市保有車両の確保

情報班（情報整理担当）は、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況について把握し確保する。

(2) 借上げの準備

市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両は、情報班（情報整理担当）が市内の輸送業者等から借り上げるものとする。

(3) 燃料の調達

情報班（情報整理担当）は、各部班の市保有車両及び借上車両の必要な燃料を調達する。

(4) 県等への調達、あっせん要請

本部長が、緊急輸送の応援が特に必要であると認めるときは、総括部長は、次の事項を明示して、県に対し輸送手段の調達、あっせんに要請する。

ア 明示事項

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時

- (5) 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、物資や被災者等の輸送を要請することができる。その場合は、原則として県に要請するが、災害救助法が適用され県より事務の委任を受けた場合は市が直接要請する。

2 航空機（自衛隊ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等）による輸送

一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、東予地方局今治支局を通じて県に輸送条件を示し、空中輸送を要請する。

また、同時にヘリコプター離着陸場の選定、物資投下可能地点の整備、選定を行う。

3 船舶による輸送

船舶によって輸送することが適当な場合は、協力機関等より船舶を調達し輸送を行う。

市内に調達する船舶が不足する場合は、直ちに県又は隣接市町に依頼する。

第5節 輸送活動

1 緊急輸送ルートの指定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、県指定の緊急輸送道路から緊急輸送にあてる道路を選定する。

応急対策班は、県が指定の緊急輸送道路及び市指定の（仮称）緊急活動道路の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。

(1) 県指定緊急輸送道路

ア 一次緊急輸送道路

イ 二次緊急輸送道路

(2) 市指定の（仮称）緊急活動道路

2 輸送拠点の確保

市の備蓄物資及び市外から入ってくる緊急輸送物資等を効率的に市内各地へ輸送するための拠点として、物資集積拠点及び物資輸送のための拠点ヘリコプター離着陸場を設置する。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

施設名称	所在地	電話番号	用 途
市営スポーツパークテニスコート	今治市高橋ふれあいの丘1番地2 新都市第1地区	35-4111	救援物資受入
波方公園体育館	今治市波方町樋口乙730	41-7111	〃
伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲1668-30	72-2725	〃

※資料

資料10-1 ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

資料10-2 緊急輸送道路等一覧表

資料10-3 緊急輸送道路等位置図

資料10-7 市有車両一覧表（消防車両を除く。）

資料19-5・9 災害時における物資輸送等に関する協定書（今治地区トラック協会）

第9章 交通確保対策

《基本的な考え方》

大規模災害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しているため、道路管理者、港湾及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、港内においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

《対策の体系》

第9章 交通確保対策	
第1節	陸上交通の確保対策
第2節	海上交通の確保対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・ 県への被害状況報告に関すること。
応急対策班	・ 港湾、漁港の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 海上輸送に関すること。 ・ 港内の障害物の除去に関すること。 ・ 農林水産業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 緊急輸送道路等の確保に関すること。 ・ 道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 ・ 交通情報の収集に関すること。

第1節 陸上交通の確保対策

1 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

- (3) 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- (4) 公安委員会及び道路管理者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
(5) 道路管理者等は、道路の通行規制が行われている場合は、道路利用者に対して道路情報提供装置等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

災害時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、各警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

(2) 緊急交通路の確保のための交通規制

ア 警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

イ 公安委員会は、緊急交通路での円滑な交通運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ 警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

オ 警察は、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

カ 警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つよう努める。

キ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ク 消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ケ 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 交通規制の周知

公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

また、本部総括班（広報担当）は、道路の状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止め等の通行規制の情報を受理した場合には、速やかに広報活動を実施し、住民に周知徹底を図る。

3 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

公安委員会、道路管理者等は、他の防災機関及び地域住民の協力を得て、道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、関係機関の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路等を優先して行うこととし、（一社）愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や緊急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 障害物等の除去及び集積

ア 路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じ、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

イ アにより除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等集積する。また、適当な集積場所がない場合は、緊急輸送道路等以外の道路の路端等に集積する。

(5) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するた

め必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(6) 道路管理者等の命令措置

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

4 緊急通行車両の確認等（災害対策基本法施行令第33条）

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であると確認したときは、当該車両の使用者的に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務については、知事に対しては防災危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

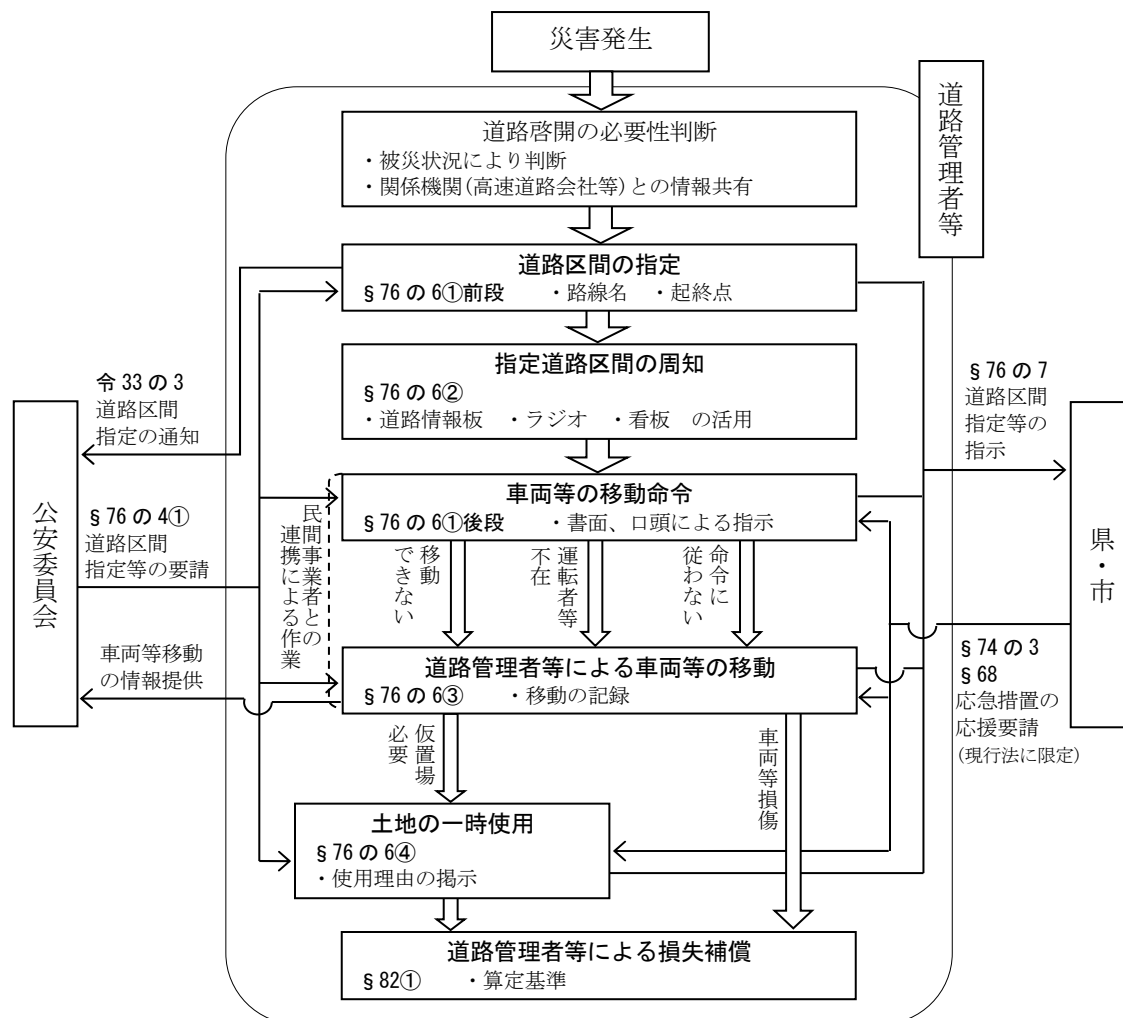
イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、「緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認手続等運用要領の制定について」（平成8年3月8日、例規交規第9号、平成29年7月26日施行）による。

5 災害時における車両の移動等

災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合、道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。

災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



第 2 節 海上交通の確保対策

海上交通の確保については、県又は今治海上保安部等関係機関に要請して行う。

また、油の流出による火災の鎮圧、水路の確保等海上交通の確保のため必要な措置の実施について、必要と認めるときは、県を通じて海上自衛隊等に対し、応援を要請する。

市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急処理等、輸送確保のための応急措置を講ずるほか、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努める。

※資料

資料10-2 緊急輸送道路等一覧表

資料10-3 緊急輸送道路等位置図

資料10-4 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

資料10-5 緊急通行車両事前届出済車両一覧

資料10-6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

資料19-5・5 災害時における海上輸送の協力に関する協定書（今治越智地区漁業協同組合協議会）

資料19-5・8 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（西瀬戸ハイウェイサービスグループ）

第 10 章 災害拡大防止活動

《基本的な考え方》

災害時には、市民の生命を守ることを最優先の目的として、市及び消防機関は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、その全機能をあげて、迅速、的確な消防活動、水防活動、人命救助活動、医療救護活動等の応急対策に取り組む。

《対策の体系》

第 10 章 災害拡大防止活動	
第 1 節	消防活動
第 2 節	水防活動
第 3 節	地下空間浸水災害対策
第 4 節	土砂災害応急対策
第 5 節	人命救助活動
第 6 節	医療救護活動

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・水防本部（災害警戒本部）の設置、解散に関すること。 ・気象予報警報、雨量情報、水位情報、地震・津波情報等の収集・伝達に関すること。 ・国、県への報告、連絡・調整に関すること。 ・県及び他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請に関すること。
支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）	・気象予報警報、雨量情報、水位情報、地震・津波情報等の収集・伝達に関すること。 ・被害状況の収集に関すること。 ・消防署、消防団との連絡に関すること。
情報班（情報整理担当）	・情報の整理・分析に関すること。
応急対策班	・土木施設等の警戒・巡視に関すること。
医療救護班	・医療、助産及び救護に関すること。 ・医療救護班（市医師会）の出動要請及び救護所の開設に関すること。 ・医療用資機材及び薬品等の調達に関すること。 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・救護所等の慢性疾患患者等への対応に関すること。 ・避難者等の健康管理、疾病予防に関すること。

実施担当	実施内容
消防班	・ 消火・救助・救急活動及び水防活動に関すること。 ・ 災害広報及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒・巡視に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害情報の収集、連絡に関すること。
消防団(各方面隊)	・ 消火・救助・救急活動及び水防活動に関すること。 ・ 災害広報及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒・巡視に関すること。 ・ 災害情報の収集、連絡に関すること。

第 1 節 消防活動

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防班及び消防団（各方面隊）の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる

限り自主的、又は市民による応急処置を行うものとする。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防班及び消防団（各方面隊）を指揮し、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次により効果的な活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(ウ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(エ) 要救助者の状況

(オ) 医療機関の被災状況

(カ) 自主防災組織の活動状況

イ 消防活動の留意事項

火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、市民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路、防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 市民、自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を、次により行い、安全な場所へ搬送する。

(ア) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況、医療機関の被災状況等の情報を速く正確に掌握し、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いな

がら救急救助活動を行う。

- (イ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) に定める防火管理者 (平成 19 年法律第 93 号に定める防災管理者) による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団（各方面隊）の活動

消防団（各方面隊）は、災害時、原則として消防長の指揮下にはいり、各消防隊と協力して次の消防活動等を行うものとする。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の市民等に対し出火防止を呼びかけるとともに情報を迅速かつ正確に収集し、出火した場合は、市民と協力して初期消火にあたる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難指示、緊急安全確保が出された場合に、これを市民に伝達し、関係機関と連絡を取りながら市民を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

消防機関による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の 消火班 を指揮し、応急対策にあたる。

カ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防長は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 応援要請

本部長が、消防活動にあたり広域的な応援を必要と認める場合、消防長は、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町等に応援要請を行う。

県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

4 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認並びに危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

エ 臨海部にて発生した時には、118 番通報又は海上保安部へ連絡する。

5 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭、事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊等への協力

消防隊、消防団（各方面隊）が到着した場合は、消防隊等の長の指揮に従う。

6 市民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂の汲み置きの水等で消火活動を行う。

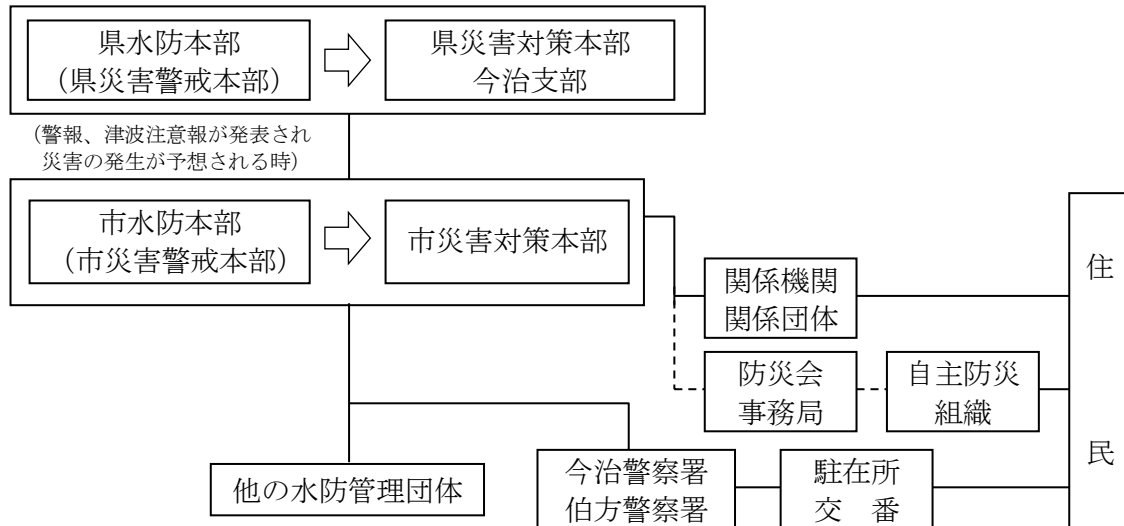
第2節 水防活動

1 水防組織

(1) 水防の機構と組織

ア 水防の機構

水防の機構は、次のとおりとし、関係機関及び団体等は、緊密な連絡のもとに援助応援等相互に協力するものとする。



イ 水防本部（災害警戒本部）の組織

水防本部（災害警戒本部）の組織及び所掌事務は、「第2章 応急活動体制」を準用する。

ウ 水防の要員配備

水防本部（災害警戒本部）の要員配備は、予想される災害規模に即応した人員配備を行うものとし、「資料2-4 災害警戒（対策）本部・水防本部要員配備体制」のとおりとす。

(2) 水防本部（災害警戒本部）の運営

ア 水防本部（災害警戒本部）の設置

① 水防本部（災害警戒本部）の設置

大雨、洪水、暴風、高潮その他の警報が発表され、災害の発生が予想される時から、これらの危険が回避されるまでの間、水防本部（災害警戒本部）を設置する。

災害対応については、災害警戒本部と災害対策本部の2段階体制をとることとなっており、水防本部は災害警戒本部を兼ねるものとする。

災害対策本部が設置されたときは、水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。

水防本部（災害警戒本部）を設置した場合は、直ちに県水防本部（県災害警戒本部）に通知するものとする。

② 水防本部（災害警戒本部）の設営

水防本部（災害警戒本部）の設営は、「資料2-6 災害対策本部室配置図」のとおりとす。なお、水防本部（災害警戒本部）の配置については本部長の指示による。

③ 場内掲示

場内掲示担当者は、次の図表を場内に掲示する。

- ・被害状況一覧表
- ・台風進路地図
- ・河川水位状況

- ・津波予想高さ・予想到達時間等に関する図表
- ・車両運行表

イ 水防本部（災害警戒本部）の情報処理系統

水害情報を受信した場合の情報処理は、資料編「資料 2－7 水防本部情報処理系統図」のとおりとする。

① 情報受付（処理）票作成

情報を受信した情報班（情報収集担当）は、情報受付（処理）票に受付日時、発信者、受信内容及び付近見取図を記入し、情報班（情報整理担当）に回付し、災害情報受付一覧表に順次記入する。併せて災害情報管理システムへの入力を行う。

② 情報受付（処理）票の回付を受けた情報班（情報整理担当）は、内容に応じ関係する各班へ情報受付（処理）票を回付する。

③ 情報の検討

情報受付（処理）票の回付を受けた班の班長（副班長）は、処理内容を検討したうえで、所属班員へ対応を指示する。

④ 情報受付（処理）票の整理保管

水防作業等を終了した班員は、班長（副班長）に結果を報告するものとする。

報告を受けた班長（副班長）は、情報受付（処理）票に被害状況及び処理状況を記入し、情報班（情報整理担当）に回付する。併せて災害情報システムへの入力を行う。

完結した情報受付（処理）票は、情報班（情報整理担当）が随時整理し、副市長の供覧とする。

⑤ 被害情報の集計及び報告

本部総括班（本部総括担当）は、完結した情報受付（処理）票に基づき災害情報集計表、災害発生報告及び中間報告・最終報告（共用）を作成し、県水防本部（県災害警戒本部）へ報告する。

なお、住家被害、人的被害等があった場合は災害状況調査個票（住家・人的被害）により直ちに本部長に報告する。

ウ 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険が回避されたとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防解除を命じ、市民に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、県水防本部（県災害警戒本部）にその旨を報告する。

2 雨量・水位等の観測及び収集

(1) 雨量及び水位の測定

ア 雨量の測定

水防管理者は、雨量観測所の通報を受けるほか、必要に応じて雨量の測定を実施する。

イ 水位の測定

水防管理者は、県水防計画に基づき次の観測所の通報を受けるほか、必要に応じて観測員による水位の測定を実施する。

観測所 区分	河川	観測所	位置	水防警報		水位到達情報		種別
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	
特定水位 観測所	蒼社川	片山	片山	2.10m	2.40m	2.60m	2.85m	テレメー ター
特定水位 観測所	蒼社川	高野	高野	3.50m	4.00m	－	－	テレメー ター

ウ 潮位の観測

市内の潮位観測所は、次のとおりである。

検潮所名	管理者名	位置	種類
今治港	今治市	今治市片原町	自記、テレメーター
波止浜港	県	今治市波止浜	テレメーター

(2) 雨量情報等の受信

川の防災情報（国土交通省）、防災気象情報（県、松山地方気象台）を受信し、水防活動の効率化、被害の軽減、避難等に役立てるものとする。

ア 受信内容

- ① 広域及び今治市の降雨情報図（雨量及び雨域）
- ② 雨域の移動図
- ③ 累加雨量図
- ④ 降雨に関する警報、その他河川情報

イ 情報の分析、検討

受信した水位情報、雨量情報等を分析、検討し、災害種別や規模を想定して、対策に役立てる。

(3) 水位等の情報収集

ア 水位等の観測データの公表

テレメーターにより収集された県内（国土交通省、気象庁、県等）の雨量・河川水位・ダム諸量等は、下記のホームページで閲覧が可能である。

「愛媛県 河川・砂防情報システム」

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

イ 危機管理型水位計による河川情報提供

川の水位が上昇した時に水位情報を提供する危機管理型水位計は下記のホームページで閲覧が可能である。

「川の水位情報」

<https://k.river.go.jp>

ウ 河川監視カメラ及び簡易型カメラによる河川情報提供

県水防警報河川における河川状況（静止画像）は、下記のホームページで閲覧が可能である。

「愛媛県 河川・砂防情報システム（河川カメラ情報）」

<http://www.pref.ehime.jp/kasen/Default.htm>

エ 河川情報アラームメールによる情報配信

① アラームメール

愛媛県河川情報アラームメール（えひめ河川（かわ）メール）は、あらかじめ利用登録されたユーザに対し、県が取り扱う県内の雨量・河川水位や県管理ダムの放流情報を配信するサービスである。

利用にあたっては、携帯電話やパソコン等から下記にアクセスし登録が可能である。

「愛媛県河川情報アラームメールサービス」

<http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp>

② 配信情報

- ・雨量：雨量観測データ（137 か所）、降雨量解析値（レーダー）
- ・河川水位：水位観測所データ（25 河川、33 か所）
- ・ダム：ダム放流量等

③ 配信基準（基準値は選択可能）

- ・雨量：10 分雨量基準値超過時、時間雨量基準値超過時、累加雨量基準値超過時
- ・河川水位：水防団待機水位超過時、氾濫注意水位超過時、避難判断水位超過時、氾濫危険水位超過時（下回った場合の配信設定可能）
- ・ダム：ダム放流時（県管理ダム）

(4) 潮位

潮位表を活用し、水防活動に役立てるものとする。

3 水防活動

(1) 出動準備

水防管理者は、次に示す基準により水防本部（災害警戒本部）要員及び消防機関に出動準備をさせる。

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

イ 豪雨、地震等により決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ 気象予報、水防警報等により、洪水、内水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次に示す基準により水防本部（災害警戒本部）要員及び消防機関に出動命令を発し、水防活動を適切に行うものとする。

- ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。
- イ 潮位が異常を示し、高潮のおそれが生じたとき。
- ウ 台風が本市又はその近くを通過するおそれがあるとき。
- エ その他気象予報、水防警報等により出動を要すると認めたとき。

(3) 水防活動

ア 予報及び警報に対する措置

水防管理団体は、今治土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、本計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに今治土木事務所に通知するものとする。

- ① 水防団（消防団）が水防のために出動したとき。
- ② 堤防等に異常を発見したとき。
- ③ 水防作業を開始したとき。
- ④ 応援を求める場合。
- ⑤ 立退避難を指示したとき。
- ⑥ 水防本部（災害警戒本部）を設置したとき。

イ 非常警戒

① 洪水

水防本部（災害警戒本部）要員及び消防機関は、水防体制が発令されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心として、堤防の表側と上面と裏側の3班に分かれて巡視し、又は、水防団待機水位（通報水位）に達したときは、堤防延長 500～1,000mに監視員を1人、連絡員2人の基準で監視にあたり、特に次のことに注意し、異常を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに情報班（情報収集担当）に報告する。

- (ア) 居住側斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (イ) 川側斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防の越水（水が溢れる。）状況
- (オ) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (カ) 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異常

本部総括班（本部総括担当）は、情報班（情報整理担当）の報告を受け、直ちに今治土木事務所に報告する。

② 高潮

水防本部（災害警戒本部）要員及び消防機関は、水防体制が発令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、情報収集班に報告する。

- (ア) 堤防の越水（水が溢れる。）状況
- (イ) 堤防の上面の亀裂又は沈下
- (ウ) 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異状
- (キ) 高潮時における超波状況の異常

本部総括班（本部総括担当）は、情報班（情報整理担当）の報告を受け、直ちに今治土木事務所に報告する。

ウ 水防工法

出動した水防本部（災害警戒本部）要員及び消防機関は、水防本部（災害警戒本部）と緊密な連絡をとり、現場指揮者の指揮のもとに水防活動を開始する。

水防工法は現況に適した工法を用いる。

エ 水門等の操作

① 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

- (ア) 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通報を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡する。
- (イ) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し必要な措置を行うとともに、水門等及び付近に異常を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに水門等の管理者に報告する。

② 河口部、海岸部の水門等の操作及び通報（津波、高潮）

- (ア) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通報を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡する。
- (イ) 水門等の操作責任者は、高潮等の通知を受けた後は、水位の変動を監視し必要な措置を行うとともに、水門等及び付近に異常を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに水門等の管理者に報告する。
- (ウ) 水門等の操作責任者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には、安全確保のため直接操作しないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき的確な操作を行うものとする。

オ 水防資器材の補充

本部長が、備蓄資器材で不足すると認める場合は、総括部長は、今治土木事務所に對し、県備蓄資器材の応急支援を要請する。

カ 水防作業の安全確保

水防作業時においては、「防災対応や避難誘導に係る行動ルール」に基づき安全性が高い場所までの避難完了に要する時間、津波到達予想時間を考慮して、水防活動従事者が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

(4) 警戒区域の設定

水防法第 21 条により、水防活動上緊急を要する場合において消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

また、消防機関に属するものがないとき、又はこれらの要求があったときは警察官が行うことができる。

警戒区域を設定しようとするときは、ロープ張り、その他の方法により、その区域を表示するものとする。

(5) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、法第 25 条により直ちにその旨を今治土木事務所長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者等の関係者に通報しなければならない。

(6) 水防活動従事者の安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。なお、避難誘導や水防作業の際には、最新の気象情報の入手や海面監視等の任務を担う人員を配置するなどし、水防活動従事者自身の安全を確保するための措置を講じなければならない。

水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

4 水防信号、水防標識等

(1) 水防信号

ア 水防信号（県水防信号規則 昭和 25 年 9 月 8 日 第 57 号）

法第 20 条第 1 項により県知事が定める水防信号は、次のとおりである。

	警鐘信号	サイレン信号	信号の意味
第1号 信号	○-休止 ○-休止 ○-休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止-	警報水位に達したことを知らせるもの
第2号 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止-	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3号 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止-	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4号 信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ -休止- ○ -休止-	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

備考 1 信号は、適宜の時間継続する。

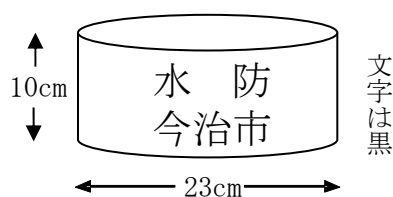
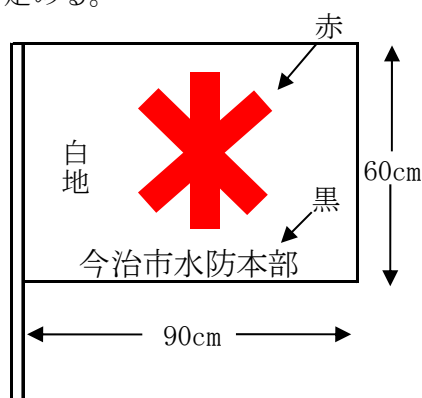
2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

(2) 水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動がとれるようにするため、次の標識を定める。



班 長 等 … 赤地
水防本部要員 … 白地
自主防災組織等 … 黄地

5 協力及び応援

(1) 河川管理者の協力

(河川管理者県知事の協力事項)

河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の手合点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援

エ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

オ 水防活動状況の写真等の記録及び広報

なお、洪水、内水、津波又は高潮により河川管理施設の被害が予想される場合は、水防管理団体とともに河川管理者がその被害を防止する措置を講ずる。

(2) 隣接市町の水防応援

水防法第 23 条第 1 項により水防管理者は、水防のため必要があるときは、隣接の水防管理者又は消防長に応援を求めることができる。

隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関し、相互協定し水防計画に定めるものとする。

ア 応援要請

応援要請にあたっては、次の事項を明確にして要請する。

- ① 災害の状況及び応援を要請する事由
- ② 応援を希望する期間
- ③ 応援を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

イ 任務

応援のため派遣された者は、水防法第 23 条第 2 項により応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(3) 警察官の援助の要求

水防法第 22 条により水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、次の事項を示して警察官の出動を求めることができる。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 出動を希望する期間

ウ 出動を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(4) 自衛隊の災害派遣

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、県知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(5) 関係行政機関、団体の水防協力

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、関係行政機関及び関係団体の協力を求める。

6 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを申請するものとする。

ア 水防法第 23 条の規定による応援のための費用

イ 水防法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防管理者の定めた水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公 用 負 担 権 限 証 明 書		
身分	氏名	
上記の者に の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。		
年	月	日
市長		印

水防法第 28 条により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証	
目的物	種類		
負担内容	使用、収用、処分等		
年	月	日	
		市長	印
		事務取扱者	印
殿			

エ 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償しなければならない。

7 水防報告等

(1) 水防記録

ア 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

(2) 水防報告

ア 水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは、水防法第 47 条第 1 項、第 2 項に基づき必要事項をとりまとめ、水防活動実施報告書により活動実施の翌月の 5 日までに東予地方局建設部長又は今治土木事務所長に報告する。

第3節 地下空間浸水災害対策

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害対策活動は、次のとおりとする。

1 洪水情報等の伝達

本部総括班（本部総括担当）は、気象庁等から得た洪水に関する情報等を、地下空間の管理者等に迅速かつ確実に伝達する。地下空間の管理者等は、気象情報、洪水情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

2 避難活動

本部長の決定に基づき、総括部長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難指示等を行うとともに、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）、消防班、消防団（各方面隊）は、適切な避難誘導を実施する。避難指示、避難誘導等の避難活動に関する詳細は、第6章に示す。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

3 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防署へ通報する。

4 応急対策活動

市は、県及び関係機関と連携のもと、収集連絡された情報に基づく判断により応急対策の実施体制を確立するとともに、各章に定めた計画に基づき、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急、医療活動等を実施する。

第4節 土砂災害応急対策

市及び関係機関は、急傾斜地崩壊、土石流等の土砂災害に際して、情報の収集伝達、雨量の測定、避難指示等、警戒避難対策等の応急措置を的確に実施する。

1 警戒体制の確立

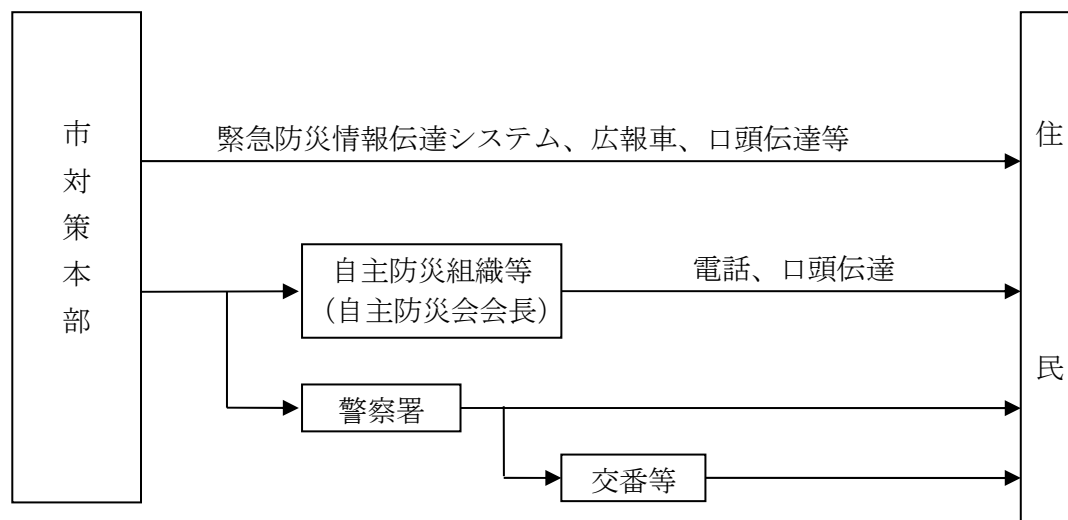
異常な気象等により、災害危険箇所等で災害の発生するおそれのある場合は、必要に応じて警戒体制をとる。

- (1) 危険箇所に対する警戒及び巡視
- (2) 気象情報、予警報等の収集、伝達
- (3) 必要により市民に対する災害情報等の広報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (4) 消防団（各方面隊）、自主防災組織等に対する出動要請
- (5) その他、本部長が必要と認める事項

2 情報の収集及び伝達

(1) 災害危険箇所に関する情報の収集、伝達

災害危険箇所に関する情報の収集、伝達総括図



(2) 情報伝達の内容

- ア 気象予警報等の情報
- イ 降雨量の状況
- ウ 前兆現象の監視、観測状況の報告
- エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- オ その他応急対策に必要な情報

3 前兆現象等の把握

(1) 前兆現象の把握

災害危険箇所を所管する関係各部は、大雨注意報、警報等が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握を行う。

- ア 危険箇所及びその周辺の降雨量
- イ 斜面の地表水、湧水（濁り、枯渇等）、亀裂状況
- ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- エ 斜面の局部的崩壊
- オ 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- カ 人家等建物の損壊状況
- キ 居住者及び滞留者数
- ク その他必要な情報

(2) 雨量の観測

雨量の観測及び収集は、消防機関が行う。さらに、雨量に関するアメダス等のデータを活用する。

(3) 警戒体制の確立

ア 第1次警戒体制の場合

- (ア) 防災パトロール、住民に対する広報を実施する。
- (イ) 地元消防団、自主防災組織等の活動を要請する。
- (ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2次警戒体制の場合

- (ア) 住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- (イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく警告、事前措置、避難の指示を行う。

4 避難対策

(1) 避難指示等

本部長は、大雨、豪雨、その他異常な自然現象により、急傾斜地等の崩壊による危険が増大したときは、それぞれ危険箇所ごとに居住者、滞在者等に対し、避難指示、緊急安全確保を発令する。

避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は、警察署、消防団（各方面隊）、自治会等の協力を得て、広報車、警鐘、サイレン、口頭伝達等により、危険箇所の住民に対し避難について周知徹底を図り、避難者の誘導にあたり、必要事項について県、警察署等に報告する。

(2) 指定避難所の設置

本部長の決定に基づき、総括部長は、危険区域ごとに安全な指定避難所を選定し、危険区域の住民に周知するとともに、指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県、警察署等に報告する。

ア 災害危険箇所名

イ 指定避難所開設の日時及び場所

ウ 受入状況と受入人員

エ 開設期間の見込み

5 災害救助活動

市対策本部は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救助隊を編成し、消防機関の応援を得て救助活動にあたる。

なお、市独自の救出作業が困難な場合は、県、他市町村、警察署等関係機関に応援を要請する。

6 災害時の報告

土砂災害が発生した場合、所定の様式により、被害状況を県に報告する。

7 災害応急対策活動

関係各部は、それぞれ所管する危険箇所等で土砂災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策実施計画を立て、応急対策活動を行う。

なお、応急対策実施計画の内容は、次のとおりである。

- (1) 倒壊家屋の除去
- (2) 流出土砂、岩石等の除去
- (3) 救助資機材の調達
- (4) 関係機関の応援体制
- (5) 災害の拡大防止工事

第5節 人命救助活動

1 人命救助活動の基本方針

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として市をはじめとして県、警察、自衛隊等が総力を挙げて行う。また、自主防災組織、事業所等についても、地域における救助活動を積極的に行う。

救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するとともに、必要に応じ、民間の協力等により、資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

市は、市域内における関係機関による救助活動について総合調整を行う。

また、救助・救急活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 救助活動

- (1) 消防班、消防団（各方面隊）は、負傷者等を救出する。また、本部長が、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難と認める場合、総括部長は、次の事項を示して県又は自衛隊等へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

- (2) 本部長は、救助活動にあたり広域的な応援を必要とする場合には、総括部長が、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町等に応援要請を行う。また、消防組織法に基づいて県を通じて緊急消防援助隊を要請する。

- (3) 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

- (4) 消防機関は、市民の協力を確保するとともに、市医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

3 自主防災組織の活動

- (1) 救出・救護活動の実施

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を

使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

本部長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり

(ウ) 海岸地域……………津波

イ 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携行する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であることから、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

4 事業所等の活動

事業所等の自衛消防組織等は、組織内の被害状況を迅速に把握し、負傷者等の早期発見を行い、救出活動用資機材を活用し組織的救出活動に努める。

また、事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し、地域における救出活動を行う。自主救出活動が困難な場合は、消防署、警察署、海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。

救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

第6節 医療救護活動

1 医療救護班（市医師会）の編成

今治市医師会は「資料 1 1 - 1 今治市医師会災害医療救護対策要綱」に基づき、医師会館に「今治市医師会災害医療救護対策本部」を設置し、今治市医師会に関係する全ての医療関係者による災害医療救護活動を行う。

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、本部長の決定に基づき、医療救護部長は、「資料 1 9 - 6・2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）」に基づき、今治市医師会に対して医師等による医療救護班（市医師会）の編成及び出動を要請する。

また、今治市医師会は自ら必要と認めたときは、本部長の要請を待たずに、医療救護班（市医師会）の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、今治市医師会は、直ちに本部長に通報する。

2 県医師会救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請

本部長が、医療救護活動に従事する医師等が不足しているとき、医療救護部長は、保健所や災害医療コーディネータを通じて、次の事項を示して県医師会救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を県に要請する。

- ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等の各人員）
- イ 必要な救護班数、災害派遣医療チーム（DMAT）数
- ウ 医療救護活動を必要とする期間
- エ 県医師会救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣場所
- オ その他必要事項

また、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、県に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

さらに、被災地域に重大な健康危機が発生し市が指揮調整機能不全に陥る等必要と認められる場合は、県に対し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。

3 救護所の設置

救護所は、指定避難所（市所有施設等）のうちから災害の規模・状況により最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定し、設置する。また、必要と認めるときは、今治市医師会の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置するものとする。

4 医療救護及び助産活動

(1) 救護所における活動

救護班は、市の指揮のもとで医療活動を実施し、次の活動を重点的に行う。なお、災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

- ア 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）※注
- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

※注）傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を傷病者に装着する。

(2) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害

発生の日から14日以内とする。また、助産活動を実施する期間については、分べんの日から7日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

なお、実施期間については内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで延長することができる。

(3) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした人とする。

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

5 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て消防班が実施する。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。

また、救護所等から後方医療機関への搬送については、救護班及び消防班が、県その他関係機関の協力を得て行う。

(2) 搬送の方法

病院へ収容する必要がある傷病者（重傷病者）の後方医療機関への搬送は、次のとおり行う。

ア 各救護所から消防班に搬送を要請する。

イ 市保有車両により搬送する。

ウ 状況により、警察署、自衛隊等に協力を要請する。

エ 孤立地区からの搬送や遠隔地へ傷病者を搬送する必要があるとき、又は道路の損壊等のため救急車による搬送が困難なときは、ヘリコプター（ドクターヘリ）、船舶等による搬送・調整を県に要請する。

6 後方医療機関の活動

医療救護班は、今治市医師会及び消防班と協力して、市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する後方医療機関を確保するとともに、受入体制の確立を要請する。

(1) 被災地域内の医療機関

ア 病院建築物、医療設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確

認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市に支援を要請する。

ウ 市からの派遣要請を受けた場合、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。

エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。

オ 広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

カ 状況に応じ、県知事との協定に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班を派遣するよう努める。

(2) 救護病院等（県選定）

救護所へ救護班を派遣し、必要に応じて保健医療活動チームの受入れ等を行う。救護班（救護所）の医療で対処できない重症者及び中等症者は救護病院等に収容し、次の活動を行う。

ア 重症者及び中等症者の収容と処置

イ 助産

ウ 死体の検案

エ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配

カ その他必要な活動

なお、救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い実施する。

(3) 災害拠点病院（県立今治病院）

ア 被災地等に救護班や災害派遣医療チーム等（DMAT、DPAT、その他の災害対策に係る医療活動を行うチームをいう。以下、同様。）を派遣するとともに、他県等から派遣された救護班や災害派遣医療チーム等の活動拠点として、受入れ・派遣調整等を行う。

イ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受け入れ、救護病院等と同様な活動を行う。

ウ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。

エ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動する。

7 医薬品、医療用資機材の確保

(1) 医薬品、医療用資機材の調達

救護活動を実施するために必要な医薬品及び医療資機材は、各医療機関で備蓄のもの

を使用するものとし、なお不足するときは、市の指定業者から調達するほか、必要に応じて医療救護部長が県に要請をして補給するものとする。

(2) 輸血用血液の調達・あっせん

医療救護部長は、救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんに要請する。

また、輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼びかける。

(3) 医薬品等の備蓄

被災者の応急処置に必要な災害用救急用品（救急セット）の備蓄を順次図っていく。

8 重要給水施設への応急給水の確保

災害時の給水が特に必要となる透析医療機関や入院患者を受入れる医療機関等の重要給水施設においては、安定した水の確保を図るために、応急給水体制の構築及び充実を図るものとする。

9 自主防災組織及び市民の活動

(1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織等であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。

(2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

10 慢性疾患患者等の措置

人工透析、難病等の継続的な投薬や医療措置が必要な患者は、医療の継続状況を調査し、被災地では治療が困難な場合は、県を通じて受入医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

11 被災者の健康管理

(1) 巡回医療

指定避難所等に避難している市民の疾患の予防のため、今治市医師会と連携して指定避難所に救護所を設置し、健康診断、PTSD等のメンタルヘルス、歯科等を加えた巡回医療を実施する。

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導などの活動を行う。

(2) 医療情報の提供

通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報紙等で住民に提供する。

(3) 高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止

指定避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの派遣を県に要請する。

(4) 避難所等における衛生環境の維持

指定避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チ

一ム（D I C T）等の派遣を県に迅速に要請する。

※資料

- 資料 1 1 - 1 今治市医師会災害医療救護対策要綱
- 資料 1 1 - 3 救護所設置予定避難所
- 資料 1 9 - 6 ・ 1 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県、一般社団法人愛媛県医師会）
- 資料 1 9 - 6 ・ 2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）
- 資料 1 9 - 6 ・ 3 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）
- 資料 1 9 - 6 ・ 4 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）
- 資料 1 9 - 6 ・ 5 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛県看護協会）
- 資料 2 - 4 災害警戒（対策）本部・水防本部要員配備体制
- 資料 2 - 5 職員参集基準
- 資料 2 - 6 災害対策本部室配置図
- 資料 2 - 7 水防本部情報処理系統図
- 資料 5 - 3 蒼社川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図
- 資料 5 - 4 雨量、水位観測所、危機管理型水位計、河川監視カメラ一覧表
- 資料 1 4 - 5 樋門・水門一覧表
- 資料 1 4 - 6 ポンプ場一覧表
- 資料 1 4 - 7 治水施設位置図
- 資料 1 4 - 8 主な水防工法
- 資料 1 4 - 9 愛媛県建設業協会今治支部（今治地区）災害対策本部
- 資料 1 4 - 1 0 建設業者（愛媛県建設業協会今治支部）一覧表
- 資料 1 4 - 1 1 建設業者（愛媛県建設業協会外）一覧表
- 資料 1 4 - 1 2 今治造園建設業協会（今治地区）災害対策本部

※様式

- 様式 2 3 医療救護所開設状況報告
- 様式 5 ・ 水防様式 1 情報受付（処理）票
- 様式 6 ・ 水防様式 2 災害情報受付一覧表
- 様式 7 ・ 水防様式 3 災害情報集計表
- 様式 P 1 災害発生報告
- 様式 P 2 中間報告・最終報告（共用）
- 様式 9 災害状況調査個票（住家・人的被害）
- 様式 1 1 道路通行止の場合の確認事項
- 様式 3 0 水防活動実施報告書

第 1 1 章 生活救援活動

《基本的な考え方》

災害において、混乱状態を解消し、被災者の生活の安定、社会経済早期回復への支援のため食料や生活必需品、生活用水、応急住宅等の確保等を積極的に行う。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

《対策の体系》

第 11 章 生活救援活動	
第 1 節	食料の供給
第 2 節	生活必需品等の供給
第 3 節	飲料水の供給
第 4 節	応急仮設住宅の確保等

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当・動員担当）	・ 県知事及び他市町長に対する応援要請に関する事。 ・ 災害応急対策活動従事者への食料、物資等の供給に関する事。
情報班（情報整理担当）	・ 車両その他輸送手段の確保、配車計画に関する事。
物資供給班	・ 食料品の調達に関する事。 ・ 配給、生活必需品、その他救援物資の受入れ、配分に関する事。
応急対策班	・ 応急仮設住宅の建設に関する事。 ・ 住宅の応急修理に関する事。 ・ 応急仮設住宅の入居及び運営管理に関する事。 ・ 市営住宅の確保及び民間賃貸住宅の借上げ等に関する事。 ・ 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・ 緊急機材、用品の調達及び貸借に関する事。 ・ 飲料水確保及び応急給水に関する事。 ・ 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・ 上水道の衛生維持に関する事。 ・ 応急給水拠点の設置に関する広報に関する事。
避難所班	・ 指定一般避難所における援護物資の必要数の把握及び配給に関する事。

第 1 節 食料の供給

物資供給班は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、市において対処できない場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。

その際には、必要な食料、飲料水等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の確保に努める。

また、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。

1 食料の供給実施の決定者

本部長は、災害により、指定避難所に避難し、又は食料の確保や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食料の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から 7 日以内となるが、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

2 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所に避難した者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- (4) 災害応急対策活動従事者

3 食料供給の内容

災害発生当日は、家庭内備蓄による食料で対応するものとする。ただし、やむを得ない状況にある場合、市が備蓄する保存食（アルファ化米、カンパン等）を供給する（発災から 24 時間以内においては 1 食以上）。2 日目以降（24 時間経過後）は、パン、ジュース、牛乳等を複数回（極力 3 食）供給する。

また、乳児に対しては、粉ミルク（調整粉乳）を供給するなど、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方、食物アレルギーのある方のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等にも配慮することとする。

4 需要（被害状況）の把握

応急食料の必要数の把握は、関係各班がそれぞれ集計し、物資供給班がまとめる。

物資供給班は、把握した食料の必要数（食数）をもとに、調達、輸送を指示する。

- (1) 指定一般避難所については、指定一般避難所責任者がそれぞれの指定一般避難所において集計したものを、避難所班が報告する。
- (2) 車中泊を含む指定一般避難所以外の避難者については、最寄りの指定一般避難所に届け出て、指定一般避難所責任者が上記(1)と合わせて報告する。
- (3) 災害応急対策活動従事者については、関係各班の協力を得て本部総括班（動員担当）が報告する。

5 食料の確保

- (1) 市における食料確保

物資供給班が、次のとおり行う。

ア アルファ化米、カンパン等については、市の備蓄品を使用する。

イ パン、ジュース、牛乳等については、市契約業者、災害時応援協定先から調達する。

- (2) 県からの米穀調達（政府所有米穀の調達）

災害救助法が適用された場合において、米穀が不足する場合は、県に対し政府米穀の供給を要請する。その際県は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に連絡及び要請書を提出する。市が直接、農産局長に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

- (3) 県への要請

本部長が、市において必要とする緊急物資を確保することができないと認めるときは、総括部長は、次の事項を示して、県に調達、又はあつせんを要請する。

ア 調達又はあつせんを必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ その他参考となる事項

6 供給活動の実施

- (1) 食料の輸送

物資供給班は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料を直接指定避難所まで業者に配送するように手配する。状況によっては指定の集積場所に集め、指定避難所等への輸送が効率的に行われるよう輸送体制を確保する。

指定避難所までの輸送業務は、原則として業者が行うが、必要な場合は関係各班の協力を得て輸送する。

- (2) 食料の集積場所

食料の集積場所は、原則として、物資集積拠点とする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

物資集積拠点

施設名称	所在地	電話番号	用 途
市営スポーツパークテニスコート	今治市高橋ふれあいの丘1番地2 新都市第1地区	35-4111	救援物資受入
波方公園体育館	今治市波方町樋口乙 730	41-7111	〃
伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲 1668-30	72-2725	〃

7 炊出しの実施

(1) 実施方法

被災者、ボランティア団体等が自ら炊出しを実施する旨の申出があった場合、炊出しに必要な食材、器具及び燃料等を供給する。これらの器具、燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。

ア 必要なプロパンガスの量

イ 必要な器具及び必要な衛生用品（マスク、手指消毒用アルコールスプレー等）の種類並びに個数

(2) 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

ア 加熱していない食品は出さないこと。

イ 下痢、発熱、手指に傷のある人は、調理、配膳を行わないこと。

ウ 調理の前にはよく手を洗うこと。

エ 調理中はこまめに消毒すること。

オ 冷蔵品や冷凍品は、クーラーボックス（保冷剤入り）に保管すること。

カ 調理後、おおむね2時間以内に食べることができるよう配食すること。

8 自主防災組織及び市民等の活動

- (1) 食料の確保は、家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 市民は、必要な緊急物資、非常持出品の整備、搬出に努める。

第2節 生活必需品等の供給

物資供給班は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し、供給する。市において対処できない場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。その際には、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物

資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。併せて、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、定形物資のみ受入れし、定型物資でない義援物資は受入れを抑制する。

1 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無に係わらず、本部長は、必要と認めたときに、生活必需品等の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法が適用された場合による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内となるが、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

2 供給対象者

応急対策活動従事者を除き、第 1 節「食料の供給」を準用する。

3 応急給付の内容

生活必需品等の応急給付は、次の範囲内で行う。

- (1) 寝 具……タオルケット、毛布、布団等
- (2) 外 衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌 着……シャツ、パンツ等
- (4) 身回り品……タオル、手拭い、運動靴、傘等
- (5) 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
- (6) 食 器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
- (7) 日 用 品……石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨等
- (8) 光熱材料……ライター、携帯型ライト、灯油等
- (9) その他、扇風機、スポットクーラー、暖房器具、燃料など被災地の実状を考慮し、必要不可欠と考えられるもの。

4 需要（被害状況）の把握

応急対策活動従事者を除き、第 1 節「食料の供給」を準用する。

5 生活必需品の確保

(1) 市における確保

物資供給班が、本部長の指示に基づき、市の備蓄物資を使用するとともに、不足する場合は、調達する。

(2) 県への要請

本部長が、必要とする緊急物資を確保することができないと認めるときは、総括部長は、次の事項を示して、東予地方局今治支局を通じて、県に緊急物資の供給を要請する。

ア 調達又はあつせんを必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ その他参考となる事項

(3) 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部は、同支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市を通じ速やかに被災者に分配する。

6 供給活動の実施

(1) 配分計画等の樹立

物資供給班は、調達物資の受入れ、輸送及び配分計画を立て、被災地等への輸送及び供給を行う。

(2) 生活必需品等の集積場所

第1節「食料の供給」を準用する。

(3) 生活必需品等の供給

供給又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）もしくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

7 自主防災組織及び市民等の活動

第1節「食料の供給」を準用する。

8 燃料の確保

市庁舎、指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第3節 飲料水の供給

応急対策班は、飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水タンク、給水車等により応急給水を行う。また、応急対策部長は、応援等が必要な場合は、県、日本水道協会愛媛県支部、今治市管工事業協同組合等に応援を要請して給水を行う。

なお、自己努力により飲料水を確保する市民に対しては、衛生上の注意を広報する。

1 飲料水の供給

(1) 災害発生直後に飲料水を応急的に供給する必要がある場合は、上下水道部（公営企業）応急給水計画による。なお、不足する場合は、関係業者その他からの調達により確保する。

(2) 必要とする飲料水を確保することができないときは、次の事項を示して、東予地方局今治支局を通じて、県に備蓄飲料水の供給を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

(3) 災害発生から3日までは1人1日3ℓ、3日以降15日までは1人1日20ℓとし、災害発生から30日程度で応急復旧を完了する。

なお、災害救助法が適用された場合による「飲料水の供給」の実施期間は、災害発生日から7日以内となるが、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

2 供給用水源の確保

(1) 市水道用水源地

応急対策班は、大規模災害が発生した場合は、直ちに水源地（配水池）、ポンプ、連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により、応急給水用の水を確保する。

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽、受水槽等

その他状況により飲料水兼用耐震性貯水槽、受水槽、個人井戸等を補給用水源として使用する。この場合、機械的处理（浄水器等）、薬剤投入を施すなど安全性に留意する。

(3) 市において飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱に基づき、次の事項を示して、日本水道協会愛媛県支部に応援を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

3 需要（被害状況）の把握

応急対策班は、災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。また、必要に応じ、今治市管工事業協同組合等に応援を求めて被害調査を行う。

なお、被害状況把握の方法は次による。

(1) 被害状況把握の方法

- ア 市対策本部への被害情報
- イ 県災害対策本部への被害情報
- ウ 市民からの応急対策班への通報
- エ 応急対策班による調査

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、併せて報告する。

(2) 本部総括班（本部総括担当・広報担当）への報告事項

- ア 断水区域、世帯数、人口
- イ 復旧の見込み
- ウ 応急対策班（給水関係）編成状況
- エ 応急給水開始時期
- オ 応急給水拠点の設置場所

4 給水所の設置

(1) 設置

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、応急給水拠点に仮設水槽等を設置し、給水車等による巡回給水方式で行う。

応急給水拠点の設置は、指定避難所を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に応急給水拠点を設置する。

(2) 周知、広報

応急対策班は、応急給水拠点を設置したときは、自ら広報活動を行うとともに本部総括班（広報担当）に対して、給水に関する広報を要請する。応急給水拠点の設置場所には「給水所」の掲示を行う。

5 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する資機材は、資料編「資料 1 2 - 1 災害用備蓄物資整備状況一覧表」に示す。

なお、不足車両及び資機材等の調達は、今治市管工事業協同組合等、他の地方公共団体並びに自衛隊等の応援を求める。

6 応急給水の実施

(1) 給水基準

被災者に対する給水量は、災害発生後 3 日間程度は生命維持に必要な水量として、1 人 1 日 3ℓとし、4 日目以降は 20ℓを目標とする。

(2) 給水の方法

ア 給水基地から確保した飲料水を運搬給水用具を活用し供給する。

イ 上水道配水施設のうち、被災後使用可能な施設より仮配水管を敷設し、飲料水を供給する。

(3) 給水の順位

第 1 順位 人工透析を行う医療機関、産婦人科病院等の医療機関及び救護所

第 2 順位 指定避難所等、応急供給が必要な場所

第 3 順位 飲料水の確保が困難な地域

7 自主防災組織及び市民等の活動

(1) 災害発生後 3 日間は市民自ら貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

(2) 災害発生後 4 日目から 7 日目位までは、自主防災組織等による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

(3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

(4) 市の実施する応急給水方法に従い、自らが必要な飲料水の運搬・配分を行う。

第 4 節 応急仮設住宅の確保等

応急対策班は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

実施にあたっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、建設にあたっては「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」に従い、速やかに県と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

1 応急的な住宅の確保

(1) 公営住宅

ア 入居可能な公営住宅の確保

応急対策班は、速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

イ 公営住宅への入居

応急対策班は、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集・借上げ等

応急対策班は、入居可能な民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

また、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 建設実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設実施の決定は、県知事が行う。

本部長は、相当の被害があると判断され、県知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として決定を行う。

(2) 建設地の選定

応急対策部長は、関係各部長の協力を得て、あらかじめ定めた建設候補地の中から、災害状況に応じて応急仮設住宅の建設地を選定する。また、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(3) 建設の程度、方法及び期間

ア 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、本部長が決定する。

イ 建設の基準

(ア) 規模

応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

1戸あたり 29.7 ㎡（9坪）を標準とするが、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪タイプ）の仕様が設定されていることも考慮する。

なお、配置概要計画図を未作成の場合は、暫定的に1戸あたりの用地面積を 100 ㎡として、建設可能戸数を算定する。

(イ) 費用

1戸あたり建設費の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

(ウ) 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内におおむね 50 戸以上建設する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(エ) 福祉仮設住宅

日常生活上特別な配慮を要する要配慮者のために、必要に応じ、福祉仮設住宅を設置する。

(オ) 民間賃貸住宅の借上げ

民間賃貸住宅の借げにより、応急仮設住宅を設置することができる。

ウ 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から原則 2 年以内とする。

エ 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、応急対策班の監督のもと、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、建築業者に協力を要請して行う。

建築業者が不足し又は建築資機材が調達できない場合は、次の事項を示して県にあつせん又は調達を要請する。

(ア) 被害戸数（全焼・全壊・流出）

(イ) 設置を必要とする住宅の戸数

(ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量

(エ) 派遣を必要とする建築業者数

(オ) 連絡責任者

(カ) その他参考となる事項

3 入居者の選定

(1) 入居資格基準

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(2) 入居者の選定

応急対策班は、避難生活世帯に対する入居意向調査等を実施するとともに、入居資格基準に基づき、関係各部職員の意見を聞いて、入居者を選定する。ただし、福祉仮設住宅については、福祉対策班が入居者を選定する。

(3) 応急仮設住宅の入居

応急対策班は、住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退出手続き・維持管理を行う。また、応急仮設住宅ごとに入居者名簿を作成する。さらに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各班と調整を行う。

4 応急仮設住宅の管理運営

ア 応急対策班は、入居者調査、巡回相談等を実施し、応急仮設住宅での生活に問題が発生しないように努める。

イ 応急対策班及び福祉対策班は、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できる

よう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努める。

ウ 応急対策班は、消防用水や消火器の設置、入居者への啓発等の防火対策に努める。

5 被災住宅の応急修理

(1) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとする。

ア 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にあるもの

イ 自らの資力では、住家の修理ができないもの

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの

(2) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な範囲において、実施（給付）する。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

(3) 修理の実施

ア 実施戸数

応急修理を実施する戸数は、災害の状況、規模により県知事が決定する。ただし、事務の委任を受けている場合等は、本部長が決定する。

イ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

ウ 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から **3** か月以内に完了する。なお、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

エ 修理の実施

応急対策部長は、修理対象住宅の選定の後、直ちに住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県もしくは一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部に要請し、設計、監督等の総括事務にあたる。

建築業者が不足し又は建築資機材が調達できない場合は、次の事項を示して県にあつせん又は調達を要請する。

(ア) 被害戸数（半焼、半壊）

(イ) 修理を必要とする住宅の戸数

(ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量

(エ) 派遣を必要とする建築業者数

(オ) 連絡責任者

(カ) その他参考となる事項

住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請する。

(4) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分について応急修理を行う。

6 市営住宅の応急修理

応急対策班は、既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況を早急に調査する。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

7 建築相談窓口の設置

応急対策班は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

8 ふるさと回帰型の木造仮設住宅の建設

応急対策班は、小規模な農村・漁村集落については、必要に応じて、集落内の空き地等に「ふるさと回帰型の木造仮設住宅」（供与期間終了後は、市所有住宅として管理し被災者に貸与、その後、被災者が希望する場合には、適正な対価で譲渡するもの。）の建設を検討する。

※資料

- 資料 1 2 - 1 災害用備蓄物資整備状況一覧表
- 資料 1 2 - 2 備蓄場所一覧表
- 資料 1 3 - 1 上下水道部（公営企業）可搬式給水タンク在庫一覧表
- 資料 8 - 5 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
- 資料 1 2 - 3 炊出し施設一覧表
- 資料 1 4 - 3 飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表
- 資料 1 6 - 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表
- 資料 1 9 - 4・4 災害時等における物資の供給に関する協定書（株式会社越智工業所）
- 資料 1 9 - 4・6 災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書（イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社）
- 資料 1 9 - 4・8 災害時等における支援に関する協定書（キスケ株式会社）
- 資料 1 9 - 4・1 0 災害時における被災地支援に関する協定書（公益社団法人今治青年会議所、社会福祉法人今治市社会福祉協議会）
- 資料 1 9 - 4・1 1 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書（愛媛県理容生活衛生同業組合今治支部）

- 資料 1 9 - 4 ・ 1 2 今治市とアニコム ホールディングス株式会社との包括連携協定書
(アニコムホールディング株式会社)
- 資料 1 9 - 4 ・ 1 3 災害等緊急時における支援協力に関する協定書 (特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン)
- 資料 1 9 - 4 ・ 1 5 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (三菱自動車工業株式会社、西日本三菱自動車販売株式会社)
- 資料 1 9 - 7 ・ 1 防災活動への協力に関する協定書 (マックスバリュ西日本株式会社)
- 資料 1 9 - 7 ・ 2 災害時における救援物資提供に関する協定書 (四国コカ・コーラボトリング株式会社)
- 資料 1 9 - 7 ・ 3 災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)
- 資料 1 9 - 7 ・ 4 災害時における応急生活物資 (LPガス等) の供給に関する協定書 (一般社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部)
- 資料 1 9 - 7 ・ 5 災害時等における物資供給協力に関する協定書 (生活協同組合コープえひめ)
- 資料 1 9 - 7 ・ 6 災害時等における支援協力に関する協定書 (株式会社ハローズ)
- 資料 1 9 - 7 ・ 7 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書 (ダイキ株式会社)
- 資料 1 9 - 8 ・ 1 大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書 (今治市管工事業協同組合)
- 資料 1 9 - 8 ・ 1 3 災害時における応急措置等の協力応援に関する協定書 (第一環境株式会社)
- 資料 1 9 - 8 ・ 2 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書 (越智諸島管工事協同組合)
- 資料 1 9 - 8 ・ 6 災害時における水道の応急活動に関する協定書 (今治しまなみ管工事協同組合)

※様式

- 様式 1 7 物品の受払簿 (物資集配拠点用)
- 様式 B 1 物資要請／発注票
- 様式 B 2 物資輸送依頼票
- 様式 B 3 物資出荷連絡票
- 様式 B 4 物資要請管理表
- 様式 B 5 物資保管状況管理表
- 様式 B 6 物資ラベル
- 様式 B 7 品目分類表

第 12 章 環境、保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害に起因するし尿、ごみ、障害物など生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置など、関係機関の協力を得て環境、保健衛生に関する応急活動を実施する。

また、洪水や土砂災害による家屋の倒壊・流出等による行方不明者の搜索を迅速に実施するとともに、死亡者の死体を適切に処置する。

《対策の体系》

第 12 章 環境、保健衛生対策	
第 1 節	し尿の処理
第 2 節	ごみの処理
第 3 節	障害物の除去
第 4 節	災害廃棄物の処理
第 5 節	防疫・保健活動
第 6 節	行方不明者の搜索及び死体の措置
第 7 節	災害時における動物の管理

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
医療救護班	・保健活動に関すること。 ・防疫活動に関すること。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関すること。
市民環境班	・行方不明者の届出受付及び要搜索者名簿の作成に関すること。 ・死体の検案、収容に関すること。 ・し尿の収集、処理に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ・ごみの収集、処理に関すること。 ・災害廃棄物の収集、処理に関すること。 ・災害廃棄物の仮置場の選定、設置、運営及び管理に関すること。 ・遺体の埋葬、火葬に関すること。 ・へい死獣の処理に関すること。 ・犬、猫等愛がん動物の管理に関すること。
応急対策班	・獣畜、家きん、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・港湾・漁港区域における障害物の除去に関すること。 ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・し尿処理の協力に関すること。 ・障害物の除去に関すること。
消防班 消防団（各方面隊）	・行方不明者及び死体の搜索、収容に関すること。

第 1 節 し尿の処理

し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集、処理する必要がある、市民環境班は、速やかに収集、処理の体制を確立し、処理活動を行う。

浸水によりトイレが使用できなくなった場合は、次のように対応することを基本とする。

- (1) 汲取式トイレの場合は、緊急的に汲取りを実施する。
- (2) 汲取りまでに時間を要する場合、あるいはトイレが被災により使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置する。
- (3) 家屋が全・半壊していない被災者は、自宅のトイレで簡易トイレ等を活用してごみとして処理する。その場合、既存のごみ集積所へ可燃ごみとして搬出するものとする。
- (4) (3)のごみを処理するため、市が委託している一般廃棄物収集運搬業者で対応しきれないときは、市から許可を受けている業者は協力するものとする。

1 応急対策活動

- (1) 応急対策部長は下水道施設、市民環境部長はし尿処理施設の被害状況を早急に把握し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ、簡易トイレ等で処理するよう指導する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

2 仮設トイレ等の設置

(1) 災害発生直後の対応

市民環境班は、各指定避難所におけるトイレの使用状況や避難者数の概数を把握し、トイレの不足数を把握する。

災害発生直後から仮設トイレの調達が可能となるまでは、携帯トイレや簡易トイレによる対応とし、不足する指定避難所には、簡易トイレ等を備蓄保管場所から配送する。備蓄品等で不足する場合は、県又は他自治体等の応援を要請する。

(2) 仮設トイレ（貯留式）の設置

市民環境班は、浸水により多数の家屋のトイレが使用できなくなったときは、調達により貯留式仮設トイレを設置する。

設置の箇所は、下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置にあたっては、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しないような場所を選定する。

ア 指定避難所

イ 集合住宅

ウ 住宅密集地

期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認める時までとする。

(3) 簡易トイレの配布

下水道使用不能地域において自宅が全・半壊していない場合は、自宅のトイレにおいて簡易トイレを使用し、可燃ごみとして処理することを基本（簡易トイレのごみ→今治市クリーンセンター）とする。市民環境班は、簡易トイレを業者から調達し被災者に配布する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（おおむね 24 時間以内）する。

イ 指定避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(5) より快適なトイレの設置

指定避難所等の生活環境を確保するため、トイレカー、トイレトレーラー等について平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

3 収集、処理の実施

市民環境班は、貯留したし尿の収集、処理を行う。その場合、し尿処理場や下水処理場への輸送により、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案して、最終処分を行う。

(1) し尿の収集

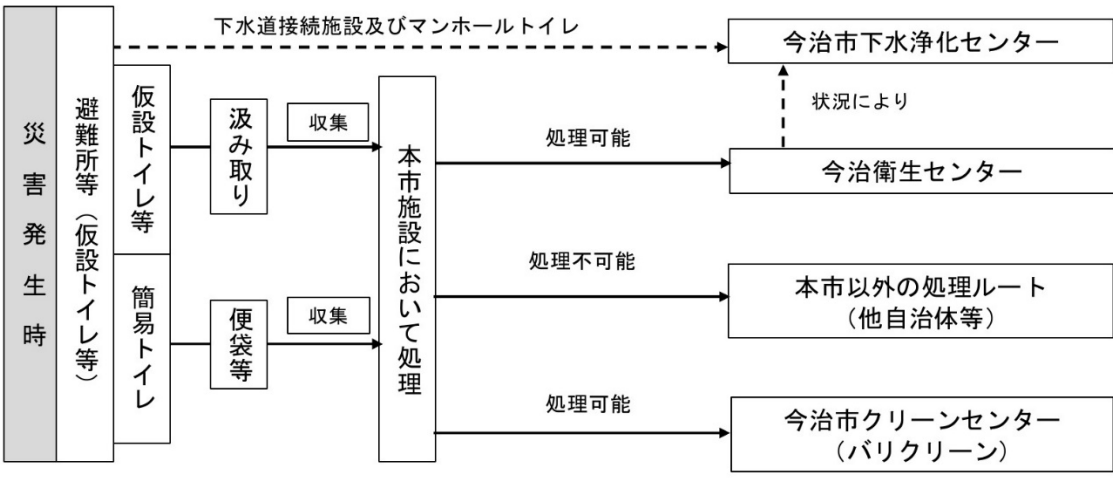
ア し尿の収集については、指定避難所及び病院等を優先して、収集・運搬許可業者により行う。

イ 浸水区域の汲取式トイレは、応急措置として便槽内容の 200 ℓ程度の汲取りを実施する。

(2) し尿処理場

し尿は、基本的にし尿処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、処理に支障がでないよう努める。支障がある場合は、県又は隣接市町に処理を要請する。

災害時のし尿処理の基本的な流れ



(出典)「今治市災害廃棄物処理計画」(平成 31 年 3 月)

4 自主防災組織及び市民等の活動

- (1) 水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従う。この場合、仮設トイレあるいは簡易トイレを使用し、ごみとして処理することを原則とする。
- (2) 自主防災組織等を中心に仮設トイレの消毒、管理を行う。

第 2 節 ごみの処理

1 応急対策活動

- (1) 市民環境班は、被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに仮集積所及び収集日時を定めて市民に広報する。
- (2) 市民によって集められた仮集積所のごみをできるだけ速やかに今治市クリーンセンターへ搬出する。
- (3) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

2 ごみ処理対策の実施

- (1) ごみの搬出
市民環境班は、災害発生後収集可能な状態になった時点から 7 日間以内に、速やかに被災地域から今治市クリーンセンターへごみの搬出を行う。
- (2) 仮集積所の選定
市民環境班は、次の点に留意し、住民が選定した仮集積所に支障がないか確認を行う。
ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
イ 環境衛生に支障がないこと。

ウ 搬入・搬出に便利なこと。

(3) ごみの収集方法

市民環境班が、ごみの収集方法について作業計画を作成し、原則として、次のとおり実施する。

可燃ごみは、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、収集運搬の委託業者・許可業者等の協力を得て、最優先で収集、運搬の体制を確立し、今治市クリーンセンターへ搬送し焼却処理する。

(4) 自己搬入での方法

市が定めた日時以外にごみを搬出しようとする場合は、自らが今治市クリーンセンターへ直接搬出する。

(5) ごみ処理場等での処理

仮集積所に集積されたごみは、今治市クリーンセンターで焼却、破砕処理し、最終処分場へ搬出する。

3 自主防災組織及び市民等の活動

(1) 自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

(2) 地域ごとに市民が搬出するごみの仮置場を設定し、利用を呼びかける。

(3) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 市が定めた日時以外にごみを搬出しようとする場合は、自らが今治市クリーンセンターへ直接搬出する。

第3節 障害物の除去

災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に流入し、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、被災者の日常生活を確保する。

道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者等が障害物の除去を行う。

1 住宅関係の障害物の除去

(1) 実施者

災害救助法が適用され、その条件に適合する場合は、本部長が除去を行う。市において処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。県への応援要請にあたっては、次の事項を示して要請する。

ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

なお、除去の実務は、応急対策班が、関係各部と連携し、建設業者等の協力を得て行う。

(2) 除去すべき対象

住家又はその周辺に流入した土石、竹木等の障害物の除去は、災害救助法に基づき、次の条件に該当する住家を早急に調査し実施する。

ア 障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの

イ 障害物が居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に流入したもの、又は出入りが困難な状態であること。

ウ 自らの資力で障害物の除去ができないもの

エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 除去の実施

ア 災害救助法適用前

応急対策部長は、本部長の指示に基づき、優先度の高い箇所を指定し、関係各部、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等の協力を得て作業班を編成して実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

(ア) 応急対策部長は、半壊及び床上浸水した全世帯のうち、世帯状況、被害状況等を勘案し、除去対象戸数及び所在を県知事に報告する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、建設業協会等から資機材、労力等の提供を求める。不足する場合は、県に要請し、近隣市町からの派遣を求める。

(ウ) 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上げ費であり、災害救助法の限度額以内とする。

(エ) 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。なお、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

(4) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、次の点について、十分留意して行う。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。

イ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の搬送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。

ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区別し、また、収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、除去作業実施者が決める。

2 道路上の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。また、道路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて、道

路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等集積する。

3 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者は、河川管理者の協力を得ながら支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

4 港湾区域、漁港区域における障害物の除去

港湾管理者及び漁港管理者は、管理する港湾区域及び漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、海上保安庁、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

5 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対して注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第4節 災害廃棄物の処理

家屋等の建物、構築物等の被災により、又は家具、家電製品等浸水に伴い発生する多量の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地の速やかな復興に努める。

被災の状況によって市単独での処理が困難な場合は、県内市町の施設での処理に向けた調整を県に要請する。また、県に災害廃棄物の処理を委託する場合は、県の指導のもと、県並びに協力機関等への情報提供を行う。

また、災害廃棄物等の搬出に関しては、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

1 災害により発生する災害廃棄物

市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

2 災害廃棄物の処理

市民環境班は、「今治市災害廃棄物処理計画」を基に、市内の災害廃棄物発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を作成し、必要事項を

関係各部、関係機関等に周知したうえで災害廃棄物の処理を実施する。

(1) 仮置き及び解体撤去など処理、処分計画等の作成

ア 災害廃棄物発生量の推計

水害により発生する災害廃棄物の量は、ハザードマップ等に表示される浸水被害想定区域内の建物棟数に発生原単位を掛け合わせる以下の方法などが考えられる。

水害で発生する災害廃棄物発生量推計値＝家屋の想定被害棟数×発生原単位

※家屋の想定被害棟数：水害のハザード情報に示される範囲内の建物の棟数

- ・被害の情報：浸水域、浸水深
- ・建物の被害：建物の種類（木造、RC造等）と棟数、被害想定（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）

※発生原単位：環境省「推計」、過去の災害におけるデータ等

ただし、浸水被害想定区域において、地形等の条件により溢水・越水と堤防決壊による氾濫とでは被害の規模や様相、大きな被害が発生する場所等が異なる。そのため、水害等の局所災害における災害廃棄物発生量の推計については、事前推計よりも、災害発生後の速やかな被害状況の把握と適切な発生源単位の選択が求められる。

発生源単位については、前出の環境省「指針」に示されたもののほか、近年の災害で報告されている実績値から被害状況の類似したものを参考とする。

災害名	発生年月	損壊家屋数（棟）					災害廃棄物発生量（トン）	処理期間
		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
伊豆大島豪雨災害	H25 年 10 月	86	65	754	1,524	4,067	23 万	1 年
広島土砂災害	H26 年 8 月	179	217	190	1,086	3,097	52 万	1.5 年
平成 30 年 7 月豪雨 （岡山・広島・愛媛）	H30 年 7 月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737	190 万	2 年
※愛媛県		627	3,117	149	190	2,575	53 万	
令和元年房総半島台風・東日本台風	R 元年 9～10 月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010	116 万	2 年
令和 2 年 7 月豪雨	R 2 年 7 月	1,621	4,504	3,503	1,681	5,290	53.4 万	1.5 年

イ 処理順位の決定

災害廃棄物は、原則として次の順位で処理する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (ア) 道路、橋りょう、鉄道等の公共施設の撤去に伴うもの
- (イ) 公共建物等の撤去に伴うもの
- (ウ) 一般建物の撤去に伴うもの
- (エ) その他

ウ 仮置場の設置、運営及び管理

仮置場は災害廃棄物の一時保管場所や選別を行う場所であり、関係各部、関係機関等と調整し、設置、運営及び管理を行う。大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。また、市民が仮置場へ搬入する場合は、分別等のルールと仮置場の場所、搬入時期等を周知する。

エ 処理、処分施設の確保

オ 機材、車両、人員等の確保

カ 解体、撤去及び処分先への搬送

キ 処理処分先及び方法の指示

(2) 県への報告

災害廃棄物に関する情報を収集し、以下の内容を県に報告する。

ア 家屋の被災状況（全壊、大規模半壊、半壊の数）

イ 災害廃棄物の推計量

ウ 廃棄物処理施設等の被災状況

エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計

オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

(3) 応援要請等

ア 一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部及び一般社団法人えひめ産業資源循環協会今治地区などの関係業界団体等への応援要請

イ 県又は他自治体等への協力要請

処理、処分は、市内の施設で行うことを基本とするが、必要に応じて他の自治体等に協力を要請する。

(4) 市民等の協力

自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

3 公費解体による損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者の責任によって行うこととする。ただし、二次災害の危険がある場合や災害復興に当たって必要がある場合、市は、速やかに県、国と協議し、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して、全壊家屋等（家屋だけでなく、倉庫や中小企業者の事業所等を含む）の解体・撤去を実施することができる。

当該災害が「特定非常災害」に指定された場合は、半壊家屋等まで補助対象が拡大されるため、補助対象の適否を災害発生後の環境省の通知等を確認したうえで、解体・撤去を実施する。

災害等廃棄物処理事業費補助金（国による特別措置）の対象

区分	全壊	半壊
解体・撤去	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※○：適用、△：場合により適用

4 廃棄物の処理事業等に関する国庫補助

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 22 条の規定に基づき、災害等により必要となった廃棄物の処理に係る費用については、国の補助金を活用する。

5 リサイクル

仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

6 廃棄物の収集、運搬及び処分の特例

環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第 86 条の 5 の規定に従い、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 市民環境班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- (2) 市民環境班は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(3) 国による処理の代行

環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市長から要請があり、かつ、市における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって行う。

第5節 防疫・保健活動

1 応急対策活動

- (1) 県（保健所）の指導・指示を受け、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等、迅速かつ的確に必要な防疫活動を実施する。
- (2) 飲料水について消毒及び衛生指導を行う。
- (3) 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

- (4) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (5) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- (6) 県（保健所）と協力して指定避難所等において保健師等による巡回健康相談を実施し、市民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、指定避難所の管理者等を通じて、避難者に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (7) 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。
- (8) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、市民環境部、医療救護部が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、医療救護班は、避難所班に対し、指定避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (9) 医療救護班は、指定避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

2 防疫活動の実施

医療救護班は、保健所等と連携をとり、次のとおり防疫、衛生活動を実施する。

(1) 防疫活動

ア 臨時予防接種の実施場所

市内各小中学校又は公共建物の他、適当な場所をその都度定める。

イ 検病調査及び健康診断

県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市はこの実施に際して、地区内の関係機関とともにこれに協力する。

ウ 薬品の調達

薬品は、関係業者から購入するが、現品が不足する場合は県にあつせんを要請する。

エ 感染症患者等に対する感染症指定医療機関等への入院勧告又は入院措置

県は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者については入院の勧告等を行うが、市はこの実施に際して、これに協力する。

オ 記録

防疫のため清潔方法及び消毒方法を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備する。

- (ア) 被害状況報告書
- (イ) 防疫活動状況報告書
- (ウ) 防疫経費所要見込調及び関係書類
- (エ) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (オ) ねずみ族、昆虫等駆除に関する書類

(カ) 家用水の供給に関する書類

(キ) 患者台帳

(ク) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

(2) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

指定避難所の被災者及び地域住民に対して、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

保健所の指導のもとに、被災地及び指定避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視及び指導、給食施設の衛生活動を実施する。

ウ 検病調査等

保健所の検病調査に協力し、感染症の発生等を未然に防ぐため、指定避難所及び被災地域において、検病、水質調査を実施する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

生活の用に供される水の使用制限等は知事が行い、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水を供給する。

3 保健活動の実施

医療救護班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、次のとおり保健活動を実施する。被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

- (1) 保健所、今治市医師会等との連携のもとに、指定避難所等を巡回して被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健（心の健康）相談等の健康管理を行う。
- (2) 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- (3) 災害対策従事者の精神保健（心の健康）相談等の健康管理を行う。

4 自主防災組織及び市民の活動

指定一般避難所等において、避難者による自治組織を編成し、良好な衛生状態を保つよう注意する。

第6節 行方不明者の搜索及び死体の措置

1 応急対策活動

- (1) 消防班は、警察及び海上保安部、消防団（各方面隊）、自衛隊その他の関係機関及び

地元の自主防災組織等の協力を得て、行方不明者及び死体の搜索を行う。

- (2) 市民環境班は、死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に死体安置所を設置する。
- (4) 引取人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取人が判明次第、当該引取人に引き継ぐものとする。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 本部長が、搜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないと認めるときは、総括部長は、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 死体の搜索、措置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量
- (7) 本部長が、災害の状況により必要があると認めるときは、市民環境部長は、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の措置及び火葬を実施する。

2 行方不明者の届出の受付

市民環境班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の届出の受付を、次のとおり行う。

- (1) 市民環境班は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- (2) 届出を受けた時は、行方不明者名簿に記録する。
- (3) 受付後、避難者受入記録、救護班診療記録、本部で把握している安否情報等により、行方不明者の安否を確認する。

3 搜索の実施

搜索は、消防班が警察署、消防団（各方面隊）、海上保安部、自衛隊その他の関係機関及び地元自主防災組織等の協力を得て、次のとおり実施する。

- (1) 消防班は、関係機関と連絡を密接にとりながら搜索活動を実施する。その情報を市民環境班へ報告する。
- (2) 搜索活動中に死体を発見したときは、警察署又は海上保安部（海上で発見された者に限る。）に連絡する。
- (3) 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- (4) 搜索の実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

なお、本部総括班（本部総括担当）又は消防班は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、携帯電話等の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、携帯電話事業者に対し要救助者の位置情報提供要請を行う。

4 死体の検案

原則として、現地において警察署又は海上保安部（海上で発見された者に限る。）が検視

した後の死体は、市民環境班にその処置を引き継ぎ、次のとおり死体の検案を実施する。

- (1) 死体の検案は、救護班が行う。救護班のみで対応できない場合は、今治市医師会、今治市歯科医師会及び日本赤十字社等に協力を要請して実施する。
- (2) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、市民環境班が死体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた死体は、市民環境班が関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する死体安置所へ輸送する。

5 死体の収容、安置

市民環境班は、検案を終えた死体について、警察署、地元自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容、安置する。

- (1) 市内の寺院、公共施設等死体収容に適当な場所を選定して、死体安置所を開設する。
なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
大規模な災害により多数の死体が発生した場合は、死体安置所の設置について、県本部、警察署等との総合調整を行う。
- (2) 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- (3) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処置台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した名札を添付する。
- (5) 死体処置台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より死体引取の申出があったときは、死体処置台帳により整理のうえ引き渡す。
- (7) 死体を火葬する場合、市民環境班に連絡し、指定された火葬場へ搬送する。

6 火葬、埋葬

市民環境班は、火葬場で遺体を火葬する。引取手のない死体又は遺族等が火葬、埋葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、死体の火葬、仮埋葬を実施する。

ただし、厚生労働大臣が災害対策基本法第86条の4に基づく埋葬及び火葬の特例を定めたときは、その規定によることができる。

- (1) 引取手のない死体については、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬又は埋葬に付する場合は、埋葬台帳により処置する。
- (3) 焼骨、遺留品は包装し、名札及び遺留品処理票を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者が焼骨、遺留品を引き取るときは、遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
- (5) 1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が指定する場所に安置する。
- (6) 火葬、埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。

7 自主防災組織及び市民等の活動

行方不明者についての情報を市や警察等に提供するよう努める。

第7節 災害時における動物の管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県・市・市民等による協力体制を確立する。なお、市民環境班は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

1 犬、猫等愛がん動物の応急対策

災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うことを基本とする。

(1) 動物の保護及び危害防止

市民環境班は、動物関係団体、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

- ア 被災動物の把握を行う。
- イ 飼養されている動物に対する餌の配布を行う。
- ウ 危険動物の逸走対策を行う。
- エ 必要に応じて、被災動物の一時収容、応急措置、保管、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保を図る。
- オ 愛媛県獣医師会等により被災動物救護センターが設置された場合は、その情報を被災者に提供し、動物の一時収容、負傷等の応急処置、保管、健康管理を行うよう呼びかける。また、被災動物救護センター設置のため公用地等を提供する。
- カ 県と協力して、放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発を行う。
- キ その他動物に係わる相談等の受付を行う。

(2) 市民及び民間の活動

- ア ケージでの保護、給餌等、所有する動物の自己管理を行う。
- イ 負傷している動物の応急措置を行う。
- ウ 放浪動物の一時保護及び通報を行う。
- エ ボランティア獣医師は、負傷動物の治療を行う。
- オ ボランティアは、被災動物救護センターの管理等の協力を行う。

(3) 災害死した動物の処理

市民環境班は、災害の発生に伴いへい死した犬、猫等を今治市クリーンセンター朝倉事業所で処理する。

被災動物救護センター

設置予定箇所	住 所
岡山理科大学獣医学部	今治市いこいの丘1番3

2 獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの応急対策

災害時の獣畜及び家きんの管理は、県及び市の指導に基づき原則として飼養者が行うものであるが、これが困難な場合には、市は県との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

市民環境班は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

(1) 感染症等対策

ア 感染症の発生等については、速やかに県に連絡し、県の防疫計画に基づき必要な感染症防疫対策を実施する。

イ 一般の疾病の発生については、獣医師と協力し治療にあたる。

ウ 感染症発生畜舎等の消毒については、県の指導により実施する。なお、消毒薬品は県の負担により確保する。

(2) 飼料対策

飼料対策については、災害地域内の被害状況及び獣畜・家きん数等に応じ、県に依頼して政府保管の飼料の払下げ等を求める。

(3) 死亡した獣畜及び家きん等の処理

ア 飼養者は、処理場所を確保するとともに、処理方法及び公衆衛生上必要な措置等について保健所長の許可を受け、適正に処理する。処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。

イ 市は、飼養者から要請があったときは、処分方法等を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

ウ 処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

※資料

資料 1 2 - 1 災害用備蓄物資整備状況一覧表

資料 1 2 - 2 備蓄場所一覧表

資料 1 1 - 2 防疫関係資機材の保有状況

資料 1 6 - 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

資料 1 9 - 4・7 災害時における動物救護活動及び被災者への救助活動に関する連携協定書（公益財団法人愛媛県獣医師会、岡山理科大学獣医学部）

※様式

様式 1 8 行方不明者名簿

様式 1 9 遺留品処理票

様式 2 0 氏名票

様式 2 1 災害死体送付票

様式 2 2 死体措置票

第 13 章 要配慮者に対する援助活動

《基本的な考え方》

避難行動要支援者の速やかな避難誘導を行うとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉対策班	・ 避難行動要支援者への避難指示等の伝達に関する事。 ・ 避難行動要支援者の把握に関する事。 ・ 要配慮者の支援に関する事。 ・ 要配慮者利用施設への避難指示等の伝達に関する事。 ・ 指定福祉避難所の開設、運営に関する事。 ・ 要配慮者に対する在宅福祉サービス等の提供に関する事。
応急対策班	・ 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に関する事。
市民環境班	・ 外国人（旅行者含む。）への支援に関する事。

1 避難行動要支援者の避難

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に係わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

2 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合には、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 社会福祉施設等への緊急入所
などの措置をとる。

3 外国人支援対策

市民環境班は、今治市国際交流協会と協力し、市役所第3別館に今治市災害多言語支援センター（仮称）を設置し、外国人（旅行者含む。）に対する次の支援を行う。

- (1) 観光協会、観光・宿泊施設事業者等の関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。
- (2) 災害情報等について多言語に翻訳し、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用して提供する。

(3) 多言語による相談窓口を設けるほか、必要に応じて通訳ボランティアの派遣を行う。

4 指定一般避難所運営における対応

医療救護班・福祉対策班は、指定一般避難所の運営において避難所班と連携して、要配慮者に対し次の措置を行う。

- (1) 担当職員、保健師、民生児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。
- (2) 避難者の障がいや身体状況に応じて、指定一般避難所から適切な措置を受けられる施設へ速やかに移送する。
- (3) 要配慮者に配慮した食料や衛生用品等を供給する。
- (4) 避難者の障がいや身体状況に応じた各種ヘルパー、手話通訳者等を派遣する。なお、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
- (5) プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。
- (6) 今治市災害多言語支援センター（仮称）は、災害情報等を多言語に翻訳し、指定一般避難所への掲示、チラシの配布等、多言語での情報提供を行う。

5 指定福祉避難所の開設

福祉対策班は、指定一般避難所での生活が困難な要配慮者に対して、市が指定する社会福祉施設等の指定福祉避難所を開設する。

また、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借上げを行うほか、心身の状態に応じた応急住宅の設置を行うなどの措置をとる。

6 応急仮設住宅への優先入居等

要配慮者の中で必要と認められる場合は、応急仮設住宅が設置された際の優先的入居に配慮する。また、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー等を派遣し、日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

なお、応急対策班は、応急仮設住宅の建設にあたって、段差の解消やスロープ、手すり等を設置し、要配慮者に配慮した構造の仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

7 在宅者への支援

福祉対策班は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その要配慮者の生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供する。

8 応援依頼

本部長の決定に基づき、福祉対策部長は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じ、県に愛媛県災害時要配慮者支援チームの派遣を要請するほか、隣接市町、NPO・ボランティア等へ応援を要請する。

9 自主防災組織及び市民等の活動

居宅に取り残された要配慮者の早期発見、避難誘導等に協力する。

※資料

資料 9－1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

資料 9－2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料 9－4 今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

資料 4－4 蒼社川洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧表

資料 4－〇 浅川水系・竜登川水系・頓田川水系・銅川水系浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

資料 4－1 2 土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

資料 1 9－4・9 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

第 1 4 章 孤立地区に対する支援対策

《基本的な考え方》

孤立地区の発生を迅速に把握するとともに、ヘリコプター、船舶等により傷病者の搬送、集団避難、食料・物資の供給など必要な対策を実施する。対策の詳細は、各章によるものとする。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
情報班（情報整理担当） 市民環境班	・ 孤立地区の把握に関すること。
物資供給班	・ 孤立地区への緊急支援物資の確保・搬送に関すること。
支所総括班（陸地部支所 担当・島嶼部支所担当）	・ 支所管内の孤立状況のとりまとめに関すること。 ・ 支所管内の各地区との情報連絡に関すること。

1 孤立地区の把握

実施担当は、一般電話、衛星携帯電話、防災行政無線等を用いて孤立が予想される地区の確認を行う。

通信遮断により孤立が予想された場合は、情報班（被害調査担当）の派遣等による道路状況の確認、消防艇による孤立状況の調査等を実施する。

また、県、自衛隊、関係機関にヘリコプター・バイク・船舶等による偵察などにより可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保する。

2 救助・救出

建物被害等により生き埋め者や重傷者が発生した場合は、ヘリコプター、船舶等により救急搬送や救助要員の応援隊を搬送する。

3 集団避難

孤立地区において、土砂災害により二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、地区全員の集団避難など必要な対策を行う。その場合は、ヘリコプターや船舶等の避難手段を確保する。

なお、集団避難を完了した後は、防犯等のために必要に応じて、消防団（各方面隊）等と連携してパトロールを実施する。

4 緊急支援物資の確保・搬送

集団避難完了あるいは道路の復旧などにより孤立が解消するまでの間は、地区住民は、

《応急》 1 4 孤立地区に対する支援対策

食料品等を相互に融通しあい、できる限り地区内で自活することを原則とする。

物資供給班は、食料品、物資等が不足する場合は、地区住民の生活維持のため、食料品、生活必需品等の輸送を実施する。

第15章 ボランティア活動対策

《基本的な考え方》

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市対策本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるように活動拠点等を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行われるよう、速やかに体制を整え、社会福祉協議会等関係団体と連携して必要な措置を講ずる。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉対策班	・ ボランティア活動の協力支援に関すること。 ・ 市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部）の設置等に関すること。 ・ 市災害ボランティアセンターの支援に関すること。 ・ 市災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。

1 市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部）

(1) 市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部）の設置

福祉対策班は、大規模災害が発生し必要があると認めるときは、今治市社会福祉協議会と協議のうえ、市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部（以下「市支援本部」という。))の設置を社会福祉協議会へ要請する。社会福祉協議会は、運営マニュアルに基づき、会長決裁を経て市災害ボランティアセンター（市支援本部）を社会福祉協議会内に設置する。

また、必要に応じてブランチ（支援支部）を設置する。

(2) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の構成

市災害ボランティアセンター（市支援本部）は、今治市社会福祉協議会、今治市、NPO団体、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネータ、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等で構成する。

また、関係者が一堂に集う情報共有会議を開催し、市域における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の最新の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

(3) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の任務

ア ボランティア活動に関する情報収集

県、市、ボランティア団体や被災住民等からの情報をとりまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を把握する。

イ ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して提供する窓口を開設する。

ウ ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

エ ボランティアのあっせん

被災住民、県災害救援ボランティア支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

(4) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の閉所

市対策本部（福祉対策班）は、災害におけるボランティアニーズへの対応が一定程度収束した段階において、社会福祉協議会と協議のうえ、市災害ボランティアセンター（市支援本部）の閉所を社会福祉協議会へ要請する。社会福祉協議会は、運営マニュアルに基づき、会長決裁を経て市災害ボランティアセンター（市支援本部）を閉所する。

また、社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター（市支援本部）閉所後、必要に応じて通常の社会福祉協議会ボランティアセンター（住民支え合いセンター）において、引き続き、支援が必要な方に対して生活復旧の手伝いを継続していく。

2 市の活動

(1) 市災害ボランティアセンターの支援

福祉対策班は、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市災害ボランティアセンターに提供するとともに、公共施設をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出したり、「災害派遣等従事車両証明書」の交付（この証明書を料金所で提出することにより、高速道路等有料道路の通行料金について無料措置が講じられる。）を行うことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

(2) 市災害ボランティアセンターとの連絡調整

福祉対策班は、各部からのボランティアの支援を必要とする活動を取りまとめ、災害ボランティアセンターの代表者等との調整を行う。

(3) ボランティア休暇制度の周知

市職員に対し、ボランティア休暇制度の周知を図り、ボランティア活動参加への支援に努める。

(4) 災害救助法による経費負担

市は、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 災害ボランティアの活動の基本

被災者の「自立的復興支援」・「生活再建」を主目的に活動を行うことを基本とする。

- (1) 原則として、被災時点で居住している「住家」が対象
- (2) 重機ではなく「手作業」で対応できる作業（例えば、宅内・敷地内の土砂撤去・家財道具の搬出等）
- (3) 倒壊等の危険がない安全な作業環境

4 ボランティアの活動内容

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 市災害ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティアのコーディネート
- (3) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 要配慮者の介護及び看護補助
- (5) 救護支援
- (6) 保健医療支援
- (7) 市民相談窓口における応対（心のケア等）
- (8) 泥だし、清掃、片づけ
- (9) 炊出し等食事の支援
- (10) 救援物資の仕分け及び配布
- (11) 遺留品の洗浄
- (12) 指定避難所での支援、サポート
- (13) 入浴の提供、支援
- (14) 洗濯
- (15) 病院までの送迎
- (16) 買い物支援
- (17) ペットの世話
- (18) 通訳、翻訳、点訳、手話
- (19) 話し相手
- (20) 学習支援
- (21) 子どもの遊び相手、託児
- (22) 申請の手続き支援
- (23) 帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援

5 ボランティアへの啓発

市及び社会福祉協議会等の関係団体は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。

※資料

資料19-4・14 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人今治市社会福祉協議会）

第 16 章 ライフラインの確保対策

《基本的な考え方》

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置、供給ラインの復旧等を優先して行う。

また、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

《対策の体系》

第 16 章 ライフラインの確保対策	
第 1 節	水道施設
第 2 節	下水道施設
第 3 節	工業用水道施設
第 4 節	電力施設
第 5 節	ガス施設
第 6 節	L P ガス施設
第 7 節	電信電話施設
第 8 節	災害廃棄物処理施設

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
応急対策班	・ 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
市民環境班	・ し尿の収集、処理に関すること。 ・ ごみの収集、処理に関すること。 ・ 災害廃棄物の収集、処理に関すること。 ・ 災害廃棄物の仮置場の選定、設置、運営及び管理に関すること。

第 1 節 水道施設

応急対策班は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。なお、必要な場合は、配管の仮設等による応急給水に努める。

また、必要に応じて今治市管工事業協同組合等へ協定に基づき応援を要請する。

1 災害時の初動措置

応急対策班は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

(1) 緊急配水調整

作業の第1順位として、水源地内の緊急配水調整作業を次のとおり行う。

- ア 水源、配水池及び配水設備等の異常を調査する。
- イ 漏水を確認したときは、バルブ操作や応急処理等により飲料水を確保する。

(2) 配水管の被害調査

作業の第2順位として、仕切弁操作を次の順位により行うとともに、市内給水地域をブロックに分け、配水管の被害調査を行う。

- ア 主要幹線系統の操作
- イ 連絡管系統の操作
- ウ 給水拠点系統の操作

(3) 仕切弁操作の基準

- ア 主要配水幹線を主力に枝管を制限しながら、遠距離配水を図る。
- イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。
- ウ 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。
- オ 前各項の計画に従って操作するうえで、判断し難いときは、上流地域から下流地域へ行い、次に大区域から小区域へ行う。
- カ 人命に係わる場合は、前項までの規定に係わらず、状況判断による。

(4) 水質の保全

- ア 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。
- イ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ナトリウムの注入を行う。

2 応急復旧の実施

(1) 応急復旧の基本方針

- ア 災害による水道施設の応急復旧については、災害時応援協定に基づき、今治市管工事業協同組合、今治しまなみ管工事協同組合、越智諸島管工事業協同組合及び今治市上下水道部（公営企業）が一致協力して行う。
- イ 市対策本部は、水道施設の被害の状況により必要があれば知事等に他の水道事業体の応援派遣を要請する。
- ウ 施設の応急復旧順位は次のとおりとする。

- (ア) 取水、浄水施設
- (イ) 送水、配水施設
- (ウ) 給水装置

(2) 送配水管の応急復旧工事順位

- ア 水源から配水池までの送水管

- イ 配水池から給水拠点までの配水管
- ウ 病院、学校その他緊急給水施設の配水管
- エ その他の配水管

(3) 給水装置の応急復旧

給水装置（配水管から分岐して設けられた給水管）の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申込のあったものについて行うものとするが、次に掲げるような配水に支障を及ぼすものについては、申込みの有無に係わらず応急措置を実施する。

ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの

（ア）漏水が多量なものの復旧

（イ）被災給水装置の閉栓

イ 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの

ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

3 資機材、車両及び人員の確保

(1) 応急復旧用資機材

ア 応急復旧に使用する資機材は「今治市上下水道部（公営企業）保有資機材」及び「民間保有資機材」並びに「知事に調達あっせんする資機材」とする。

イ 「水道施設災害復旧に必要な資機材調達に関する協定書」に基づき、民間保有資機材の調達を円滑に行う。

ウ 調達の順位は次のとおりとする。

第1順位 上下水道部（公営企業）保有資機材

第2順位 市内の民間保有資機材

第3順位 知事に調達あっせんする資機材

(2) 動員計画

突発的な災害の発生に対応できるよう、次のとおり対処する。

ア 職員の動員

職員はあらかじめ定められた場所に参集する。参集経路を指定された職員はできるだけ指定された経路で参集し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、応急復旧作業体制を確立する。

イ 今治市管工事業協同組合等への応援要請

協定に基づき、今治市管工事業協同組合等へ要員の派遣を要請するほか、必要に応じ関係業者に応援を要請する。

4 災害時の広報

市内の一部地域を対象とする広報は、広報内容を本部総括班（広報担当）に報告し、応急対策班が、広報車による広報を行う。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

広域的な広報は、総括部長に要請し、県を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

なお、給水、復旧作業現場において口頭広報を行う場合は、あらかじめ各班相互の情報交換（応急給水、復旧状況、通水見込等）を緊密に行い、正確を期する。

第2節 下水道施設

応急対策班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

1 管きよの応急措置

応急対策班は、大規模な災害により、管きよに折損、破損、せん断等の被害を受けた場合は、原則として、次のとおり管きよの応急措置を実施する。

- (1) 下水道管きよの被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないよう移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管きよの応急対策を講ずる。
- (2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので直ちに応急対策を行い、応急復旧の方針を立てる。
- (3) 枝線の被害については幹線被害を対応後、応急対策・応急復旧を行う。
- (4) 多量の塵芥等により管きよの閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホールや宅内枡等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

2 下水道処理場等の応急措置

応急復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿池・仮設消毒池などの応急対策を実施する。

3 資機材、車両及び人員の確保

- (1) 下水道施設の応急対策にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
- (2) 市で対応が困難な場合は、全国からの資機材、車両及び人員の応援を県に要請する。

4 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、本部総括班（広報担当）の協力を得て実施する。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

第3節 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、災害発生後、事業者ごとに緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置をとる。
- (2) 被害の拡大防止と応急復旧用資機材等の確保に必要な措置を講ずる。

- (3) 必要に応じ、広域的応援体制をとるよう努める。
- (4) 可能な限り復旧予定時期を明らかにする。

第4節 電力施設

電気事業者（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

災害が発生、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

- (1) 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。
- (2) 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

4 対策要員等の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

5 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

6 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

7 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険

予防措置を講ずる。

8 設備の応急復旧

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

9 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

第5節 ガス施設

四国ガス株式会社は、次のように災害によるガス施設の被害の軽減と早期復旧を図る。

1 応急措置及び復旧対策

- (1) 製造所において設備の運転に危険を及ぼすことが想定される時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止を図る。
- (2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。
- (3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、関係機関の応援を得て速やかに復旧する。
- (4) 被災した製造所等の設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。
- (5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区から、速やかにガス供給の再開を行う。
- (6) 指定避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

2 動員、応援体制

- (1) 動員計画に基づき動員の確保に努めるとともに、必要に応じて関係機関への応援要請を行う。
- (2) 災害の規模に応じて、一般社団法人日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

3 資材の確保

事業所等に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

4 広報の実施

- (1) 報道機関や防災関係機関に対して、被災の状況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用しガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

第6節 LPガス施設

1 緊急時の初動体制、連絡通報体制

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、ガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。
- (2) 消防機関及び関係機関は、液化石油ガス販売事業者とともに相互の通信連絡体制の確立を図る。

2 応急活動の内容

(1) 現場到着時の措置

液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとる。

(2) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行う。

ア 火災が延焼拡大中であること。

イ 災害による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。

ウ 漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

(3) ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガ

ス使用者に周知徹底を図る。

(4) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講ずるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行う。なお、この場合、消防機関と協議するものとする。

(5) 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。なお、関係機関はこれに協力する。

(6) 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100m の範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25% を超えるもの）の設定は、消防機関が行う。

3 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、市民の協力を求める。

4 避難措置等の指示及び解除

本部長及び警察等は、必要に応じ、避難指示等を行う。

第 7 節 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

1 西日本電信電話株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規定の定めるところによる利用制限等の実施

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

カ 災害救助法が適用された場合等の避難場所への特設公衆電話の設置

キ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

(2) 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域住民に対する広報も積極的に実施する。

(3) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

(4) 災害時における災害用資機材の確保

ア 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達もしくは資材部門に要求する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

ウ 必要に応じ、災害対策用資機材置場、ヘリコプター離着陸場及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市町等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の復旧を、速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害復旧

ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実施にあたっては、これに積極的に協力する。

2 株式会社NTTドコモ四国支社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

(1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。

3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

(1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利

用の制限等の措置をとる。

(2) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

4 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、**楽天モバイル株式会社**

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

- (1) 電気通信施設の整備及び保全
- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

第8節 災害廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第12章第4節 災害廃棄物の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

※資料

資料9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料19-8・1 大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書（今治市管工事業協同組合）

資料19-8・2 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書（越智諸島管工事業協同組合）

資料19-8・3 震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定書（松山市、南予地方水道水質検査協議会（宇和島市他）、新居浜市、四国中央市）

資料19-8・4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（今治市電気・電気通信工事災害支援対策協議会）

資料19-8・5 災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定書（株式会社西原環境関西支店）

資料19-8・6 災害時における水道の応急活動に関する協定書（今治しまなみ管工事業協同組合）

資料19-8・7 災害時における相互協力に関する協定書（四国ガス株式会社今治支店）

資料19-8・8 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（愛媛県、県内17市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部）

資料19-8・9 災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

資料19-8・10 災害時における電力供給設備復旧の協力に関する協定書（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）

資料19-8・11 災害時における連絡体制及び電力供給設備復旧の協力に関する協定（中国電力ネットワーク株式会社 尾道ネットワークセンター、中国電力ネットワーク株式会社、東広島ネットワークセンター）

《応急》 16 ライフラインの確保対策

資料 19-8・12 今治市・株式会社荏原製作所災害支援協定(株式会社荏原製作所)

資料 19-8・13 災害時における応急措置等の協力応援に関する協定書(第一環境株式会社)

資料 19-8・14 今治市・水 ing エンジニアリング株式会社災害支援協定(水 ing エンジニアリング株式会社)

資料 19-8・15 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定(農業集落排水施設災害対策応援に関する協定運営会議)

資料 19-8・16 災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定書(安川オートメーション・ドライブ株式会社 大阪支店)

資料 19-8・17 災害時における緊急対応・応急措置に関する協定書(株式会社ミゾタ)

資料 19-8・18 今治市・日本下水道事業団災害支援協定(日本下水道事業団)

第 17 章 公共土木施設等の確保対策

《基本的な考え方》

公共土木施設等における復旧対策のため、災害が発生した場合、直ちに専門技術者により所管する施設、設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等について確保に努める。

なお、必要に応じ報道機関や市民に対して、緊急物資の輸送拠点、緊急輸送道路等及び公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

《対策の体系》

第 17 章 公共土木施設等の確保対策	
第 1 節	道路施設
第 2 節	河川管理施設
第 3 節	その他の公共土木施設等

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
応急対策班	・ 港湾、海岸、漁港、農地及び農業施設の警戒・巡視に関すること。 ・ 農水、港湾施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 危険個所の災害防止に関すること。 ・ 港内の障害物の除去に関すること。 ・ 河川施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 河川内の流木等障害物の除去に関すること。 ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 公園緑地、街路樹等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 危険箇所の災害防止に関すること。

第 1 節 道路施設

応急対策部長は、管理する道路、橋りょう等道路施設が被害を受けた場合には、次のとお

り応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

1 災害時の応急措置

- (1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により調査し、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。
- (2) 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。
- (3) 通行が不能又は危険な路線、区間については、警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期す。

2 応急復旧対策

災害により被害を受けた市道については、緊急輸送道路等指定の道路を優先し、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等に協力を求め、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

(1) 応急復旧目標

応急復旧は、原則として相互の通行が確保できるように行う。

(2) 応急復旧方法

ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。

なお、状況によっては仮舗装を行う。

イ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。

ウ 路面やのり面の崩壊については、土のう羽口工、杭打積土のう等の水防工法により行う。

エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。

オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端から除去する。

カ 落下した橋りょう、もしくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止もしくは交通規制の標示等必要措置を講ずる。

第2節 河川管理施設

応急対策部長は、堤防、護岸その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧に努める。

- (1) 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、

- 直ちに本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- (2) 河川等の機能を確保するため、管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗きょ流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物や障害物の除去作業を実施する。
- (3) 河川、内排水路の洪水、越水等による浸水被害が発生したときは、移動式ポンプによる排水作業を実施する。

第3節 その他の公共土木施設等

1 海岸保全施設

応急対策班等は、堤防、護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の被害の拡大を防ぐために、適切な応急処置を講ずる。

また、応急対策部長は、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

2 港湾施設

応急対策部長は、災害が発生した場合、早急に被害状況を把握し、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。

3 漁港施設

応急対策部長は、災害が発生した場合、直ちに漁業協同組合等の協力を得て、漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握に努め、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行う。

また、漁港区域の航路等については沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

4 農業用施設

応急対策部長は、施設の災害が発生したときは、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告し、災害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、この災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密にとり、適切な措置を講ずる。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

5 公園施設

応急対策部長は、災害が発生した場合、早急に公園の被害状況を把握し、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、状況に応じ使用禁止、立入禁止の措置を行う。

また、公園は、地域における応急対策拠点として利用される場合が多いため、被害を受けた施設については速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

※資料

資料 14-9 愛媛県建設業協会今治支部（今治地区）災害対策本部

資料 14-10 建設業者（愛媛県建設業協会今治支部）一覧表

資料 14-11 建設業者（愛媛県建設業協会外）一覧表

資料 14-12 今治造園建設業協会（今治地区）災害対策本部

資料 19-5・1 災害時における応援出動に関する協定（今治造園建設業協会）

資料 19-5・2 災害に強い地域づくり応援協定書（あいえず造船株式会社）

資料 19-5・3 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクテ
ィオ）

資料 19-5・4 災害時における応急対策業務に関する協定書（愛媛東予クレーン協同
組合）

資料 19-5・6 災害に強い地域づくり応援協定書（山中造船株式会社）

資料 19-5・7 災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人愛媛県建
設業協会今治支部）

第 18 章 応急教育活動

《基本的な考え方》

災害時において、学校施設の被災及び児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育の体制を早期に確立し、教育の早期再開に対応する。

《対策の体系》

第 18 章 応急教育活動	
第 1 節	応急教育の実施
第 2 節	学用品の調達及び支給
第 3 節	文化財の応急措置

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難所班	・ 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 ・ 学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。 ・ 学校施設等の指定一般避難所開設及び運営の協力に関すること。 ・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。

第 1 節 応急教育の実施

各学校における応急教育の実施責任者は、次のとおりとする。

- ア 市立小中学校等の応急教育は、市教育委員会が行う。
- イ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が行う。
- ウ 私立学校の応急教育は、設置者が行う。
- エ 国立学校の応急教育は、管理者が行う。

また、災害に対する各学校等の応急措置については、学校長が具体的な応急対策を立てる。

1 応急措置

(1) 教育長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、避難所班に所轄の学校ごとの分担を定めて、情報及び指令の伝達を行うようにする。また、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の災害応急対策、復旧対策の総括にあたる。

(2) 学校長

学校長等は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の「学校（園）危機管理マニュアル」を策定する。この計画に基づき、

- (ア) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (イ) 保護者、地域、関係機関との連携
- (ウ) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (エ) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (オ) 適切な応急手当のための準備
- (カ) 緊急の避難場所の確認
- (キ) 登校・下校対策
- (ク) 学校待機の基準と引渡しの方法

などを検討し、その周知を図り、教育委員会、保護者、自主防災組織その他関係機関との協力体制を確立する。

災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。避難完了後速やかに避難所班を通じ、本部総括班（本部総括担当）にその旨を報告する。

イ 状況に応じ、教育長と協議のうえ、臨時下校等適切な措置をとる。

ウ 災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、避難所班を通じ、本部総括班（本部総括担当）にその旨を報告する。

エ 災害の規模、児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、避難所班を通じ本部総括班（本部総括担当）に報告する。

オ 登下校時、夜間・休日等の在校外時の場合は、状況に応じ必要な教職員を招集するとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校等の適切な措置を行う。

カ 被災した地域等からの避難者があった場合には、避難所班を通じ、本部総括班（本部総括担当）に人数、状況等を緊急に連絡する。

また、避難所班長より指定一般避難所開設への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者の受入れを行う。

(3) 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急対策、復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

2 応急教育の実施

(1) 施設、職員等の確保

ア 学校長は、避難所班に施設の被害状況を連絡し、校舎の一部が被害を受けた場合は、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

施設及び設備の応急復旧整備にあたっては、教職員を動員するほか、被害の状況により登校可能な高等学校及び中等教育学校（後期課程）生徒の協力を求める。

校舎の全部が被害を受けた場合、又は特定の地域全体について相当な被害を受けた場合は、教育長は、被害が少ない地域の学校施設や公民館等、次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

応急教育実施場所

災 害 の 程 度	応急教育実施のための場所（予定）
校舎の一部が被害を受けた場合	(ア) 特別教室 (イ) 普通教室 ※屋内体育館は指定一般避難所、運動場は避難場所となることを想定 (ウ) 二部授業等を実施する。
校舎の全部が被害を受けた場合	(ア) 公民館等の公共施設 (イ) 近隣の学校
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	(ア) 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 (イ) 応急仮設校舎の設置

イ 学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に対応して速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。応急教育の実施が決まり次第、速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 教育長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長の指示に基づいて行う。

なお、教育活動の再開にあたっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。また、必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

3 学校が指定一般避難所となった場合の留意事項

- (1) 学校長は、指定一般避難所に供する施設、設備の安全を確認し、指定一般避難所責任者に対し、その利用について必要な指示をする。
- (2) 避難所班は、学校管理に必要な資機材を確保し、施設、設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、避難所班は、応急教育活動と避難活動との調整について、市対策本部と必要な協議を行う。

第2節 学用品の調達及び支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、又は毀損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

これらの給与は、本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事が委任した場合、本部長が行う。

なお、災害救助法が適用されない高校生の教科書等学用品の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

(1) 給付する品目の範囲

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

(3) 給付期間

災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。

第3節 文化財の応急措置

文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が次に示す事項について定めるものとし、市は、県と協力し、文化財の日常の維持管理、適切な保存修理、周辺の環境整備等について指導助言を行う。

- (1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- (2) 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化
- (3) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- (4) 避難方法・避難場所の設定
- (5) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (6) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、情報班（情報収集担当）に報告するとともに、速やかに市教育委員会を経由して県教育委員会に被災状況を報告する。また、「えひめ文化財防災マニュアル」（平成30年版）や「愛媛県文化財保存活用大綱」（令和2年版）に基づき、県、市、愛媛資料ネット、県建築士会等と連携し、平常時には文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。

第 19 章 社会秩序維持活動

《基本的な考え方》

大規模災害時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市及び警察は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（広報担当）	・ 社会秩序維持のための広報に関すること。
物資供給班	・ 物価の安定に関すること。
本部総括班（本部総括担当）	・ 社会秩序維持のための措置に関する県への要請に関すること。

1 警察機関の活動

警察は、独自又は自主防犯組織等との連携により、次のように安全の確保を行う。

- (1) 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、指定避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行う。
- (2) 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃等に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

- (3) 警察署等において、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受付などにより、住民等の不安の軽減に努める。

2 市民への広報

本部総括班（広報担当）は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語による混乱をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び市民のとるべき措置等について呼びかけを実施する。

3 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

物資供給班は、生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。また、必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

4 県に対する要請

本部長が、当該地城の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、総括部長は、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第20章 各種災害の応急対策

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、人命確保を最優先として、災害による人的、物的被害を最小限にとどめるため、災害の種類、規模等に応じ適切な応急対策を講じなければならない。

本章では、想定される突発事故等の各種災害に対する個別応急対策を記載しているが、対策活動の具体的内容については、各種災害計画等の定めるところによる。

なお、災害の規模、事態の推移等によって、その必要があるときは、本部長の決定に基づき、災害対策本部に切り替えて対応する。その場合の応急、復旧対策については、本計画（風水害等対策編）のそれぞれ該当する章により実施する。

《対策の体系》

第20章 各種災害の応急対策	
第1節	危険物等災害応急対策
第2節	海上災害応急対策
第3節	原子力災害応急対策
第4節	突発重大事故等応急対策
第5節	大規模火災活動応急対策
第6節	林野火災活動応急対策

第1節 危険物等災害応急対策

市及び関係機関は、消防法で規定された危険物のほか、毒物、劇物等の各種の危険物質による火災、爆発、漏えい拡散等の被害を最小限に止めるための応急活動を行う。危険物等による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大きいので、特に迅速な応急対策を行う必要がある。

1 災害時の対応措置

責任者及び危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の緊急措置を行う。さらに危険物等の保有施設（機関）の所有者又は管理者は、それぞれの応急計画に基づいて、必要な対策を実施する。

(1) 連絡通報

ア 災害時には、直ちに119番で消防署に連絡する。

イ 付近住民並びに近隣企業に広報する。

ウ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に、近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の処置を講ずる。

(3) 医療救護

保有施設（機関）等の救護班により、応急救護を実施する。

(4) 避難

保有施設（機関）等の独自計画により、従業員等の避難誘導を実施する。

(5) 住民救済対策

被災地区の救済対策は、保有施設（機関）等が独自に補償を実施する。

2 危険物施設

(1) 応急対策活動

ア 消防本部予防課長は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて行うよう指導する。

(ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 施設の管理責任者と密接な連絡をとり、災害を防止するための消防活動、死傷者等の救出、広報活動、避難の指示等必要な応急対策の実施

イ 火災の防ぎよは、消防署、消防団が保有する消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火薬剤の確保、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受けるとともに、転倒、破損したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

また、流出した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置する。

3 高圧ガス施設

(1) 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を行うとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

(2) 関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講ずる。消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講ずる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

4 毒物、劇物貯蔵施設

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに消防機関及び保健所、警察に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた消防本部予防課長は、保健所及び警察と相互に連絡をとり、地域住民、通行人等に対し周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講ずる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、市対策本部に通報連絡するなど万全を期する。

第2節 海上災害応急対策

市及び関係機関は、船舶等の座礁、転覆、衝突及び大規模な油の流出等の海上災害が発生した場合、人命の救助、危険物、有害液体物質等の流出、拡散防止、防火又は消火活動、付近の船舶への安全措置及び沿岸住民又は沿岸施設への被害防止等の迅速な応急対策を実施する。

1 実施体制

(1) 大規模海難が発生した場合

海上保安部が中心となり、県、警察、市、消防機関等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じ市対策本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策にあたる。

(2) 大量流出油災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、市及び関係機関が連携のもと応急対策にあたるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、排出油の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、東予地区排出油等防除協議会会長（今治海上保安部長）が、会員へ出動を要請するとともに、同協議会総合調整本部を設置し、活動の調整を行う。

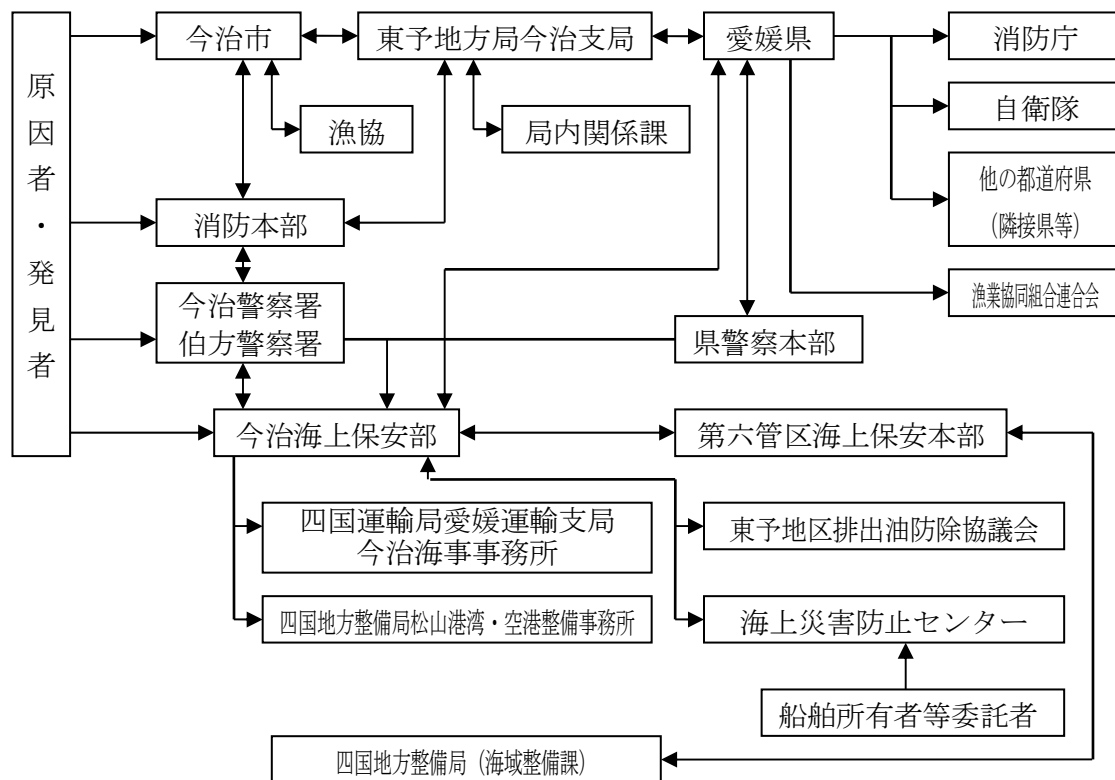
また、流出油が沿岸に漂着するおそれがあるときは、状況に応じて県及び市が災害対策本部を設置し、関係機関の連携のもと応急対策にあたる。

2 関係機関相互の通報連絡

(1) 通報連絡系統

海上保安部、市、県等の関係機関は、次の通報連絡系統に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

通報連絡系統概要図



(2) 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- ア 事故発生の日時及び場所
- イ 事故の原因と被害の状況
- ウ 応急措置の状況
- エ 復旧見込
- オ その他必要な事項

3 海上保安部の活動

海上における災害の発生が予想される段階から、必要に応じ職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図る。海上における災害が発生したときは、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難退避、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行うものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

(1) 情報の収集・伝達

海上における事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船舶・航空機、航行警報等を活用し、積極的に情報を収集・伝達する。

(2) 海難救助等

災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、海難救助を行う。

(3) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出した場合は、次に掲げる措置を講ずる。

ア 流出油等の拡散、性状等の調査及び評価

イ 流出油等に関する情報の関係機関への提供

ウ 防除措置義務者への指導等

エ 流出油等の防除作業

(ア) 拡散防止措置

(イ) 回収措置

(ウ) 分散処理

オ 関係機関への協力要請

カ 海上災害防止センターへの指示

(4) 緊急輸送

必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送を行う。

(5) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等を支援する。

(6) 海上交通安全の確保

必要に応じ、船舶交通の整理、指導を行い、海上交通の安全を確保する。

(7) 治安の維持

情報の収集に努め、必要に応じ、船舶・航空機等により、犯罪の予防・取締り、警戒を行う。

(8) 危険物の保安措置

必要に応じ危険物積載船舶等の移動命令等の指導を行い、危険防止措置を講ずる。

(9) 広報

災害発生後は、海上の安全の確保を図り、かつ、市民の理解と協力を得ることができるようになるため、海上における事項について関係先との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報を実施する。

4 市の活動

市（消防機関を含む。）は、海上災害が発生した場合、海上保安部、関係機関との連携を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。なお、流出油が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて市対策本部を設置し、沿岸市町、漁業協同組合等関係機関との連携のもと応急対策を実施する。

- (1) 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- (2) 埠頭又は岸壁に係留された船舶の火災、又は陸上に延焼した火災の消火活動及び延焼防止措置
- (3) 防除作業に必要な資機材の調達
調達にあたっては、市保有の資機材及び市内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、関係機関等に応援を要請する。
 - ア 油吸着マット
 - イ 油処理剤
 - ウ オイルフェンス
 - エ 油吸収ポンプ
 - オ 消火剤
 - カ 空ドラム缶
 - キ ひしゃく
 - ク むしろ
 - ケ 土のう
 - コ 油回収船 等
- (4) 流出油の拡散防止及び除去又は処理等
- (5) 回収油等の処理
- (6) 沿岸住民に対する災害広報
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (8) 県又は他の市町に対する応援要請
- (9) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (10) 死傷者の救護、救助活動
- (11) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (12) その他必要な事項

5 県の活動

県は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 災害対策本部の設置
- (3) 流出油防除資機材の調達
- (4) 関係防災機関との総合調整
 - ア 流出油等の防除作業及び協力
 - イ 回収油等の処理
 - ウ 関係防災機関に対する応急対策活動の推進に関する協力要請
 - エ 救護班の派遣又は派遣要請
 - オ 広域応援協定等に基づく他の都道府県への応援要請
 - カ 自衛隊の派遣要請
 - キ 災害救援ボランティアの受入れ、調整
 - ク 国に対する報告及び応援要請

- ケ 関係隣接県との連絡調整
- コ その他必要な事項

6 警察署の活動

警察署は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集と付近住民への広報活動
- (2) 付近住民等の避難誘導
- (3) 緊急車両通行路の確保と交通規制
- (4) 警戒区域の設定と警戒警備
- (5) その他災害現場における必要な措置

7 漁業協同組合、関係企業その他の諸団体、市民の活動

漁業協同組合、関係企業等は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 海上保安部その他関係機関への事故情報の通報、連絡
- (2) 応急対策活動用資機材の調達
- (3) 自力による応急対策活動の実施
- (4) 海上保安部の指示に基づく応急措置の実施
- (5) その他必要な事項

8 東予地区排出油等防除協議会への要請

今治地区において、大量の排出油事故が発生した場合、東予地区排出油等防除協議会会長の要請により、各構成機関が連携して防災活動を実施する。

- (1) 東予地区排出油等防除協議会の業務
 - ア 排出油等防除計画の策定
 - (ア) 情報の連絡
 - (イ) 人員、施設、資材の動員、輸送
 - (ウ) 出動船艇相互間の通信連絡
 - (エ) その他必要事項
 - イ 排出油等防除に必要な施設、機材の整備推進
 - ウ 排出油等防除に関する研修及び訓練
 - エ 排出油等防除活動の実施の推進
 - オ 排出油等処理剤の使用に関する事項
 - カ その他流出油等防除に必要な事項

9 復旧・復興に向けての措置

県及び市は、被災地の復旧・復興にあたり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、次のような対策を講ずる。

- (1) 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切

な措置を講ずるよう指導する。

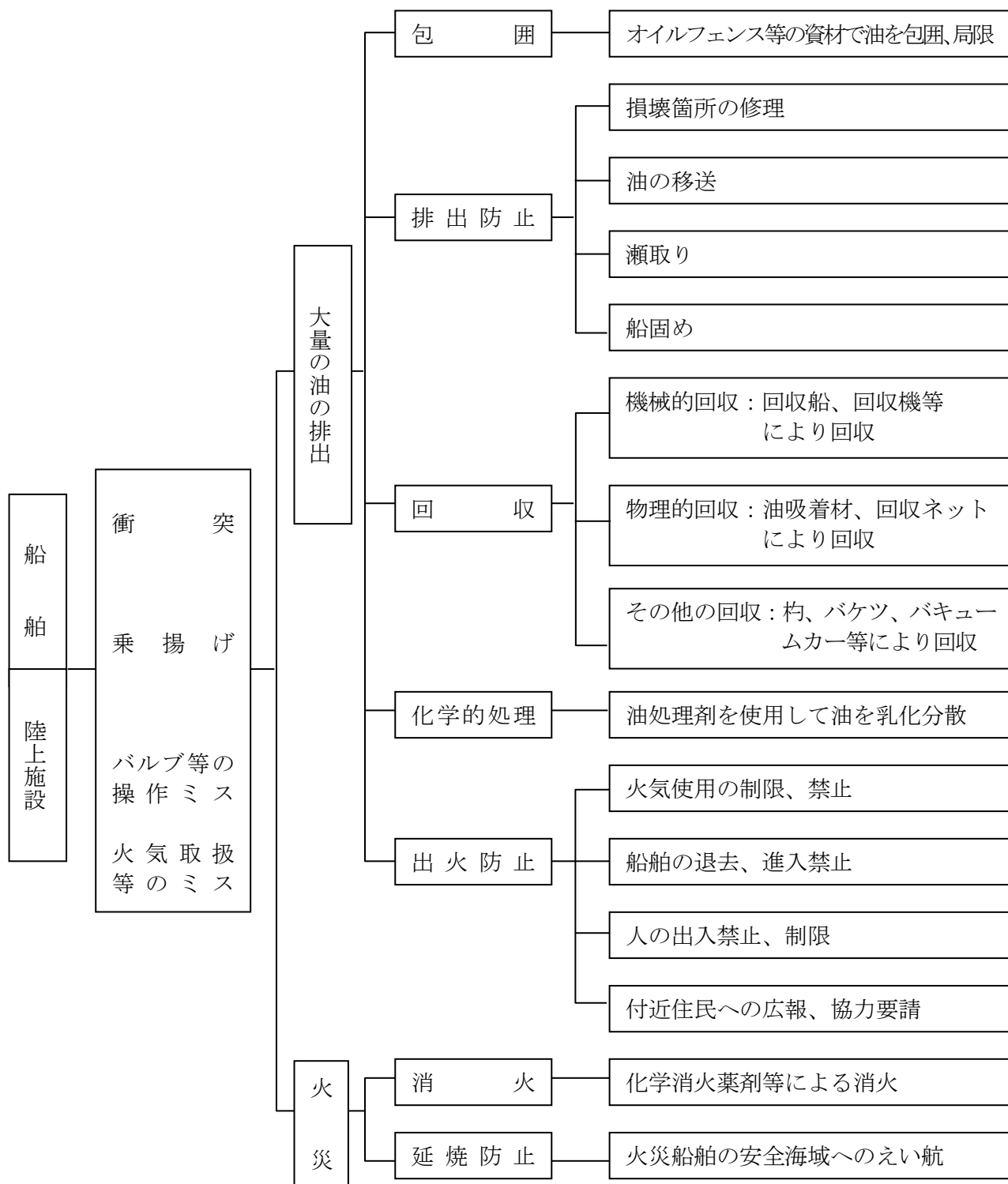
(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係わる工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

(3) 排出油等処理対策



第3節 原子力災害応急対策

市は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

1 活動体制の確立

市長は、災害の状況から判断して、市対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

2 情報の収集・連絡

(1) 原子力災害情報等の収集・連絡

市は、原子力災害対応に必要な措置をとるため、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時における留意事項、避難情報、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制などの正確かつきめ細やかな情報を、県及び関係機関等を通じて迅速に収集・連絡する。

(2) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県の災害対策本部等を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

3 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

イ 住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

ウ 役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

エ 情報伝達にあたって、同報系防災行政無線、コミュニティFM（緊急告知ラジオ）、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ

わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

4 広域避難者の受入れ

市は、四国電力株式会社伊方発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合、「原子力災害発生時等における避難者受入計画（伊方町編）（伊予市、八幡浜市編）」に基づき、避難者の受入れを行う。

(1) 連絡体制の確立

市は、県から警戒事態（異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階）の連絡を受けた場合は、県及び伊方町、伊予市、八幡浜市（以下「関係市町」という。）等との連絡体制を整える。

(2) 受入体制の立上げ及び受入準備

全面緊急事態（公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的リスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階）に至った場合には、市は、県又は関係市町からの要請により、避難者の受入体制を立ち上げるとともに、受入れのための指定避難所等の設営準備を開始する。

(3) 避難者の受入れ

市は、避難等の指示された場合には、県又は関係市町からの要請により、避難等の指示を受けた住民の受入れを行う。

(4) 避難退域時検査等

県及び事業者等は、放射性物質が放出された場合には、避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、避難退域時検査等を行う。

市は、避難退域時検査等を受けているか確認できない避難者に対し、避難退域時検査等を実施する。

(5) 避難経由所、指定避難所の開設及び運営等

市は、県からの要請により、避難経由所（避難者の振り分けのため必要に応じて設置）、指定避難所の開設、避難者の誘導、避難者の受入れ等を行う。指定避難所の運営は、原則として避難元市町において行い、市は協力支援を行う。

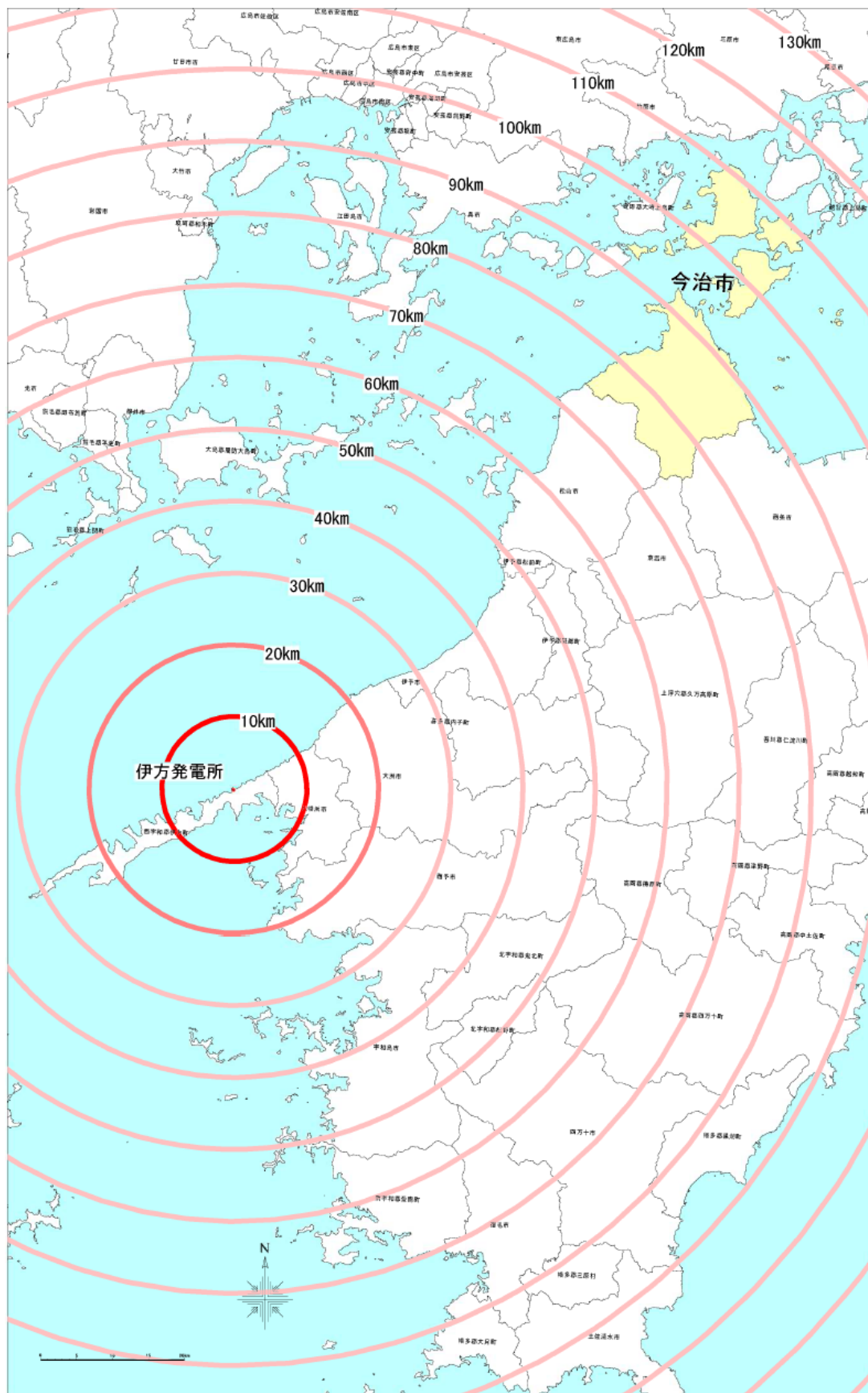


図 今治市と伊方発電所の位置

第4節 突発重大事故等応急対策

突発重大事故とは、航空機事故、列車事故、自動車事故等の交通事故、大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの人命が失われる突発的な大事故をいう。市及び関係機関は、突発重大事故発生の際には、密接な連携をとり、的確な応急対策を実施する。

1 連絡体制の確立

(1) 通報

市内において突発重大事故を発見した者は、直ちに市、消防署、警察署部等に通報する。

(2) 情報の収集、伝達

市、県及び当該事故の関係機関等は、情報の収集のために十分な連絡体制をとり、相互に情報を交換する。

2 応急措置

(1) 救助、救急医療活動

市、県、医師会、日本赤十字社、医療関係機関及び当該事故関係機関は、協力して次の措置を講ずる。

ア 医師及び看護師の派遣による救護所の設置

イ 医療資機材及び医薬品の輸送

ウ 負傷者の救助、救出

エ 現地における応急手当

オ 負傷者を搬送する後方医療機関の確保

(2) 消防活動

消防署及び消防団は、消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の拡大防止と軽減に努める。

(3) 救援物資の輸送

市、県及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、輸送する。

(4) 応急復旧用資機材の確保

市、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を調達、確保する。

(5) 交通対策

警察署、当該事故関係機関は、相互連携のもと必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(6) 災害対策本部の設置

市長は、災害の規模、事態の推移等によってその必要があるときは、災害対策本部を設置する。

(7) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて、現地災害対策本部を現地又は適切な場所に設置し、情報の一元化を図

り、効果的な応急措置を迅速に実施する。

3 事故処理

当該事故関係機関は、警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を、速やかに実施する。

第5節 大規模火災活動応急対策

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 活動体制の確立

市長は、災害の状況から判断して、市対策（警戒）本部の設置など適切な配備体制を取り、応急対策活動に必要な班を配備する。

2 県の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、市町等から情報収集するとともに、消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請するとともに、市町からの要請に応じて自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助救急活動の応援を要請する。

3 市の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動・火災の拡大防止を行う。
- (3) 火災の規模が大きく本市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (5) 多数の負傷者が発生した場合は、今治市医師会に対して医療救護班（市医師会）の編成及び出動を要請し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害

状況の把握に努める。

- (6) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

4 県警察の活動

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、搜索、措置活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第6節 林野火災活動応急対策

大規模な林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 活動体制の確立

市長は、災害の状況から判断して、市対策（警戒）本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

2 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町等からの情報提供に加え、速やかに消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 地元市町からの要請に応じて、消防防災ヘリコプターを出動させ、空中消火等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請するとともに、市町からの要請に応じて自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3 市の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり

水利等の確保を行う。

(4) 火災の規模が大きく本市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。

(5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

(6) 多数の負傷者が発生した場合は、今治市医師会に対して医療救護班（市医師会）の編成及び出動を要請し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

(7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

4 県警察の活動

(1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。

(2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。

(3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、搜索、措置活動等を行う。

(4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

※資料

資料 4－6 崩壊土砂流出危険地区一覧表

資料 4－7 山腹崩壊危険地区一覧表

資料 4－8 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

資料 4－9 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

資料 4－10 土石流危険渓流等一覧表

資料 4－11 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

資料 14－4 消防水利の概況

資料 15－1 東予地区排出油防除協議会会則

第 2 1 章 災害救助法の適用

《基本的な考え方》

災害のため大規模な被害を生じた場合の救助は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用により国の責任において行われる。県知事は、法定受託事務として救助の実施にあたることとなっている。

そのため、市は、災害により被害の程度が一定の基準を越える場合又は越えると思込まれる場合は、一刻も早く災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求め、被災者個人の基本的生活権の保護と社会秩序の安定を図る。

同法の適用を受けた場合、国の機関として県知事が行う救助のうち、県から通知された事項については、市対策本部が実施する。

なお、各班長は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録・整理し、本部総括班長に報告する。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・ 災害救助法の適用要請に関すること。
情報班（情報整理担当）	・ 災害救助法関係事務のとりまとめに関すること。
福祉対策班	・ 災害救助法の総括に関すること。

1 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に実施する。

2 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法施行令に基づく本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数	1, 500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	7, 000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号 前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多 数	第 1 条第 1 項第 3 号 後段
生命・身体への危害が生じた場合	被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	県知事が内閣総理大臣と協議	内閣府令第 1 条
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。		第 1 条第 1 項第 4 号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第 2 条第 1 号
	被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第 2 条第 2 号

※内閣府令（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第 4 号の内閣府令で定める基準を定める省令）

3 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

- ・全壊（全焼・流失）住家 1 世帯 ⇒ 滅失住家 1 世帯
- ・半壊（半焼） 住家 2 世帯 ⇒ 滅失住家 1 世帯
- ・床上浸水、土砂の堆積により一時的に
 居住できない状態になった住家 3 世帯 ⇒ 滅失住家 1 世帯

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

市域における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込み

であるときは、本部長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合には、県知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 発生報告

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害の状況
- (エ) すでにとった措置及びこれからとろうとする措置
- (オ) その他必要な事項

(災害発生直後把握できた範囲内で、電話又はFAXでまず報告すること。)

イ 中間報告（法適用事務が完了した後、変更の都度報告）

- (ア) 救助の種類別実施報告
- (イ) 災害救助費概算額調
- (ウ) 救助費の予算措置の概況

ウ 確定報告（応急救助の完了後）

法による救助が完了した時に行う。（文書で報告）

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けるものとする。

5 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料編「資料16-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」のとおりである。

この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

6 救助業務の実施者

災害救助法の適用前の救助業務は、市長が行う。

同法適用後の救助業務は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

市長は、知事から救助の実施について委任する通知があった場合に、次に掲げる救助の実務を実施する。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施機関	担当する救助事務
市長 (原則県から委任)	1 指定避難所の設置 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 4 医療・助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理

実施機関	担当する救助事務
	7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去
県知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の供与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割 分担に基づき、県及び市が業務を実施。市は補助機関と して業務にあたる。 2 医療及び助産 (DMA T の派遣など)

※資料

資料 9 - 3 災害の被害認定基準

資料 1 6 - 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

※様式

様式 R 0 災害救助法適用報告様式

様式 R 1 災害救助費概算額調 (様式 1)

様式 R 3 避難所設置及び避難生活状況 (様式 3)

様式 R 4 - 1 応急仮設住宅台帳 (建設型仮設住宅) (様式 4 - 1)

様式 R 4 - 2 応急仮設住宅台帳 (借上型仮設住宅) (様式 4 - 2)

様式 R 5 炊き出し給与状況 (様式 5)

様式 R 6 飲料水の供給簿 (様式 6)

様式 R 7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況 (様式 7)

様式 R 8 救護班活動状況 (様式 8)

様式 R 9 病院診療所医療実施状況 (様式 9)

様式 R 1 0 助産台帳 (様式 1 0)

様式 R 1 1 被災者救出状況記録簿 (様式 1 1)

様式 R 1 2 住宅応急修理記録簿 (様式 1 2)

様式 R 1 3 生業資金貸付台帳 (様式 1 3)

様式 R 1 4 学用品の給与状況 (様式 1 4)

様式 R 1 5 埋葬台帳 (様式 1 5)

様式 R 1 6 死体処理台帳 (様式 1 6)

様式 R 1 7 障害物除去の状況 (様式 1 7)

様式 R 1 8 輸送記録簿 (様式 1 8)

様式 R 1 9 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況 (様式 1 9)

様式 R 2 0 令第 4 条第 5 号から第 1 0 号までに規定する者の従事状況 (様式 2 0)

様式 R 2 1 扶助金の支給状況 (様式 2 1)

様式 R 2 2 損失補償の状況 (様式 2 2)

様式 R 2 3 法第 1 9 条の補償費の状況 (様式 2 3)

第 4 部 災害復旧・復興計画

第 1 章 公共施設の災害復旧

《基本的な考え方》

災害復旧対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施する。

1 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。特に、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関については、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、上水道、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）、砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）により実施する。
- (6) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）により実施する。
- (7) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、県又は国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。
- (8) 県が管理する道路と交通上密接な関連を有する市道について、工事の実施体制等の地

域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、権限代行制度により、当該工事を行うよう県に要請する。

- (9) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等への働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 激甚災害の指定

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律150号)」(以下「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出する。

3 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県及び市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4 災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

5 緊急融資の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するた

めに起債について所要の措置を行う等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の手段を講じて財源の確保を図るものとし、適切かつ効果的な融資措置が講じられるよう県、財務事務所等に働きかける。

第2章 民生安定計画

《基本的な考え方》

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

《対策の体系》

第2章 民生安定計画	
第1節	住宅の確保
第2節	雇用機会の確保
第3節	義援物資、義援金の受付及び配分
第4節	日本郵政グループの救援対策
第5節	罹災証明書等の発行
第6節	被災者台帳の作成
第7節	要配慮者の支援

第1節 住宅の確保

1 計画目標

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推進する。

2 対策

- (1) 市は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。
- (2) 県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。また、公営住宅等の供給に関する役割分担について県と協議し、必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅を供給する。
- (3) 相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

- (4) 火災、地震、津波、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅の建設等に必要な資金の融資をあっせんする。

第2節 雇用機会の確保

1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、公共職業安定所等と連携し、被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保に努める。

2 対策

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期就職の推進に努める。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校等による訓練を実施するよう努める。
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置
公共職業安定所を通じ、災害により失業の認定日に出席できない受給資格者に対して、事後に証明書による失業の認定を行い、失業給付を行う。

第3節 義援物資、義援金の受付及び配分

一般から抛出された義援物資、義援金で市に寄託されたもの、及び県又は日赤県支部から送付された義援物資、義援金を、確実に被災者に配分するため、義援物資、義援金の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

1 義援物資の受入れ・配分

物資供給班は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項について留意する。

(1) 物資受入の基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入を基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を1か所に大量に集約すること

が効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

イ 個人等からの義援物資の申出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

(3) 受入体制の広報

物資供給班は、本部総括班（広報担当）を通じ、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先及び送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受け付けること。

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、物資供給班は、本部総括班（広報担当）を通じ、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

2 義援金の受付

(1) 市への義援金を受け付けるために、情報班（情報整理担当）は受付窓口を設けるとともに、金融機関に専用口座を開設する。

(2) 義援金を受領したときは、寄託者に義援金領収書を発行する。

3 義援金の配分

(1) 義援金の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、福祉対策班が被災者に配分する。

(2) 被災者に対する配分は、福祉対策班が配分委員会を設置して公平かつ迅速に配分する。県の配分委員会が設置された場合は、その方針に従う。

(3) 配分委員会は、以下のことについて協議決定する。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ 配分状況の公表

オ その他義援金配分に関すること

4 義援物資、義援金の保管場所

(1) 義援金は、情報班（情報整理担当）が保管する。

- (2) 義援物資は、物資供給班が集積場所等に一時保管する。

第4節 日本郵政グループの救援対策

災害が発生し、その被害状況及び被災地の実情に応じて災害救助法が適用された場合には、郵便、郵便貯金、簡易保険の非常取扱が実施される。

詳細は災害時に報道発表される。

1 郵便

- (1) 被災者が出す郵便物（一部の種類に限定）の料金免除
- (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除（被災者救助用寄付金・見舞金で現金書留としたものなど）

2 郵便貯金

- (1) 通帳・証書・印章等を失くされた場合であっても、ご本人であることが確認できれば、20万円までは取り扱うなど
- (2) 郵便振替による災害義援金の送金手数料無料（通常払込、通常振替）

3 簡易保険

保険料の払込期間の延伸、保険金、貸付金、還付金の非常即時払いなど

第5節 罹災証明書等の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、「罹災証明発行事務マニュアル」に基づき、被害認定調査及び罹災証明発行体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書等を発行する。

1 発行の手続

情報班（被害調査担当）は、市対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「罹災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明」発行申請に対して、住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を発行する。

また、「罹災台帳」等により確認できない場合でも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合は罹災証明書を発行する。

一方、住家以外のものが罹災した場合においては、写真等で確認し、被災者から罹災の届出があったことを証明する罹災届出証明書を発行する。

なお、罹災証明書等の発行手数料については、無料とする。

2 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 住家

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 準半壊に至らない（一部損壊）

第6節 被災者台帳の作成

中長期にわたる各種被災者支援について、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援の実施状況、配慮すべき事項など一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者援護に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討を行う。

(1) 被災者台帳への記載事項（災害対策基本法第90条の3）

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載・記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の災害
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ その他必要な事項（災害対策基本法施行規則第8条の5）

(2) 台帳情報の利用（災害対策基本法第90条の4）

市長は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、目的外利用又は提供できるものとする。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方自治体に台帳情報を提供する場合、提供を受ける者が、被災者に対する救護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(3) 県等からの被災者情報の提供（災害対策基本法第90条の3）

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、県知事等に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第7節 要配慮者の支援

1 計画目標

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、福祉対策班は速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 対策

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、指定一般避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

※資料

資料19-4・2 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）

資料19-4・5 災害時における被災者支援に関する協定書（愛媛県行政書士会）

※様式

様式24 確認台帳

様式25 罹災証明書発行台帳

様式26 罹災証明申請書

様式27 罹災届出証明申請書

様式28 罹災届出証明書発行台帳

様式29 義援金・義援物資領収書

第3章 経済秩序安定計画

《対策の体系》

第3章 経済秩序安定計画	
第1節	税、公共料金等の措置
第2節	災害弔慰金、生活資金等の支援
第3節	被災者生活再建支援金
第4節	中小企業・自営業への支援
第5節	流通機能回復
第6節	生活相談の実施

第1節 税、公共料金等の措置

1 租税の徴収猶予及び減免

災害により財産等に被害を受け一定の要件を満たす場合、租税の特別措置が受けられる。

(1) 地方税

被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税、国民健康保険税等）について、一部軽減又は減免、徴収の猶予、期限の延長を行う。

(2) 国税

被災納税者について、次の措置を行う。

- ア 所得税の軽減
- イ 予定納税の減額
- ウ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予等
- エ 納税の猶予
- オ 申告などの期限延長

2 国民年金保険料、介護保険料等の減免・猶予等

- (1) 国民年金保険の被保険者について、免除の措置を行う。
- (2) 事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限を延長する。
- (3) 介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置を講ずる。

3 保育所等徴収金の減免

- (1) 災害により被害を受けた場合は、保育所等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、母子生活支援施設その他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免する。
- (2) その他地方公共団体の公的徴収金等については、災害により被害を受けたときは、必

要に応じ、救済措置を行う。

4 放送受信料の免除

災害により被害を受けた受信契約者に対して、受信規約及び免除基準により、一定期間NHKの放送受信料免除が実施される。

5 公共料金・使用料等の特別措置

災害規模などの状況によっては、各事業者の規程により電気、ガス、電話料金等の軽減、免除等が実施される。

6 ごみ処理手数料の減免

災害により罹災証明書、罹災届出証明書の発行を受けたものは、今治市クリーンセンター等にごみを直接搬入する場合に減免措置が受けられる。

第2節 災害弔慰金、生活資金等の支援

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の給付

福祉対策班は、今治市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対し災害障害見舞金の支給を行う。

2 災害見舞金等の支給

「愛媛県災害見舞金等交付内規」に基づき、火災及び自然災害により災害を受けた被災者には災害見舞金、被災者の葬祭を行う者には弔慰金の支給を行う。

3 災害援護資金の貸付

福祉対策班は、今治市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた被災者に対して生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

4 生活福祉資金貸付制度

市社会福祉協議会は、低所得者で他から融資を受けることができないもので、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯からの申込みを受け、生活福祉資金の貸付を行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の対象者は適用除外となる。

また、生活福祉資金として、緊急小口資金、修学資金、厚生資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護資金、長期生活支援資金などの貸付を行う。

5 母子・父子・寡婦福祉資金

災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講ずる。

6 災害復興住宅貸付

(1) 融資対象

ア 災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地及び土地又は借地権を取得しようとする者

イ 災害復興住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権を取得しようとする者

ウ 災害復興住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地を行おうとする者

(2) 大災害の場合の被災住宅の建設、補修等に要する資金の貸付

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害を受けた市町が1以上ある災害

イ 上記災害に準ずる災害で主務大臣が指定するもの

(3) 激甚災害の場合の被災住宅の建設に要する資金の貸付

ア 激甚災害指定基準1及び8

イ 激甚な災害で、長期にわたって住民の日常生活に著しい支障を生じさせているものとして主務大臣が指定するもの

第3節 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 支給対象世帯

自然災害により

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(2) 支給内容

次の2つの支援金の合計額を支給する。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(3) 被災者生活再建支援金の申請受付等

福祉対策班は、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類

の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。

第4節 中小企業・自営業への支援

1 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、必要に応じ共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供を行う。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

(4) 災害時における主な中小企業関係融資の種類

- ア 災害復旧資金貸付
- イ 災害復旧高度化資金
- ウ 小規模企業設備資金
- エ 中小企業体質強化資金
- オ 経営安定関連保証
- カ 災害関係特例保証
- キ 雇用調整助成金
- ク 職場適応訓練費の支給

2 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

(3) 災害時における主な農林漁業関係融資の種類

- ア 日本政策金融公庫による資金貸付
- イ 農業近代化資金及び漁業近代化資金等の償還条件の緩和
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく天災融資制度

3 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携しイベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し誘客対策を実施する。

第5節 流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の推進を図る。

1 商品の確保

(1) 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

(2) 鉄道、道路、港湾等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

(1) 市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、人心の安定を図る。

(2) 市場等の再開

関係各機関は、市場等が速やかに営業を再開されるよう、施設、設備の復旧の指導を行う。

第6節 生活相談の実施

(1) 相談窓口の設置

災害復旧段階では、民生安定及び経済秩序安定のため、被災者に対する生活相談が必要となってくる。このため、市民環境班は、災害発生後速やかに各関係機関の協力を求めて生活相談を実施し、災害に関する市民からの苦情、要望その他相談に応じ²るものとする。

なお、必要に応じて、被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける総合相談窓口を設置する。外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(2) 生活再建支援策等の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、次の事項を広報・PRする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報 等

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報・サービスを提供する。

(3) 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

※資料

資料17-1 災害弔慰金等一覧表

第4章 復興対策

《基本的な考え方》

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、大規模災害時に人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

なお、復興対策にあたっては、男女共同参画の視点を反映するよう留意する。

《計画の体系》

第4章 復興対策	
第1節	災害復興本部の設置
第2節	復興計画の策定
第3節	災害復興事業の実施

第1節 災害復興本部の設置

市長は、被害状況を速やかに把握し、災害復興対策の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする今治市災害復興本部を設置する。

また、地域振興部長を長とする事務局を防災危機管理課内に置く。

第2節 復興計画の策定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定する。

1 災害復興検討委員会の設置

本部長は、学識経験者、有識者、関係機関、関係団体に属する者、市民等により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 復興計画の策定

(1) 計画の策定

本部長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市総合計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

3 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を活用し、復興を推進する。

(1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。

(2) 市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 県は、本市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

(4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関もしくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあつせんを求める。

(5) 市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

(6) 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

4 防災まちづくりを目指した復興

(1) 必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを推進する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確

にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定し、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、ヘリコプター離着陸場としての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (10) 復興まちづくりにあたっては、地域住民の意向を丁寧に把握し、地域に寄り添った合意形成手続きを進める。また、住まいと暮らし、生業について将来展望を持てる地域の姿を早期に示すことに努める。
- (11) 地区の整備をどのように行うべきかについては、地域住民の居住や事業の継続意向に加え、「地域住民の経済的負担や事業終了までの期間の長さ、地区の課題解決との兼ね合い」も踏まえ、きめ細やかに検討を行うよう努める。
- (12) 集落は、水産業や農林業といった生業との関わりが深いという地域特性があり、集落の将来像を描いていくためには、農林水産業等に関わりのある居住者全体で、生業に関わる施設との関係も含めた議論を行うよう努める。

(13) 大規模な断水や停電等の発生に備え、災害用の井戸の整備、分散型電源（再生可能エネルギー、蓄電池、コジェネレーション、電動車等）の活用、下水道等から浄化槽への転換など、災害に強いまちづくりに取り組むことに努める。

第3節 災害復興事業の実施

本部長は、県及び関係機関、団体並びに市民、事業所等と協力して、災害復興事業を推進する。

1 予算の編成

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行方針及び当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため県と調整を図りながら、財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等により、復興財源の確保を検討する。

3 事業推進の留意事項

(1) 被災地の復興については、市が主体となって、市民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

(2) 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた災害におい

ては、関係する市町等と連携をとり、計画的な復興に努める。

- (3) 事業を進めるにあたり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行う。

今治市地域防災計画
(風水害等対策編)
今治市水防計画

令和 7 年 3 月修正

発 行 今 治 市 防 災 会 議
事務局 今治市地域振興部防災安全局
防災危機管理課

今治市別宮町一丁目 4 番地 1

電 話 (0898) 36-1558

F A X (0898) 32-2765

